史跡興道寺廃寺跡
整備基本構想

2021

美浜町教育委員会

史跡興道寺廃寺跡整備基本構想

２０２１

美浜町教育委員会

例　言

1．本書は、福井県三方郡美浜町興道寺に所在する史跡興道寺廃寺跡の整備基本構想である。

2．史跡興道寺廃寺跡の整備基本構想策定事業（以下、「本事業」という。）は、美浜町教育委員会が主体となり、令和２年度に実施した。

3．本事業の実施にあたっては、史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会設置要綱に基づき「史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会」を令和２年(2020) ９月 30 日に設置し、適宜、委員会会議において専門的見地からの指導を受け、美浜町教育委員会がとりまとめた。

4．本事業の事務は美浜町教育委員会事務局（歴史文化館）において行った。

5．本事業の実施にあたっては、その業務の一部を株式会社イビソク福井営業所に委託した。

6．本書は史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会の指導のもと、美浜町教育委員会事務局歴史文化館　松葉竜司が執筆、編集した。なお、株式会社イビソク　寸田彩加氏（まちづくり事業部）の全面的なご協力を賜った。

7．本書では、国史跡を指す場合は「興道寺廃寺跡」、遺跡名を指す場合は「興道寺廃寺」と呼び分けるものとする。

目　次

第１章　基本構想の目的
第１節　構想策定に至る経緯と経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節　対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第３節　上位・関連計画との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　史跡興道寺廃寺跡の概要と現状
第１節　史跡指定地および周辺の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）自然的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（２）歴史的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（３）社会的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第２節　史跡興道寺廃寺跡の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（１）興道寺廃寺の歴史　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（２）発掘調査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（３）史跡の指定状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（４）史跡の本質的価値とその構成要素　・・・・・・・・・・・・・58
第３節　現状と課題の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
（１）保存・整備の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
（２）公開・活用の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
（３）周辺の関連文化財・歴史遺産との広域関連整備の課題
・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第３章　整備の基本理念と基本方針
第１節　整備の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
第２節　整備の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

第４章　基本構想
第１節　全体整備構想　・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第２節　各整備の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（１）調査・研究の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（２）遺構保存の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（３）初期整備と整備基本計画等の策定に対する方針
・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（４）復旧（修復）の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（５）遺構表現に関わる方針　・・・・・・・・・・・・・・・・71
（６）景観整備に関わる方針　・・・・・・・・・・・・・・・・73
（７）案内・解説に関わる展示の方針　・・・・・・・・・・・・・74
（８）便益・管理施設に関わる方針　・・・・・・・・・・・・・・77
第３節　活用、管理・運営の方針　・・・・・・・・・・・・・・・79
（１）公開・活用に関わる方針　・・・・・・・・・・・・・・・・79
（２）関連文化財等との有機的な整備活用に関わる方針・・・・・・・・・・80
（３）管理・運営に関わる方針　・・・・・・・・・・・・・・・・81

第５章　事業化に向けた課題の整理と整備スケジュール
第１節　事業化に向けた課題の整理　・・・・・・・・・・・・・・85
第２節　整備スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

参考文献一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・88

別添図　・・・・・・・・・・・・・・・・・89・90

資料編　関係法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

第１章　基本構想の目的

第１節　構想策定に至る経緯と経過

史跡興道寺廃寺跡（以下、「興道寺廃寺跡」という。）は、福井県三方郡美浜町興道寺に所在する古代寺院跡である。これまでの発掘調査で、法起寺式伽藍の遺構配置が良好に残り、７世紀後半の創建から８世紀後半以後の再建、10世紀初頭の廃絶に至る伽藍の変遷と寺域の規模がおおむね明らかとなったことから、古代寺院の造営過程と有力氏族の仏教信仰の展開を知るうえで重要な遺跡であるとして、平成30年(2018) ２月13日に史跡指定された。

美浜町では、興道寺廃寺跡とその本質的価値を適切に保存・活用していくため、令和２年(2020) ３月に『史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書』（以下、『保存活用計画』という。）を策定した。令和２年度は、その計画に基づき『史跡興道寺廃寺跡整備基本構想』（以下、『整備基本構想』という。）を策定することとした。

基本構想の策定にあたり、資料１の要綱に基づき「史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会」（以下、「基本構想策定委員会」という。）を設置し、２回の会議を行い、『整備基本構想』の内容について協議、検討を行った。委員会の構成は表１のとおりである。

なお『整備基本構想』の策定においては、令和３年１月に文化庁文化資源活用課　中井將胤調査官に指導助言を賜った。また、同２月に福井県農林水産部中山間農業・畜産課　農地管理グループ、同土木部土木管理課　土地利用・管理グループ、美浜町産業振興課から指導助言を賜った。

令和３年（2021）１～２月に『基本構想』（案）のパブリックコメントを実施したが、意見提出はなかった。令和３年（2021）３月をもって基本構想の策定を完了した。

表１　史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会委員名簿

区　分	氏　名	所　属	備　考
委員長	門井 直哉	福井大学教育学部　教授	歴史地理学
副委員長	中西 紘子	美浜町文化財保護委員会　委員	地域代表
委　員	菱田 哲郎	京都府立大学文学部歴史学科　教授	考古学
	渡辺 丈彦	慶應義塾大学文学部　教授	考古学
	内田 和伸	奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室　室長	遺跡整備
	西野 宏司	興道寺区　区長（令和２年９月～令和３年１月）	地域代表
	柴田 重光	興道寺区　副区長（令和２年９月～令和３年１月） 興道寺区　区長（令和３年２～３月）	地域代表
	鳥居 辰雄	興道寺区　副区長（令和３年２～３月）	地域代表
助言者	中井 將胤	文化庁　文化資源活用課　整備部門　文化財調査官	
	中川 佳三	福井県教育庁生涯学習・文化財課　文化財グループ	
	鈴間 智子	福井県教育庁生涯学習・文化財課　文化財グループ	
事務局	森本 克行	美浜町教育委員会　教育長	
	浜野 有美	美浜町教育委員会事務局　局長	
	渡辺 直史	美浜町教育委員会事務局　歴史文化館　館長	
	松葉 竜司	美浜町教育委員会事務局　歴史文化館　副館長	
コンサルタント		株式会社イビソク福井営業所	

資料１　史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会設置要綱

史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会設置要綱

令和２年９月 30 日

（設置）

第１条　国史跡・興道寺廃寺跡を適正に保存管理しながら地域資源として活用し、地域の活性化に資する整備基本構想（以下「構想」という。）を策定するため、史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、興道寺廃寺跡に関する次の事項について調査及び審議するものとする。

(1) 整備基本構想の策定に関すること。

(2) その他整備基本構想の策定のために必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する７人以内で組織する。

(1) 学識経験及び専門知識を有する者

(2) 地元関係者

(3) その他教育委員会が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から構想の策定が完了した日までとする。

２　任期途中で辞職した委員の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長にあっては委員の互選により、副委員長にあっては委員長の指名により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　委員会は、第２条の各号に定める所掌事項に関して助言・指導を得るため、庁内関係部署、その他の関係機関、関係者等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条 委員会の庶務は、歴史文化館において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年９月３０日から施行する。

表２　審議等の経過

開催日時	実施内容	審議事項等
令和２年（2020） 12月11日（金）	第１回 委員会	①史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定の目的とスケジュール ②興道寺廃寺跡整備基本構想　素案の検討
令和３年(2021) １月21日（木）	文化庁 協議	①史跡興道寺廃寺跡整備基本構想の内容について ②興道寺廃寺跡整備活用のスケジュールについて
令和３年（2021） ２月９日（火）	第２回 委員会	①史跡興道寺廃寺跡整備基本構想　素案の検討 ②興道寺廃寺跡整備活用のスケジュールについて
令和３年（2021） １月26日(火)～ ２月７日(日)	パブリック コメント	美浜町教育委員会窓口、美浜町歴史文化館窓口、 美浜町ホームページにて受付 結果、意見提出なし

第２節　対象範囲

今回の計画対象範囲は、図１のとおりとする。『保存活用計画』で示した「将来的な保護活用

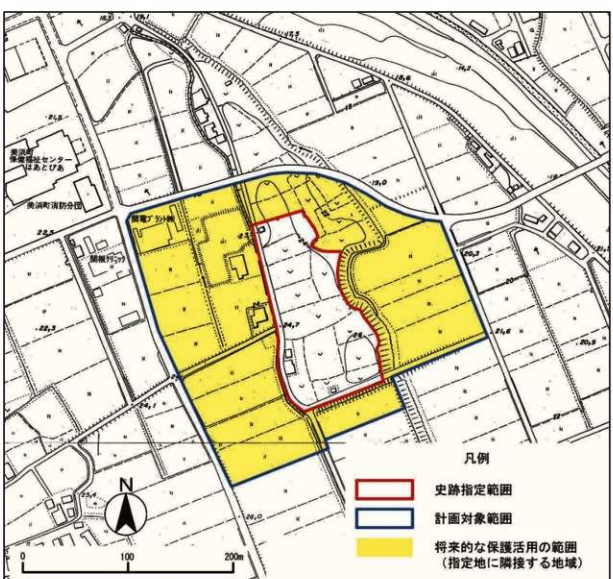

図１　整備基本構想の対象範囲（史跡指定地周辺）

図２　整備基本構想の計画対象となる主な文化財等の分布図

の範囲」と同一範囲である。また、興道寺廃寺跡に関連する文化財や、美浜町内の文化財および自然景観、史跡指定地周辺の文化施設や観光施設についても、興道寺廃寺跡と一体的な活用が図れるよう、史跡周辺地域として、『整備基本構想』で検討する（図２参照）。

第３節　上位・関連計画との関係

興道寺廃寺跡の保存活用に関する主な美浜町の上位計画、関連計画は表３、図３のとおりである。

表３　上位・関連計画の一覧

名　称	策定年月	編集・発行	計画期間
『第五次美浜町総合振興計画』	平成 28 年３月	美浜町企画政策課	平成 28 年度～同 37 年度（令和７年度）
後期基本計画	令和３年３月	美浜町まちづくり推進課	令和３年度～同７年度
『美浜町都市計画マスタープラン』	平成 23 年９月	美浜町土木建築課	平成 23 年度～同 42 年度（令和 12 年度）
『美浜創生総合戦略』	平成 28 年３月	美浜町企画政策課	平成 27 年度～同 32 年度（令和２年度）
『第２期美浜創生総合戦略』	令和３年３月	美浜町まちづくり推進課	令和３年度～同７年度
『美浜町観光振興計画』	平成 26 年３月	美浜町商工観光課	平成 26 年度～同 35 年度（令和５年度）
『第二次美浜町環境基本計画』	平成 29 年３月	美浜町住民環境課	平成 29 年度～同 38 年度（令和８年度）
『美浜町景観計画』	平成 31 年３月	美浜町土木建築課	－
『美浜町教育大綱』	平成 28 年２月	美浜町教育委員会	平成 28 年度～同 32 年度（令和２年度）
『美浜町教育大綱』	令和３年３月	美浜町教育委員会	令和３年度～同７年度
『美浜町教育振興計画』	平成 28 年３月	美浜町教育委員会	平成 28 年度～同 32 年度（令和２年度）
『美浜町教育振興計画』	令和３年３月	美浜町教育委員会	令和３年度～同７年度
『美浜町生涯学習推進プラン』	平成 12 年６月 平成 24 年 12 月改定	生涯学習推進プラン策定委員会	平成 12 年度～
『美し美浜の文化をめざして 再版　文化財の保護・活用に関する専門委員会の提言』	平成 12 年９月	文化財の保存・活用に関する専門委員会、美浜町	－
『福井県文化財保存活用大綱』	令和２年３月	福井県教育委員会	－
『史跡興道寺廃寺跡保存活用計画』	令和２年３月	美浜町教育委員会	令和２年度～同 11 年度
『文化財保存活用地域計画書』	美浜町教育委員会（今後策定）		

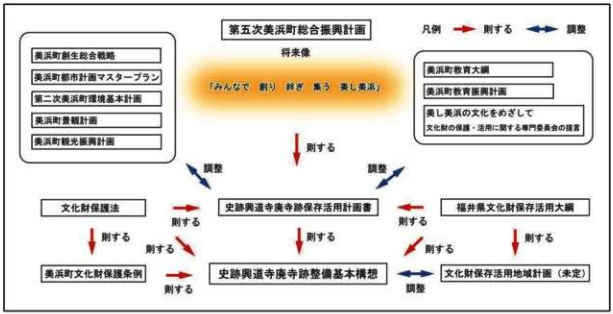

図３　史跡興道寺廃寺跡整備基本構想の位置づけ

『第五次美浜町総合振興計画』

『第五次美浜町総合振興計画』は平成 28 年度(2016)から同 37 年度（令和 7 年度(2025)）の 10 年間を計画期間とし、「みんなで 創り 絆ぎ 集う 美し美浜」を将来像として掲げている。『史跡興道寺廃寺跡整備基本構想』は、『第五次美浜町総合振興計画』の基本目標の「未来をひらき人と文化を育む まち」や「活気とにぎわいのある まち」を、具体的に実現するための計画のひと

１－６　歴史文化の伝承　～歴史に思いをはせる ふるさとづくり～

①歴史文化の掘り起こしと調査

・興道寺廃寺など重要遺跡の発掘調査を実施します。

②歴史文化の保存と継承

・後世へ歴史を伝える遺跡の発掘調査を今後も継続して実施し、その歴史的価値を周知し、後世に残し伝えていきます。

・寺社や遺跡などの歴史的遺産と伝統行事が一体となった歴史的景観の保全と継承に努めます。

・歴史文化への興味、関心を高めるために、歴史フォーラム、歴史講座、体験教室などを開催します。

・文化財保護関係機関と連携し、文化財保護啓発と地域の理解を得ていきます。

③文化財の活用と情報発信

・美浜町歴史文化館において、祭礼、伝統芸能、民俗文化財の活用の検討と情報発信などを行い、文化財の拠点としていきます。

・歴史講座や歴史フォーラムの継続的実施や、パンフレット、インターネットを利用した情報発信に努めます。

３－５　観光の振興　～地域の特性を活かした観光を目指して～

①観光施設の整備と地域資源の掘り起こし

・歴史文化や史跡の修景整備による観光活用を図ります。

つとして位置付けられる。

基本目標の「未来をひらき人と文化を育む まち」では、歴史文化の伝承を行うために、①歴史文化の掘り起こしと調査、②歴史文化の保存と継承、③文化財の活用と情報発信の３つの施策を設定している。各施策のうち、興道寺廃寺跡に関する内容は上記のとおりである。

また、基本目標の「活気とにぎわいのある まち」では、観光の振興を行うために、①観光施設の整備と地域資源の掘り起こし、②地域観光のイメージアップと多様な観光魅力づくり、③高速交通体系整備に伴う広域的な周遊観光の取り組み、④観光振興推進組織体制の構築、⑤国内外の誘客プロモーション活動の推進の５つの施策を設定している。各施策のうち、興道寺廃寺跡に関するものとして①観光施設の整備と地域資源の掘り起こしが該当する。

なお、令和３年度(2021)から同７年度(2025) の５年間を後期計画と位置付け、令和２年度にこの計画の策定を行っており、興道寺廃寺に関する箇所は以下のとおり改訂される予定である。

１－６　歴史文化の伝承　～歴史を学び、活かすふるさとづくり～

（１）歴史文化の掘り起こしと調査

①国吉城址、興道寺廃寺など重要遺跡の発掘調査を実施します。

④開発事業に対応した埋蔵文化財の調査、保存を進めます。

（２）歴史文化の保存と継承

③興道寺廃寺跡などの遺跡の発掘調査成果をまとめ、その価値を広く周知するとともに、保存活用を計画的に進めます。

⑥寺社や遺跡などの歴史的遺産と伝統行事が一体となった歴史的景観の保全と継承に努めます。

⑦歴史文化への興味、関心を高めるために、フォーラム、講座、体験教室などを開催します。

⑧文化財保護関係機関と連携し、文化財保護啓発と地域の理解を得ていきます。

（３）文化財の活用と情報発信

①美浜町歴史文化館を拠点とした祭礼、伝統芸能などの民俗文化財の保存活用、普及啓発を進めます。

②文化財に係るパンフレット、インターネットなどの多様な情報媒体を活用した情報発信に努めます。

③地元が主催する歴史文化活動への協力に努めます。

３－５　観光の振興　～地域の特性を活かした観光を目指して～

（１）観光施設の整備と地域資源の掘り起こし

④歴史文化や史跡の修景整備による観光活用を図ります。

『美浜町都市計画マスタープラン』

『美浜町都市計画マスタープラン』は平成 23 年度(2011)から同 42 年度（令和 12 年度(2030)）の約 20 年間を計画期間とし、「自然 かがやき 人 いきいき まちがにぎわう 美し美浜」を将来像として掲げている。まちづくりの目標として、①まちの活力を創出する多様な拠点とネットワークづくり、②安心して暮らせる持続可能な生活空間づくり、③美浜の「美」を継承するまちづくり、④共学と共働で進めるまちづくりの４つの目標を設定している。

目標③の「美浜の「美」を継承するまちづくり」では、質の高い生活空間の背景として町内の

自然や文化財を良好に保全し、質の高い景観へと育成し、住民共有の財産として継承していくことを目標として掲げている。興道寺廃寺跡が位置する耳地区のまちづくりや土地利用の考え方は次のとおりである。

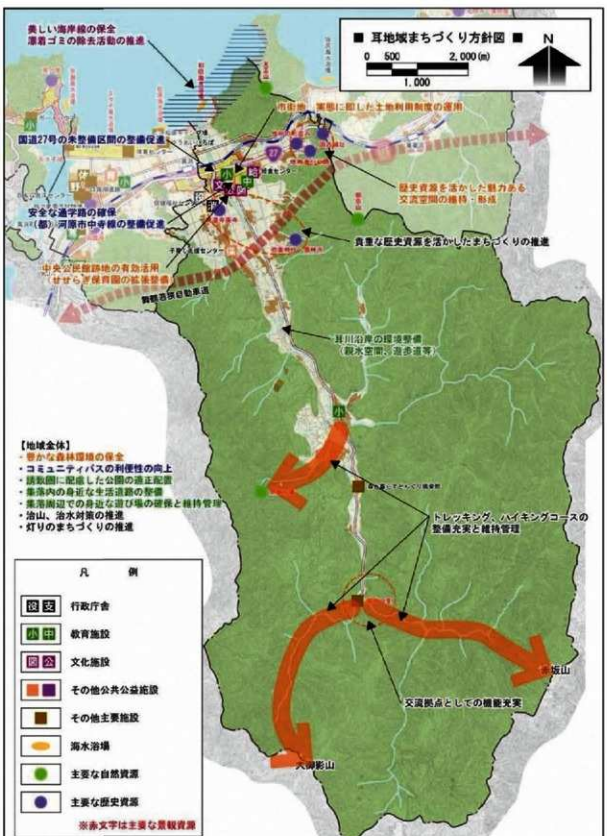

図 4　耳地区のまちづくり方針（『美浜町都市計画マスタープラン』p79 より引用）

・歴史文化拠点を耳川流域の古代遺跡群とし、弥美神社、興道寺廃寺、獅子塚古墳群、興道寺窯など耳川流域に点在する寺院、古代遺跡群の周辺は自然環境と一体となった良好な文化的景観として、また古代に触れる周回ルートとして環境整備に努めます。
・興道寺廃寺、弥美神社など貴重な歴史資源を活かしたまちづくりの推進。

『美浜創生総合戦略』

『美浜創生総合戦略』は平成 27 年度(2015)から同 32 年度（令和２年度（2020））までの６年間を計画期間とし、人口減少対策に町をあげて取り組むための方針を示したものである。基本目標として、①美浜を活かす「産業振興」と「しごとの創出」、②美浜の希望を繋ぐ「ひと」の流れを構築、③美浜の未来を担う「若い世代の結婚」と「出産・子育て支援」、④美浜を育てる「地域づくり・地域間連携」と「安心な暮らしづくり」の４つの目標を設定している。目標①の「美浜を活かす「産業振興」と「しごとの創出」」では、三方五湖や興道寺廃寺跡などの自然・歴史に関する資源について、国内外への情報発信を行う観光アプリの開発に取り組むことを掲げている。

なお、令和３年度(2021)から同７年度(2025) の５年間を対象期間として、令和２年度に第２期美浜創生総合戦略の策定を行っており、「基本目標２　人との新たなつながりを築く“交流”の拡大　３　観光資源を活用した交流人口の拡大」の１項目に「若狭国吉城や興道寺廃寺など歴史資源の魅力アップによる交流の拡大」が掲げられる予定である。

『美浜町観光振興計画』

『美浜町観光振興計画』は平成 26 年度(2014)から同 35 年度（令和５年度(2023)）までの 10 年間を計画期間とし、「自然が美しく輝き、産業や生活文化、そして人が活き活きと輝くことによって、多様な来訪者が集うまち」を将来像として掲げている。

本計画は『美浜町総合計画』の観光・交流に関わる計画として位置付けられ、①町民が美しい自然を誇るまちづくり、②来訪者が食や食を生み出す自然、人の営み、もてなしに感動・感嘆するまちづくり、③来訪者が美浜ライフを楽しめ、町民も喜びに思うまちづくり、④観光まちづくり振興推進組織体制の確立の４つの目標を設定している。上記目標の達成に向けて、町内を①三方五湖ゾーン、②敦賀半島西海岸ゾーン、③新庄山里ゾーンの三地区に分け、それぞれの地域において「美浜町ならでは」の地域資源を活かした多様な観光魅力づくりや、観光振興組織体制の確立と人材育成等に取り組むとしている。

『第二次美浜町環境基本計画』

『第二次美浜町環境基本計画』は平成 29 年度(2017)から同 38 年度（令和８年度(2026)）までの 10 年間を計画期間とし、環境保全に取り組むための方針を示したものである。本計画は『第五次美浜町総合振興計画』の環境に関わる計画として位置付けられる。基本目標として、①環境にやさしい、みはま人づくり、②みはまの地域環境の保全・創出、③みはまの生活環境の保全、④みはまの低炭素・循環型社会の形成の４つの目標を設定している。

目標②「みはまの地域環境の保全・創出」では、歴史資源や伝統行事の保全・継承を町民と行

政が協働で行うとともに、歴史資源の情報発信を行っていくことを掲げている。興道寺廃寺跡が位置する耳地区における環境配慮の考え方は次のとおりである。

- 弥美神社を始めとする歴史ある神社や伝統文化を、地域住民が協力して大切に保存・継承します。
- 美しい山地の風景や耳川などの川を、なるべく手を加えないで自然のまま残します。
- 国吉城址を保全し、本町の歴史観光拠点となる景観を創出します。
- 山中など不法投棄の疑いがある場所では、実効性のある監視体制の整備に向けて地域住民と町が協力して取り組みます。

『美浜町景観計画』

『美浜町景観計画』は美浜町全域の景観形成に関する方針や具体的な行為の制限、景観形成の基準等、今後の景観施策の基本的な方向性を示したものである。目指すべき将来像（目標）を「豊かな自然環境と心安らぐまち」とし、基本方針として①「美浜の「美」を守る景観づくり」、②「美浜の「美」を育てる景観づくり」、③「美浜の「美」を活用する景観づくり」の３つの目標を設定している。①「美浜の「美」を守る景観づくり」や、③「美浜の「美」を活用する景観づくり」では、歴史文化や歴史的資源を保全・活用し、魅力ある景観形成に取り組むことを掲げている。

本計画は美浜町内を６種類の景観特性に分類し、このうち興道寺廃寺跡は「歴史の景」、その周辺は「里の景」に位置づけられる。興道寺廃寺跡およびその周辺における景観形成の考え方は次のとおりである。

- 広々とした田園やその中に点在する集落、集落間を結ぶ里道や農道、田園を流れる水路や川が織りなす景観を、里の景として美しい景観づくりを進めます。
- 旧丹後街道である町道佐柿・郷市線や、国吉城址、興道寺廃寺跡周辺は、歴史を感じさせる豊かなまちなみの形成に努めることで、長年にわたって愛される歴史の景として、美しい景観づくりを進めます。
- 国吉城址や興道寺廃寺跡をはじめ、町内外の人々に歴史や文化を感じてもらえるような景観づくりを進めます。

『美浜町教育大綱』

『美浜町教育大綱』は平成 28 年度(2016)から同 32 年度（令和２年度(2020)）までの５年間を計画期間とし、教育、学術、文化の振興に向けての方針を示したものである。本計画は『第五次美浜町総合振興計画』の教育に関わる計画として位置付けられる。基本理念として「個性と能力を伸ばし　夢を実現する　ひとづくり」を掲げ、基本目標として、①「保育園から学校へとつなぐ子育て支援」、②「未来を創り育てる学校教育」、③「人が集い英知を活かす生涯学習」の３つを設定している。

目標③「人が集い英知を活かす生涯学習」では、歴史文化館を中心とした歴史・文化の伝承に取り組むとしている。

なお、令和２年度において令和３年度から同７年度までの５年間を対象期間とする新たな美浜町教育大綱を策定しており、令和３年４月から新しい教育大綱が運用される。新・教育大綱では以下の基本目標を掲げている。

6　歴史文化の伝承　～歴史を学び、活かすふるさとづくり～
郷土の誇りとなる伝統文化や歴史資源の魅力を発信するとともに、町民が、学び、育み、次の時代へ大切に継承していく環境づくりを目指します。
（１）郷土の歴史・文化・景観の保全と継承
（２）重要遺跡や歴史資料の調査研究
（３）多様な媒体を活用した郷土の情報発信

『美浜町教育振興計画』

『美浜町教育振興計画』は平成 28 年度(2016)から同 32 年度（令和２年度(2020)）までの５年間を計画期間とし、教育振興を積極的に推進するための方針を示したものである。本計画は『美浜町教育大綱』の内容を具現化したもので、『第五次美浜町総合振興計画』に記載されている関連施策を、「美浜町教育振興計画」の基本施策として位置付けている。

各施策のうち、興道寺廃寺跡に関する内容は次のとおりである。『第五次美浜町総合振興計画』の基本目標のひとつである、「未来をひらき人と文化を育む まち」と共通している。

歴史文化の伝承
①歴史文化の掘り起こしと調査
②歴史文化の保存と継承
③文化財の活用と情報発信

なお、美浜町教育振興計画についても、令和３年度（2021）から同７年度（2025）までの５年間を対象期間とする新たな計画を策定しており、令和３年（2021）４月から新しい教育振興計画が運用される。新・教育振興計画では美浜町教育大綱で掲げられる３つの基本目標を実現するため、（１）歴史文化の掘り起こしと調査、（２）歴史文化の保存と継承、（３）文化財の活用と情報発信を掲げ、それぞれ具体的な目標を設けている。

『美浜町生涯学習推進プラン』

美浜町生涯学習推進プランは、生涯学習推進の総合的、基本的な指針を示し、町民の生活の充実とまちづくり推進の活力の創出を目的として策定されている。

生涯学習推進の基本的な考え方の１つとして、学習施設の整備が掲げられており、町民の生涯学習としての場の活用が求められている。また、学習情報の充実についても示されており、インターネットや冊子、広報紙、ケーブルテレビなどの媒体を通した、さまざまな情報提供が求められている。

『福井県文化財保存活用大綱』

『福井県文化財保存活用大綱』は、令和２年（2020）３月に策定された福井県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤を示したものである。

本計画では、福井県内の文化財を取り巻く現状と課題を整理し、その現状と課題を踏まえて、今後目指すべき方向性として①文化財保護意識の醸成、②学校教育・社会教育における文化財の活用、③文化財の維持管理、④文化財を活かした地域の魅力づくりの４つを示し、その方向性に沿って①「調査・指定等」、②「保存」、③「修理・整備等」、④「活用」、⑤「人材の育成・確保」の５つの観点から保存・活用における基本的な方針を示した。この基本的な方針に沿って福井県内の文化財を保存・活用していくために講ずる措置を、文化財の分野毎に述べている。

『美し美浜の文化を目指して　再版　文化財の保護・活用に関する専門委員会の提言』

『美し美浜の文化を目指して』は、平成 12 年（2000）９月に策定された美浜町の文化財の保存と活用に向けた基本方針や具体的な検討、提言を示したものである。基本コンセプトとして「町にいる人には、力と潤いを」、「町に来る人には、感動を」、「かつて町にいた人には、感謝を」の３つを掲げている。そして①「国吉城址の公園整備計画」、②「伝統芸能等の保存・活用と国際交流」、③「町史の編纂」、④「美浜町立図書館・郷土資料館構想」、⑤「文化財と科学の最先端をリンクさせた町づくり構想」の５つを検討課題として設定している。

文化財の保護・活用に関する提言は次のとおりである。

1．環境整備
　イ．町の祖である「耳別」にまつわる遺跡や文化財の整備、活用
　ロ．「国吉城」を中心とする中世城郭の史跡整備、活用
　ハ．図書館と郷土資料館を中心とする総合文化施設の建設
2．学術調査と記録
　イ．埋蔵文化財、民俗文化財などの調査研究推進
　ロ．埋蔵文化財、民俗文化財に関する『文化財図録』の刊行
　ハ．美浜町史の編纂
3．文化財保護・保存活動
　イ．国・県・町指定文化財の整備と指定促進
　ロ．文化財を観光資源としていかに結び付けるかの方策
　ハ．文化財の保護活動の振興

『史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書』

『史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書』は、令和２年度（2020）から同 11 年度（2029）年度までの 10 年間を計画期間とし、興道寺廃寺跡と本質的価値を適切に保存・活用していくための大綱と基本方針を示したものである。本計画は、「集い、創り、未来に絆ぐ　耳別氏のふるさとに出会う場所「史跡興道寺廃寺跡」」を大綱として掲げ、その大綱を踏まえ、保存管理、活用、整備、運営・体制の基本方針を次のとおりに掲げた。

（1）保存管理の基本方針
・国民共有の財産であり、地域の誇りでもある興道寺廃寺跡を適切な状態で保存管理し、次世代へ継承する。
（2）活用の基本方針
・興道寺廃寺跡の調査研究を通して新たな知見の収集を進めるとともに、その価値について内外に向けて広く情報発信し、理解しやすく親しみのもてる活用を図る。
・段階的に史跡を環境整備し、生涯を通じて学び続けられる学習環境として学校教育や社会教育、生涯学習などで有効に活用する。
・興道寺廃寺跡の歴史や価値を伝えるとともに、地域住民や来訪者の集いの場、交流の場、憩いの場となるように継続的な活用を図る。
（3）整備の基本方針
・古代寺院の存在を感じることができ、立地環境や良好な周辺景観とも調和し、古代景観が想像できる環境整備を行う。
・地域住民や来訪者が史跡に触れ、親しみをもち、学び、理解し、地域のシンボルとなるような整備を目指す。また学校ならびに社会教育、観光、まちづくりにも活用できる整備を行う。
（4）運営・体制の基本方針
・地域住民、関連団体、町内関連部局、研究機関、歴史研究者などとの協働・連携による管理運営体制を整えつつ、継続的な体制を整備し、史跡の一体的な保存・活用・整備を進める。

図5　基本方針概念図（『保存活用計画』p64より引用）

『文化財保存活用地域計画』

美浜町における文化財の保存・活用に関する取り組みの目標や、具体的な内容や実施計画等を定めた『文化財保存活用地域計画』（以下、『地域計画』という。）については、現在策定に向け検討を進めている。本計画では『整備基本構想』で検討した内容等を積極的に取り入れることで、『整備基本構想』を１つの軸として位置付けていく。

第２章　史跡興道寺廃寺跡の概要と現状

第１節　史跡指定地および周辺の状況

（１）自然的環境

①地形・地質

美浜町は若狭地方の最東端、福井県南西部の三方郡に位置する。若狭湾の支湾である美浜湾に面し、リアス海岸を含む沿岸部は若狭湾国定公園に指定されている。また、日向湖と久々子湖が町の西部に位置し、若狭町に所在する三方湖、水月湖、菅湖とともに三方五湖をなす。三方五湖は総面積 40,418,514 ㎡が、昭和 12 年(1937) 6 月 15 日付で国名勝に指定され、湖をとりまく自然景観と漁村景観が保護されている。『万葉集』には「若狭なる三方の海の浜きよみ　い行き帰らひ見れど飽かぬとも」（詠み人知らず）という歌が遺されているように、古代よりラグーン（潟湖）景観があったものと考えられる。久々子湖東側の低地帯にもラグーンが広がっていたようで、現在の地形にもその痕跡が遺されている。

一方、町域の約 80％が三国山地を中心とした標高 1,000m以下の山岳地で、耳川や早瀬川水系など日本海へ注ぐ７本の２級河川と、５つの主水系からなる 30 あまりの小河川がある。これらの河川は三国山を中心とした山岳地に源を発し、日本海へ注いでいる。

山地の地質は主として砂岩、チャート、緑色岩、花崗岩などからなる。一方、耳川流域の沖積低地は扇状地帯の地形であり、砂州、浜堤、三角州、河岸段丘、後背湿地、旧河道などの微地形に細分される。これら沖積低地の微地形の多くは、昭和期の土地改良事業に伴う圃場整備によって、その景観が大きく失われている。

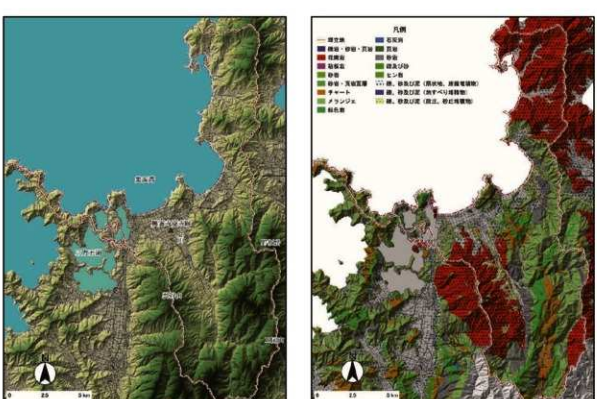

図６　美浜町の地形・地質条件（基盤地図情報および福井県地質図より作成）

興道寺廃寺跡は、２級河川耳川の低位河岸段丘面にある微高地に位置し、標高は23～25mである。表層地質は主に表土と河成礫層であり、この低位河岸段丘は耳川中流域の高位河岸段丘から連続する形で、北に向けて細長く延びている。段丘の末端は、ラグーン（潟湖）状の低地面と交差して埋没する。縄文海進最盛期の汀線は現在の標高５～10mの間であり、古代以前には砂州の発達に伴い久々子湖と連続する湖沼環境が展開していたと考えられる。

※『保存活用計画』p11, 12 より

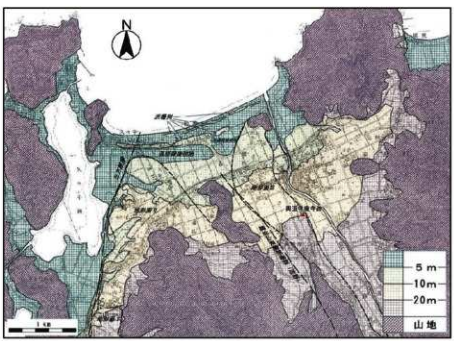

図７　興道寺廃寺跡周辺の地形区分図

（『興道寺古墳群 県営中山間地域総合整備事業美方地区に伴う発掘調査報告書』p7, 8 より引用、一部改変）

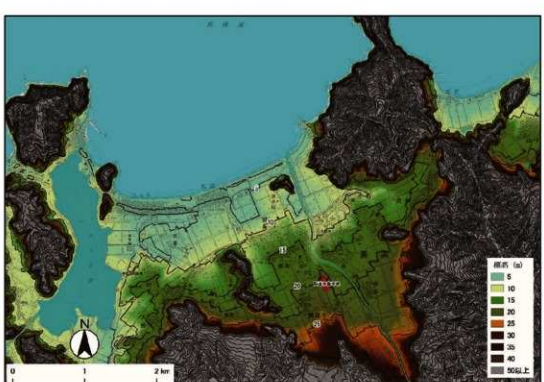

図８　興道寺廃寺跡周辺の標高段彩図（基盤地図情報より作成）

②気候

日本海側に位置する福井県は、冬季の日照時間が少なく低温で、降水量と降雪量が多い特徴をもつ。福井県内でも木の芽峠を境とした嶺北と嶺南で気候に差が認められ、美浜町が位置する嶺南では、嶺北よりも比較的高温で、降水量は少ない。

※『保存活用計画』p13 より

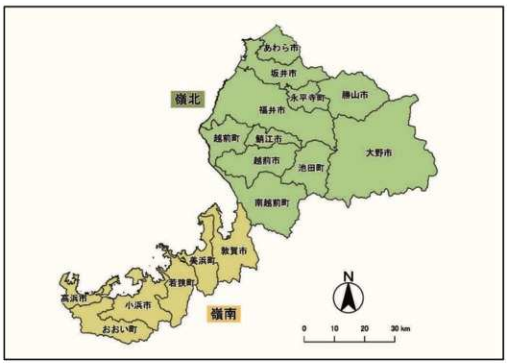

図９　嶺南・嶺北区分図（国土数値情報「行政区域」より作成）

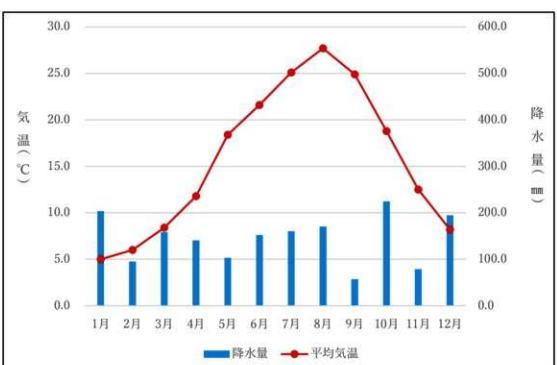

図 10　令和元年(2020)における美浜町の気候
（気象庁 HP「過去の気象データ検索」公開データより作成）

③植生

美浜町の植生は、平野部から標高 400m未満にかけてスタジイやタブノキを中心とした常緑広葉樹が分布し、標高 400m以上の山間地ではブナやミズナラを中心とした夏緑広葉樹林が分布している。人の手が加わっていない原植生は、海岸の急傾斜地や山頂付近の一部に限られ、多くはアカマツ、スギ、コナラ等が優先する代償植生となっている。

沖積低地の大部分は水田であるが、興道寺廃寺跡の周辺は畑地となっている。

※『保存活用計画』p14 より

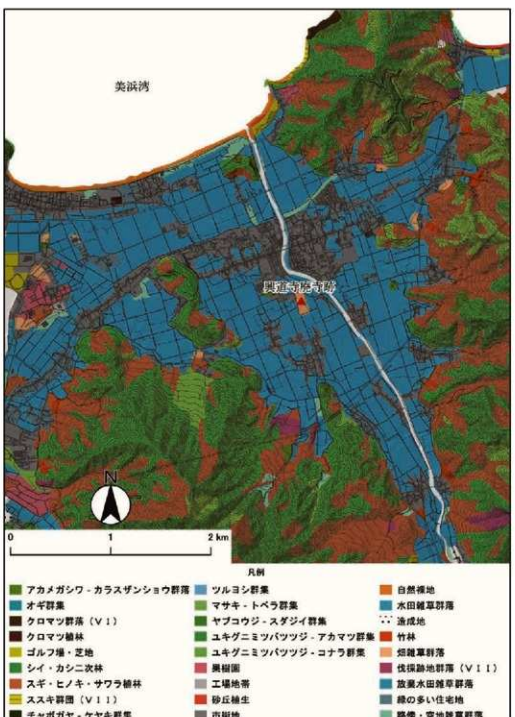

図 11　興道寺廃寺跡周辺の現況植生

（自然環境保全基礎調査(植生）2 万 5 千分の 1 植生図 GIS データを基に作成）

（2）歴史的環境

①美浜町の歴史

縄文時代

縄文時代の遺跡として、浄土寺遺跡、中長浜遺跡、下田遺跡、竜沢寺遺跡がある。浄土寺遺跡と中長浜遺跡は敦賀半島西岸の山地裾部に、下田遺跡と竜沢寺遺跡は若狭湾に面する段丘面に所在する。浄土寺遺跡は、美浜町における縄文人の定住化を示す遺跡であり、縄文時代前・中期の土器、石鏃、石棒、打製石斧、磨製石斧などの遺物が多数採集されている。

弥生時代

弥生時代の遺跡として、浄土寺遺跡、中長浜遺跡、下田遺跡、毛ノ鼻遺跡、興道寺遺跡、竜沢寺遺跡、口背湖遺跡などがある。毛ノ鼻遺跡、興道寺遺跡、竜沢寺遺跡、口背湖遺跡は、いずれも段丘面に所在する集落遺跡である。口背湖遺跡では竪穴建物跡２棟が確認され、他地域との交流を示す土器なども出土している。また、南伊夜山遺跡では銅鐸が出土し、寄戸遺跡の石剣などとともに祭器として用いられたものと考えられる。

古墳時代

古墳時代後期に入ると、美浜町域でも豪族の台頭が認められ、古墳の造営、集落の増加、塩生産の増大といったように、地方豪族による地域支配のあり方を示す遺跡がみられるようになる。古墳には、獅子塚古墳、長塚古墳、興道寺古墳群などがある。集落遺跡には、耳川下流域の段丘面に所在する興道寺遺跡、藤ノ木遺跡がある。生産遺跡には、須恵器生産の場である興道寺窯、土器製塩の場である松原遺跡、早瀬遺跡などがある。なお、敦賀半島西岸部では集落遺跡は明らかになっていない。

古墳時代終末期の飛鳥・白鳳時代には、越前国丹生郡の漆草廃寺を筆頭に北陸地方でも寺院の建立が進められ、若狭では太興寺廃寺と興道寺廃寺が７世紀後葉の創建と考えられる古代寺院である。

古代（奈良～平安時代）

奈良時代の遺跡としては、興道寺遺跡、上野遺跡、秋名古遺跡などがある。興道寺遺跡、上野遺跡、秋名古遺跡は、いずれも集落遺跡である。興道寺遺跡では、興道寺廃寺の北方から北西方にかけて、８世紀前半を主体とする竪穴建物跡や掘立柱建物跡の遺構が検出されている。また、須恵器、土師器、製塩土器、鉄器、鍛冶関連遺物なども出土した。上野遺跡では、８～９世紀の須恵器、土師器、製塩土器が出土し、秋名古遺跡では８世紀中葉～10世紀の須恵器、土師器などが出土している。

『大宝律令』により、地方行政区分である国郡里制が成立した。その後、里は廃止され、国郡郷制となったが、藤原宮跡から「三方評」と記された木簡が出土しているように、美浜町が位置する三方郡（三方評）は７世紀後半には設置された。また、平安時代に編纂された『和名類聚抄』には、三方郡が能登郷、弥美郷、三方郷、駅家郷、余戸の三郷・一駅家郷・一余戸から構成されていたことが記載されている。

美浜町に確実に存在した郷は、弥美郷と駅家郷である。弥美郷は、耳川や延喜式内社である彌美神社と関連し、耳川下流域に所在したものと考えられる。藤原宮跡からは「耳五十戸」と記載された木簡が出土していることから、弥美郷が「耳」とも表記されていたことが明らかになっている。『和名類聚抄』に記載のある駅家郷は、『延喜式』に記載されている弥美駅と関連し、弥美

郷に含まれる形で存在していたものと考えられる。

三方郡にも郡家や郷家などの官衙施設が設置されていたと考えられるが、その所在地は明らかになっていない。

耳別氏、その祖とされる室毘古王は、『古事記』開化天皇段に日子坐王と沙本之大闇見戸売の子の一人として「室毘古王」の名が見え、「若狭之耳別之祖」であるという記述が見られる。平城宮内裏北方官衙地区（地区名 6AABUS48）SK820 から「三方郡弥美郷中村里」の「別君大人」が（おそらく塩）3 斗を貢納したことを示す木簡 2 点が出土しているなど、耳別氏は耳川下流域の弥美郷を拠点とした氏族と考えられる。

中世（鎌倉時代～戦国時代）

鎌倉時代の遺跡には、興道寺遺跡などがある。遺跡内から 13 世紀の遺構・遺物が断片的に確認されており、新たな集落形成がなされたものと考えられる。

室町時代から戦国時代には、美浜町城でも居館や山城が築かれた。美浜町内では、現在、23 箇所の城館跡が確認されている。美浜町内に所在する城館跡のうち、最も著名なものに国吉城跡がある。国吉城跡は美浜町北東部の佐柿に位置する山城で、弘治 2 年(1556)に若狭国守護大名武田氏の重臣、粟屋越中守勝久が築城した。天正 11 年(1583)に城主となった木村常陸介定光は、丹後街道の城下への付け替えや地割りを行い、城下町を形成した。また、慶長 6 年(1601)に若狭国主となった京極高次は、多賀越中守を国吉城代として三方郡の支配を任せ、城下町の更なる整備を行った。

近世（江戸時代）

江戸時代に入ると、美浜町域の村々は若狭国小浜藩領に属することになる。寛永 12 年(1635)に小浜藩主となった酒井忠勝が、佐柿に町奉行所（御茶屋屋敷）を設置し、国吉城の城代としての機能はこの頃に廃絶されたものと思われる。町奉行は代々、小浜藩から派遣され、享和 3 年(1803)には佐柿陣屋と改称された。寛文 9 年(1669)には、小浜藩が佐柿を旅人の宿泊地として指定したこともあり、佐柿は丹後街道を往来する人で賑わう宿場町として、三方郡の中心地となった。19 世紀初め頃の『佐柿村絵図』によれば、町の総延長が五町十五間半（約 568m）、町家が 121 軒、寺院が 9 軒と記録されている。

近代～現代

明治維新から明治 14 年(1881)までの間に、美浜町域の属する行政区域は大きく変化する。明治 4 年(1871)の廃藩置県によって小浜藩は小浜県となるが、同年に小浜県は廃止され、敦賀県となった。明治 9 年(1876)に敦賀県が廃止され、美浜町域を含む嶺南は滋賀県に編入された。明治 14 年(1881)に嶺南は滋賀県から分離し、石川県から分離した嶺北と併せて、福井県が設置されることになった。

美浜町は昭和 29 年(1954) 2 月に、耳村、山東村、南西郷村、北西郷村が合併して誕生した。

※『保存活用計画』p15, 16 より

②興道寺廃寺跡周辺の関連遺跡

興道寺廃寺跡が所在する耳川下流域を中心とした地域の遺跡は、河川の両岸にある低位河岸段丘面あるいは自然堤防面に偏る傾向がある。特に弥生時代後期以後はこの傾向が顕著で、耳川の左岸低位段丘に主な遺跡が集中している。古墳時代後期には集落形成と造墓活動が始まり、山麓

では須恵器生産、海浜部では土器製塩が行われ、海上祭祀も見られるなど、この時期の地方豪族の活動が小平野内で完結して認められることが大きな特徴となっている。また、古代(奈良・平安時代)には古代寺院・興道寺廃寺と興道寺遺跡などの周辺集落を中心とした集落形成が認められる。

以下、興道寺廃寺跡周辺に分布する古墳時代後期～古代（奈良・平安時代）の主な遺跡について、その概要を述べる。

〈古墳時代後期の遺跡〉

（ア）集落遺跡

古墳時代後期の集落遺跡には、興道寺遺跡や藤ノ木遺跡がある。

興道寺遺跡では、興道寺廃寺跡周辺から６世紀後葉～７世紀前葉（TK43～TK209 型式並行期）の竪穴建物跡２棟、６世紀中葉～７世紀前葉（TK10～TK209 型式並行期）の掘立柱建物跡３棟、竪穴建物跡１棟を検出した。６世紀中葉（TK10 型式並行期）の掘立柱建物跡は桁行４間以上、梁間４間の大規模建物であり、地方豪族の居館跡である可能性も指摘されている。

藤ノ木遺跡は獅子塚古墳の南西に立地し、６世紀前葉～中葉（MT15～TK10 型式並行期）の竪穴建物跡１棟が断片的に検出され、須恵器杯蓋・甕、製塩土器容器などが出土した。

これらの集落は耳川下流域の地方豪族であった獅子塚古墳の被葬者層に関わる集団の一集落と評価される。

（イ）土器製塩遺跡

耳川流域における土器製塩遺跡は未発見であるが、興道寺遺跡や藤ノ木遺跡からは浜禰ⅡA 式に類する製塩土器が出土している。そのため、耳川流域での土器製塩の開始は浜禰ⅡA 式の並行期である５世紀後半から６世紀前半頃と考えられる。

海浜部の早瀬遺跡では６世紀前半に伴う土器製塩が行われている。早瀬遺跡出土の製塩土器は、興道寺窯出土須恵器や、律令期に伴うものではあるが興道寺遺跡出土製塩土器と同様の胎土（鉱物）属性を示すなど、製塩土器が興道寺遺跡周辺から海浜部の早瀬遺跡に持ち込まれて組織的な土器製塩が行われた可能性が想定されている。

（ウ）須恵器窯跡

興道寺窯は耳川流域唯一の古墳時代後期の須恵器窯である。６世紀前半に開窯し、７世紀前葉まで断続的に操業されたことが判明している。

地下式の窖窯１基が検出され、窯床面から７世紀前葉（TK209 型式並行期）の杯・杯蓋・高杯・短頸壺（たんけいこ）などが、灰原から６世紀前葉（MT15 型式並行期）以後の杯・杯蓋（つきみた）・高杯・甕（ほそう）・甕・提瓶（ていへい）・短頸壺・器台・筒形器台・装飾付台付壺・角杯形須恵器、円筒埴輪、土錘などが出土した。興道寺窯で生産された須恵器、埴輪は獅子塚古墳、興道寺古墳群に供給されたことが明らかになっている。

（エ）墳墓

古墳時代後期の墳墓として、獅子塚古墳や興道寺古墳群がある。

獅子塚古墳は全長 32.5m、後円部径約 17m、前方部幅約 15m、前方部が西面する前方後円墳で、周濠をもち、墳丘に円筒埴輪を備える。全長 6.0m、玄室長 4.5m、奥壁幅 2.5m、不整形な羽子板状の平面形態を呈し、北部九州に系譜をもつ横穴式石室を埋葬施設にもつ。獅子塚古墳の

副葬遺物には興道寺窯産の須恵器が多くあり、特に興道寺窯で焼成された角杯形須恵器が複数、石室内に収められている。また、須恵器の装飾付台付壺（子持壺）や鹿角装の鉄剣・刀子があり、被葬者層が地方豪族としての性格を帯び、地域開発に関与した人物であったことがうかがえる。６世紀前葉における耳川下流域の在地小首長墳であり、『古事記』開化天皇条に記述がある若狭耳別の祖とされる室毘古王を被葬者に充てる伝承がある。

獅子塚古墳の北西に長塚古墳など７基の古墳の存在が伝えられており、獅子塚古墳を盟主墳として南方の興道寺古墳群と同一の古墳群を形成していたものと考えられる。長塚古墳は横穴式石室を埋葬施設にもち、須恵器杯・高杯・提瓶・𤭯・蓋、勾玉、滑石製紡錘車などが採集されている。６世紀中葉から７世紀前葉（TK10～TK209 型式並行期）の造営である。

興道寺古墳群は 10 基以上からなる群集墳で、昭和 50 年代の土地改良事業で周溝を伴う墳底部や横穴式石室が複数基発見されており、また近年の発掘調査によって６世紀後葉（TK43 型式並行期）の周溝を伴う円墳２基と小石室を埋葬施設にもつ小円墳１基を検出した。竪穴系小石室の検出は土地改良時にもあったようで、これ以外にも箱型石棺の検出が伝わるなど、三方郡内の他の後期群集墳と比べて基数も多く、古墳の構成にも特色がある。古墳群出土採集とされる須恵器などの伝世品は多く、３号墳には６世紀前葉（MT15 型式並行期）の装飾付台付壺の出土が伝わるなど、古墳群内に獅子塚古墳と同時期の古墳が存在した可能性も残る。また、出土須恵器は在地の興道寺窯産のみでなく、陶邑窯跡群産、あるいは尾張地方産のものと考えられるものも混在する。須恵器の年代から６世紀前葉から７世紀前葉（MT15～TK209 型式並行期）の古墳造営が考えられる。興道寺古墳群は農耕地開発が可能な平野部に墓域を占め、古墳群に円筒埴輪が伴うなど太興寺古墳群（小浜市）と共通し、後に付近に白鳳寺院が建立されるなど地域の中心として古代に継続することが特徴である。

（オ）祭祀遺跡

古墳時代後期の祭祀遺跡として松原遺跡がある。７世紀前葉（TK209 型式並行期）に土器製塩の場に転用される以前、海上を前面に臨む浜堤上で土製模造品による継続的な祭祀が行われている。土製模造品の分布は、製塩土器が出土した土器溜と一部重複し、その下層から鏡、管玉、勾玉、船、鋤、容器、短甲という７器種総数 148 点が出土した。土師器𤭯の年代から５世紀後半（TK23 型式並行期）に在地小首長である獅子塚古墳被葬者層の管掌下で祭祀が開始され、その背景として開始期の模造品の組成が鏡・船・短甲であることから、軍事的行動を伴う海上活動に関わる祭祀として始まり、土器製塩開始直前の６世紀末葉には旧来の地域首長権の表象としての伝統的祭祀を放棄することになったものと評価されている。

〈奈良時代・平安時代の遺跡〉

（ア）集落遺跡

興道寺遺跡では興道寺廃寺跡の北方から北西方にかけて、８世紀前半を中心とする竪穴建物跡、掘立柱建物跡などを検出し、須恵器・土師器の食膳具・煮炊具、製塩土器、鉄釘や鉄製紡錘車などの鉄器、轆羽口や鉄滓などの鍛冶関連遺物などが出土している。興道寺遺跡は興道寺廃寺跡の北方にあり、寺院附属集落としての性格が想定されてきたが、特に土井ノ上１区、中ノ丁１区の調査地では、竪穴建物や土坑などに伴って、多量の製塩土器の出土があり、塩（製塩土器）の移動という問題のみでなく、焼き塩生産の様相、集落の性格を考える上でも、重要な遺跡である。また、土井ノ上１区では、竪穴建物と掘立柱建物が組となり、建物小群を構成することが特徴で、若狭地方でも数少ない畿内産（系）土師器が出土する遺跡としても注目される。

上野遺跡は８～９世紀の須恵器、土師器、製塩土器が採集され、秋名古遺跡は８世紀中葉の須恵器、９～10世紀の須恵器、土師器などが採集されている。秋名古遺跡では蛇行する旧河川も確認しており、近くから須恵器が出土していることから、付近の微高地に集落が立地する可能性が高い。

（イ）瓦窯

興道寺廃寺に屋瓦を供給した瓦窯は未発見である。瓦窯推定地の１つが高善庵遺跡であり、昭和初期に小字高善庵で採集されたことを墨書きする丸瓦・平瓦が４点ある。そのうちの１点の平瓦は焼き歪んでいるなど、近くに瓦窯が所在する可能性が高い。

（ウ）土器製塩遺跡

７世紀前半（TK209～TK217型式並行期）には松原遺跡で土器製塩が始まり、８世紀前半まで継続する。若狭西部の岡津遺跡や宮留遺跡などでも、この時期から操業を開始する本格的な土器製塩遺跡に共通する製塩炉、製塩土器が認められる。

（エ）交通関係遺跡

古代の交通関係施設として弥美駅家がある。弥美駅家は『延喜式』、『和名類聚抄』に記載が見られ、『延喜式』兵部式81　北陸道条駅伝馬条には、「若狭国駅馬〈弥美。濃飯各五疋。〉」とある。駅名が示すとおり耳川下流域を占める三方郡弥美郷に所在が考えられている。耳川流域の駅路復元や駅家の所在に関しては複数の見解が示されている。

他にも、耳川流域を南北に延びる交通路や、若狭湾から久々子湖を経由して気山津に至る水上ルートなど、多様な地域交通の実態が想定される。

（オ）山林寺院遺跡

興道寺廃寺との関係性は明確ではないが、同時期に存在した可能性がある山林寺院遺跡として高善庵遺跡がある。近年の瓦窯検出を目指した発掘調査では、興道寺・日枝神社の南側の山裾で古代の井戸跡１基、地床炉跡１基、礎石、柱穴群、中世以後の平場の造成痕跡などが検出された。出土遺物の多くは11～12世紀の土師器皿であるが、それ以前の須恵器なども出土している。

また、発掘調査が実施されていないため、古代まで遡るものかはっきりしないが、彌美神社の前面には山林寺院の名残を留める小字地名や小規模な平坦面、土塁状の隆起が見られ、美浜町木野に所在する式内・木野神社の周辺にも同じような小字地名や連続する平坦面、基壇状の高まりなどが現存している。

（カ）神社

古代神祇祭祀の場となった三方郡の式内社について、『延喜式』神祇、神名帳によれば、三方郡19座が記されており、そのうち11座が美浜町に関係している。その中で、興道寺廃寺の時期までさかのぼる神社の存在は不明であるが、彌美神社などのように社伝などによって奈良時代までさかのぼるとされるものも存在する。

彌美神社には、耳川流域を活動拠点とした豪族「耳別氏」の祖とされる室毘古王が祭神として祀られている。

表４　興道寺廃寺跡周辺（興道寺遺跡・興道寺古墳群・興道寺廃寺跡）の主な調査一覧

遺跡名（地区名）	主体	①調査地点 ②調査面積 ③調査期間 ④調査原因 ⑤特記事項	主な時期	検出遺構・ 遺物の概要
興道寺遺跡 （土井ノ上１区）	町教委	①美浜町興道寺９号土井ノ上９-９・９-10 番地 ②1,087 ㎡ ③平成９年(1997)11 月-平成 10 年(1998) 1 月 ④社屋建設に伴う発掘調査（記録保存） ⑤事前に町教委が試掘調査を実施	７世紀末～ ９世紀	遺構…竪穴建物跡４棟、掘立柱建物跡５棟、土坑、溝、小穴など 遺物…須恵器、土師器、製塩土器、瓦、輪羽口、鉄滓、鉄釘、鉄製紡錘車など
興道寺遺跡 （土井ノ上２区）	町教委	①美浜町興道寺９号土井ノ上８番地 ②56 ㎡ ③平成 13 年(2001) ７月 ④土地造成に伴う確認調査	８世紀前半	遺構…土坑、小穴など 遺物…須恵器、土師器、製塩土器
興道寺遺跡 （土井ノ上３区）	町教委	①美浜町興道寺９号土井ノ上２番地 ②40 ㎡ ③平成 13 年(2001)年５月 ④町水防倉庫建設に伴う確認調査	不明	遺構…小穴
興道寺遺跡 （Ａ～Ｃ区）	県埋文	①美浜町興道寺３号狐塚・４号観音・８号中町・９号土井ノ上 ②1,670 ㎡ ③平成 13 年(2001)年４-８月 ④農道敷設工事に伴う発掘調査（記録保存） ⑤事前に県埋文が試掘調査を実施	６世紀後半～ ７世紀初頭 ８世紀 13 世紀	遺構…竪穴建物跡１棟、掘立柱建物跡１棟、土坑、溝、小穴など 遺物…須恵器、土師器、製塩土器、緑釉陶器、無釉陶器、鉄製箝（かす）、土錘、瓦、越前焼など
興道寺古墳群 （内町１区）	町教委	①美浜町興道寺 10 号内町 52 番地、12 号茶ノ木 18 番地 ②1,436 ㎡ ③平成 12 年(2000)10-12 月 ④農道敷設工事に伴う発掘調査（記録保存） ⑤事前に県埋文が試掘調査を実施	６世紀 13 世紀	遺構…円墳３基（２基は周溝を備え、１基は竪穴系小石室を もつ小円墳）、掘立柱建物跡１棟、柱穴列１条、土坑、小穴など 遺物…須恵器、土師器、製塩土器、耳環など
興道寺古墳群 （内町２区）	町教委	①美浜町興道寺 10 号内町 46 番地 ②87 ㎡ ③平成 14 年(2002) ４月 ④建物建設に伴う確認調査	不明	遺構…自然流路１条
興道寺廃寺 （第０次調査）	町教委	①美浜町興道寺３号狐塚 33 番、４号観音 23・28-１・47-３番、９号土井ノ上４番 ②77.5 ㎡ ③平成 10 年(1999) ７-８月 ④農道敷設に伴う事前調査	６世紀後半	遺構…溝１条、土坑、小穴など 遺物…須恵器、土師器、製塩土器 など

凡例　美浜町教育委員会→町教委、福井県教育庁埋蔵文化財調査センター→県埋文

（『保存活用計画』p20 より）

③興道寺廃寺跡の土地利用変化

興道寺廃寺は 10 世紀初頭には廃絶したと考えられるが、以後の遺構として中世の掘立柱建物跡が検出されている。

史跡内にはツバキ科ツバキ属の常緑樹である茶の木（チャノキ）が分布する。日本では鎌倉時代以降、喫茶の習慣や茶道が広まり、各地に茶産地が形成されたとされるが、当地の茶の木の来歴は明らかではない。明治初期の地籍図には畑地の表現がされているので、実際には江戸時代に栽培が進められたと考えられる。近年まで 30 戸ほどの農家が茶を栽培し、興道寺茶として風味ある番茶であると知られている。

明治 26 年(1893)測図の旧版地形図を見ると、周囲は水田として利用されているが、興道寺廃寺は空白地となっており、明治時代には現在と同様に茶の木などの畑地として使用されていたものと考えられる。また、明治時代初期の地籍図を見ると、寺域東縁には南北の水路が段丘崖に沿って寺域南側へ通じていた様子や、東側の段丘崖の下に比較的幅の広い旧河道が存在した様子がわかる。

昭和時代初期には寺域西側に福井県園芸試験場（福井県農事試験場）が建設されたが、その跡地は造成地となっており、携帯電話基地局や資材置き場、駐車場として使用されている。また、昭和 50 年代の土地改良事業によって、興道寺廃寺跡が位置する畑地の東縁と南縁が削平され、水田へと変わっている。

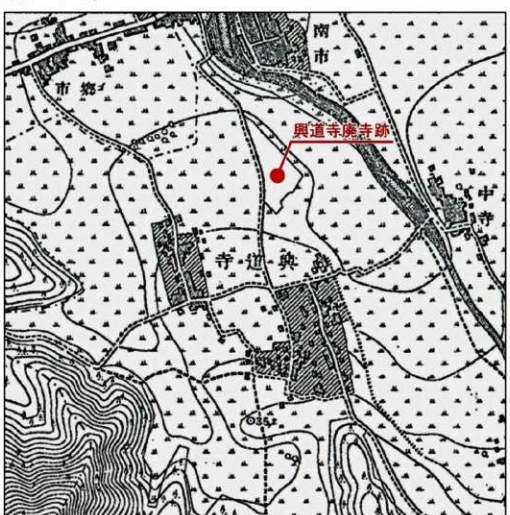

図 12　興道寺廃寺跡周辺の旧版地形図
（明治 26 年(1893)測図、同 28 年(1895)製版　1/2 万地形図「三方」）

④美浜町の文化財

令和２年（2020）12 月 11 日時点において美浜町に所在する国・県・町の指定文化財、国登録・選択文化財（記録作成等の措置を講ずべき無形文化財）は表５のとおりである。

表５　美浜町の指定文化財一覧

No.	指定	文化財種別	名　称	地区	区	所在等	指定年月日
1	国指定	史跡	興道寺廃寺跡	耳	興道寺	興道寺	平成30年2月13日
2	国指定	名勝	三方五湖	北・南	日向湖・久々子湖周辺	日向湖・久々子湖周辺	昭和12年6月12日
3	国指定	特別天然記念物	ニホンカモシカ			地域を定めず	昭和30年2月15日
4	国指定	有形	観音菩薩立像	耳	佐柿	青蓮寺	平成25年6月19日
5	国登録	有形文化財（建造物）	若狭国吉城歴史資料館（旧田辺半太夫邸）	耳	佐柿	若狭国吉城歴史資料館	平成30年3月27日
6	国選択	無形民俗	水中綱引き	北	日向	日向区	昭和55年12月12日
7-1	国選択	無形民俗	福井の戸祝いとキツネガリ	山東	北田	北田区	平成31年3月28日
7-2				山東	坂尻	坂尻区	
7-3				耳	佐野	佐野区	
7-4				耳	中寺	中寺区	
7-5				耳	新庄	新庄区	
8	県	無形民俗	王の舞	耳	麻生	麻生	昭和31年3月12日
9	県	無形民俗	精霊船送り	山東	菅浜	菅浜区	昭和61年3月28日
10	県	有形	地蔵菩薩立像	南	大藪	久昌寺	平成7年4月21日
11	県	有形	五百体愛染明王像図	耳	佐柿	青蓮寺	平成24年3月23日
12	町	史跡	乙見古墳	山東	北田	北田	昭和58年4月1日
13	町	史跡	国吉城址	耳	佐柿	佐柿	昭和58年4月1日
14	町	史跡	口宿湖遺跡	南	久々子	久々子	昭和59年2月1日
15	町	史跡	獅子塚古墳	耳	郷市	郷市	令和2年3月27日
16	町	天然記念物	イチョウ	耳	佐柿	青蓮寺	昭和59年2月1日
17	町	無形民俗	子供歌舞伎	北	早瀬	早瀬	平成9年6月4日
18	町	無形民俗	弥美神社例大祭	耳	宮代	弥美神社	平成10年7月13日
19	町	無形民俗	浜祭り	北	早瀬	早瀬	平成12年11月29日
20	町	有形	十一面観音菩薩立像	耳	河原市	水生寺	昭和58年4月1日
21	町	有形	雨宝童子立像	耳	宮代	圓林寺	昭和58年4月1日
22	町	有形	薬師如来坐像	山東	北田	北田寺	昭和58年4月1日
23	町	有形	秀吉朱印状	南	金山	龍澤寺	昭和58年4月1日
24	町	有形	くす女書状	南	金山	龍澤寺	昭和58年4月1日
25	町	有形	薬師如来坐像	北	笹田	観音寺	昭和58年8月1日
26	町	有形	十一面千手観音菩薩立像	北	笹田	観音寺	昭和58年8月1日
27	町	有形	弥美川流域変遷井水論記	耳	佐柿	個人蔵	昭和58年9月1日
28	町	有形	涅槃図	耳	佐柿	青蓮寺	昭和59年2月1日
29	町	有形	不動明王像図	耳	佐柿	青蓮寺	昭和59年2月1日
30	町	有形	十六善神像図	耳	佐柿	青蓮寺	昭和59年2月1日
31	町	有形	十六善神像図	北	日向	長久寺	昭和59年2月1日
32	町	有形	涅槃図	北	日向	長久寺	昭和59年2月1日
33	町	有形	阿弥陀如来坐像	北	早瀬	奥ノ堂	昭和59年2月1日
34	町	有形	毘沙門天立像	北	早瀬	奥ノ堂	昭和59年2月1日
35	町	有形	不動明王立像	北	早瀬	奥ノ堂	昭和59年2月1日
36	町	有形	薬師如来立像	北	早瀬	奥ノ堂	昭和59年2月1日
37	町	有形	観音菩薩立像	北	早瀬	奥ノ堂	昭和59年2月1日
38	町	有形	浮牡丹皿（青磁皿）	耳	佐柿	青蓮寺	昭和59年2月1日
39	町	有形	闇山夢窓国師九条麻袈裟	北	日向	長久寺	昭和59年2月1日
40	町	有形	行方久兵衛文書	南	金山	個人蔵	昭和59年2月1日
41	町	有形	薬師如来坐像	南	久々子	久音寺	昭和59年4月1日
42	町	有形	阿弥陀如来坐像	山東	竹波	法栄寺	平成4年2月1日
43	町	有形	興道寺廃寺出土品	耳	興道寺	美浜町	平成23年9月1日

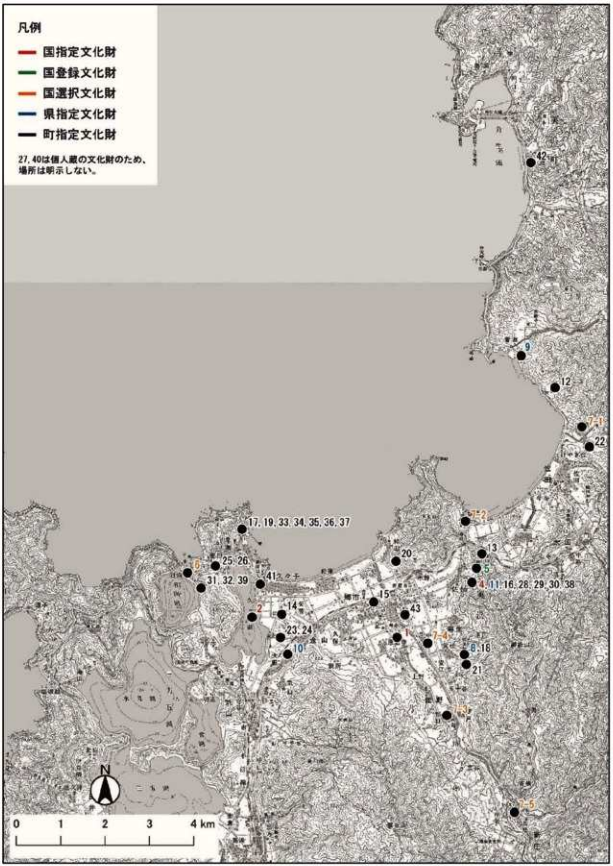

図 13　美浜町内の指定・登録・選択文化財分布図（令和２年（2020）12 月 11 日現在）
（背景図に数値地図 25000「鳥取」を使用）

（3）社会的環境

①位置

美浜町は福井県南西部に位置し、東西 19㎞、南北 27㎞、総面積 152.35㎢である。東部は敦賀市、西部は若狭町、南部は滋賀県高島市と接している。

②人口

人口総数は令和２年(2020)12 月 31 日現在で 9,282 人（住民基本台帳）である。美浜町の総人口は、昭和 60 年(1985)をピークに、平成２年(1990)の 13,222 人（国勢調査）以降、人口減少が続いているが、近年、減少幅が小さい傾向にある。

美浜町への転入数と転出数は、平成９年(1997)以降、共に微減で推移している。平成 26 年(2014)の転入元と転出先は、共に福井県内が最も多い。福井県内からの転入元は、若狭町やおおい町などがある。福井県内における転出先は、敦賀市が他市町村より大幅に多くなっている。

※『保存活用計画』p24 より

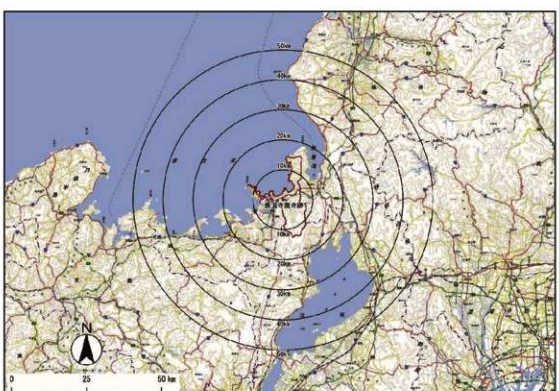

図 14　美浜町の広域位置図（背景図に地理院タイルを使用）

図 15　美浜町の人口変化（『保存活用計画』p24 より引用）

③観光

美浜町の主な観光資源としては、国指定名勝の三方五湖や日本の砂浜八十八選の水晶浜、若狭湾国定公園の海浜部などの自然環境、町指定無形民俗文化財・彌美神社例大祭や国選択無形民俗文化財・日向水中綱引きなどの伝統芸能、美浜町歴史文化館や町指定史跡・国吉城址や若狭国吉城歴史資料館などの歴史環境、レインボーラインなどの観光施設などが挙げられる。

美浜町における年間観光入込客数の推移は、70～90 万人の範囲で推移している。季節ごとでみると、夏季の観光入込客数は年間の半数近くに達しており、美浜町への観光客は夏季に集中する傾向がみられる。美浜町では海水浴が観光の大きな柱となっており、観光入込客数における海水浴客への依存度が高くなっている。美浜町の観光客数のうち、県外客の減少が大きな課題となっている。従来の海水浴を中心とした観光からの脱却や、地域資源を活かした新たな観光の確立が求められている。

※『保存活用計画』p25 より

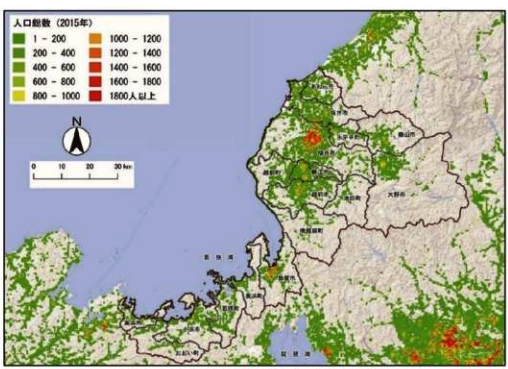

図 16　福井県および周辺の人口分布（H27）

（「政府統計の総合窓口(e-Stat)」国勢調査 500ｍメッシュ、地理院地図より作成）

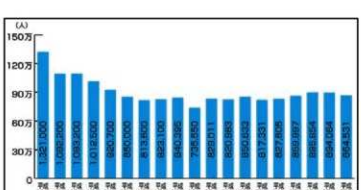

図 17　美浜町における観光客数（年間）の推移

（『保存活用計画』p25 より引用）

④産業

美浜町の平成 27 年(2015)における産業別就業者の構成比についてみると、１次産業が 7.0%、２次産業が 22.0%、３次産業が 71.0%となっている。産業別事業所数でみると、卸売・小売業が 117 事業所と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が 102 事業所、建設業が 97 事業所と続く。従業者数でみると建設業が 1084 人と最も多く、次いで電気・ガス・熱供給・水道業 1038 人、卸売・小売業 577 人と続く。

美浜町の主要作物は水稲である。露地栽培としては大根、一寸そらまめ、黒エダマメが作付けされている。施設栽培では、トマト、きゅうり、ぶどうなどの野菜や果樹が栽培されている。水田は土地利用の転用等により面積が減少している他、高齢化によって農家数は減少し、耕作放棄地が増加している。

漁業は定置網漁が主体だが、刺網・延縄・一本釣り漁も行われている。経営体数と生産量からみて、美浜町の漁業・水産業は県内でも高い位置にあり、１次産業において重要な役割を果たしている。しかし、経営体数は減少が続いている。

※『保存活用計画』p26 より

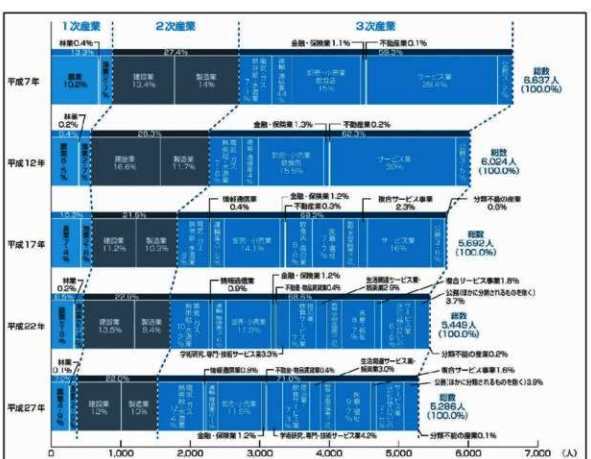

図 18　美浜町における産業別就業者の推移(『保存活用計画』p26 より引用)

⑤交通

美浜町を通る鉄道としては、JR 小浜線がある。小浜線は敦賀駅（福井県敦賀市）と東舞鶴駅（京都府舞鶴市）を結ぶ総距離 84.3km の路線で、大正６年(1917)12 月に開通した。現在、美浜町内には美浜駅と東美浜駅の２駅がある。

地域公共交通としては、福鉄バスとコミュニティバスが運行している。福鉄バスは敦賀駅と美浜駅を結ぶ系統と、敦賀駅と敦賀市白木を結ぶ系統がある。コミュニティバスは新庄線、日向線、丹生線の３系統がある。

主要な幹線道路は、国道 27 号と舞鶴若狭自動車道がある。

国道 27 号は、福井県敦賀市と京都府船井郡を結ぶ総距離約 144km の国道である。昭和 40 年(1965)12 月に美浜町内が開通した。その後、渋滞解消を目的として平成５年(1993)に金山バイパス、平成 21 年(2009)に美浜東バイパスが設けられている。

舞鶴若狭自動車道は、兵庫県三木市と福井県敦賀市を結ぶ総距離約 162km の高速道路で、美浜町を通る小浜～敦賀間約 39km は、平成 26 年(2014) ７月に開通した。

そのほか、県道８路線、町道は 500 路線がある。

※『保存活用計画』p27 より

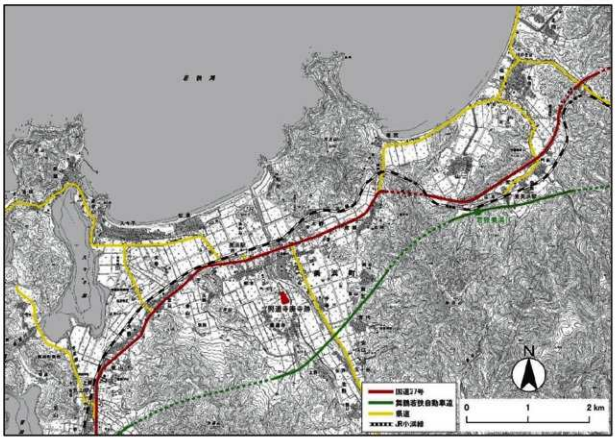

図 19　美浜町内主要交通網図（背景図に数値地図 25000「鳥取」を使用）

⑥法的規制

指定地と周辺地域には、周知の埋蔵文化財包蔵地「興道寺遺跡」、「興道寺廃寺」などが所在し、文化財保護法によって遺跡の保護が図られている。高善庵遺跡や未発見の瓦窯などの興道寺廃寺関連遺跡や、出土品など興道寺廃寺跡に関連する文化財の中には未指定の文化財も多く、文化財指定を図ることができる。

また、指定地と周辺地域は農業振興地域および農用地区域に含まれ、都市計画法に基づく都市計画区域内でもある。次に指定地周辺の関連法規制を示す。

表6　指定地および指定地周辺の関連法規制

関連法規	対象	概　要	所管課（窓口）
文化財保護法	史跡	興道寺廃寺跡が国史跡として指定され、現状変更は制限されている。	美浜町教育委員会 事務局 歴史文化館
	埋蔵文化財包蔵地	史跡指定地周辺は「興道寺遺跡」、「興道寺廃寺」などとして『福井県遺跡地図』で周知され、諸開発に対して必要に応じて発掘調査や工事立会を行うなど、遺跡の保護が図られている。	
美浜町文化財保護条例	文化財	美浜町教育委員会は、美浜町の区域内に存する未指定の文化財のうち、重要なものを美浜町指定の文化財とすることができる。	美浜町教育委員会 事務局 歴史文化館
農業振興地域の整備に関する法律	農地	耳川左岸の農地は農業振興地域に指定され、当該区域の土地は原則として農地転用が認められないことから、公有化や史跡整備に際して、関係機関との調整、手続き等を必要とする。	美浜町産業振興課
農地法	農地	耳川左岸の農地は、農地保全が図られており、史跡指定地の公有化等に際して関係機関との調整、手続き等が必要である。	美浜町産業振興課
道路法	道路	史跡指定地内には、町道ならびに法定外公共物として里道が存在する。史跡整備に際しては、関係機関との調整が必要である。	美浜町土木建築課
都市計画法	耳川左岸	史跡指定地は都市計画区域に含まれる。ただし、市街化区域・市街化調整区域の線引きや用途地域の指定はない。	美浜町土木建築課
屋外広告物条例	史跡指定地	原則として、広告物の表示や設置は禁止されていることから、史跡整備に際しては関係機関との調整、手続き等が必要である。	美浜町土木建築課

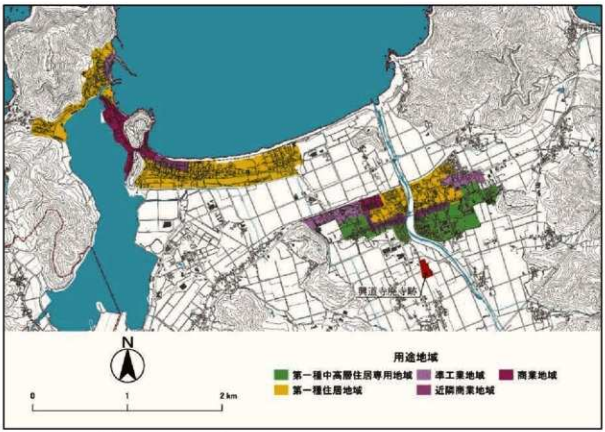

図 20　指定地周辺の用途地域図（基盤地図情報および国土数値情報「用途地域」を使用）

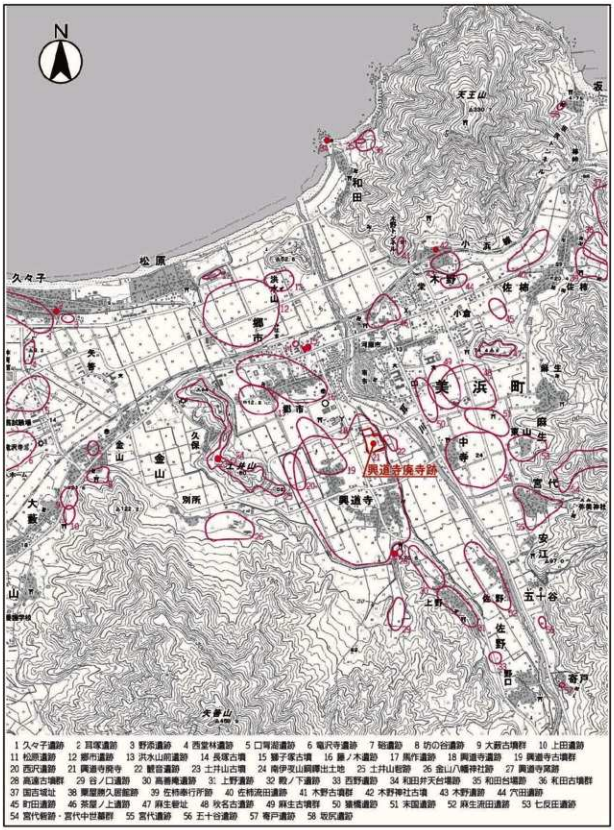

図 21　周知の埋蔵文化財包蔵地（『保存活用計画』p42 より引用）

第２節　史跡興道寺廃寺跡の概要

（１）興道寺廃寺の歴史

①興道寺廃寺の歴史

興道寺廃寺は、東に塔、西に金堂、北に講堂を配置する法起寺式伽藍配置をとり、７世紀後半に創建され、８～９世紀の再建を経て、10 世紀初頭まで存続した古代寺院である。興道寺廃寺を建立した豪族を特定できる史料は発見されていないが、５世紀後半から耳川流域に出現したと考えられる豪族の子孫である「耳別氏」と考える説が有力視されている。

寺院は、下図のように①７世紀第４四半期から８世紀前葉にかけての創建１期、②講堂が置かれた８世紀中葉の創建２期、③塔が建替えられた８世紀中葉の再建１期、④南門が建てられた再建２期、⑤金堂・中門・講堂が建替えられた８世紀後半の再建３期、⑥９世紀末葉から 10 世紀前葉にかけての寺院廃絶期という変遷を辿るものと想定される。

これまでの発掘調査を通じて、伽藍・寺域規模の全体像や、創建から廃絶までの変遷が明らかとなっている北陸地方では希少な事例である。また、７世紀後半から 10 世紀初頭にかけての国家の仏教政策を、地方の視点から理解する上で重要な遺跡である。

②興道寺廃寺廃絶後の歴史

興道寺廃寺廃絶以後の様相については、文永２年(1265)、「若狭国惣田数帳」(『東寺百合文書』)に「天台宗四王院　興道寺十二町」の記述があり、鎌倉期の段階には天台宗四王院領の興道寺十二町、つまり比叡山四王院所有の興道寺の田圃が 12 町あるという記述が興道寺という名の初出であり、天台宗四王院の平安初期には天台宗興道寺が創建されていた可能性が示唆される。

正中２年(1325)、「承鎮法親王附属状」(『三千院文書』)の「若狭国興道寺」の記述からは、天台宗興道寺が 14 世紀にも存続しており、天文６年(1537)、「梶井門跡目録」(『三千院文書』)の「一　若狭国興道寺証文之事　当時守護押領」の記述から、この時期には寺院の存続が困難となり、中世末には廃絶したものと推測されている。

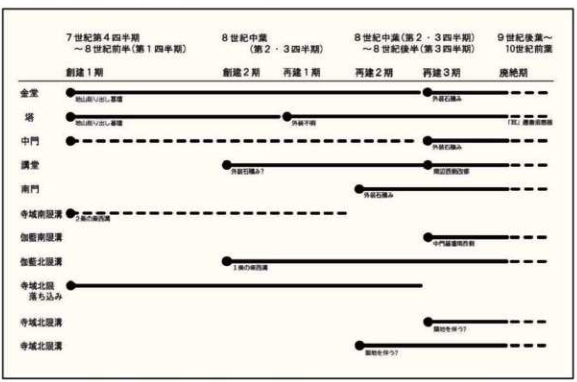

図 22　興道寺廃寺の遺構消長模式図（『保存活用計画』p29 より引用）

（2）発掘調査の実施

①発掘調査の経過

大正 12 年(1923)に旧耳村役場が編纂した『耳村誌（稿）』には、瓦片や礎石が出土した旨が記載され、古代寺院が存在した可能性が示されている。

学術的な調査報告は、昭和８年(1933)、上田三平によって蓮華紋を含む多数の瓦片が出土する遺跡として紹介されている。

昭和 52 年(1977)に土地改良事業に伴う発掘調査が福井県教育委員会によって実施され、多量の瓦片や、基壇の一部と考えられる微高地が発見されている。

平成９年度(1997)から興道寺廃寺周辺の開発事業が増加し、平成 14～26 年度(2002～2014)までの 13 年間に 16 次の発掘調査を実施した結果、金堂・塔・講堂の各基壇、伽藍北限の東西溝などを発見し、寺院の伽藍配置や変遷が明らかとなった。発掘調査は平成 14～18 年度(2002～2006)の第一期調査と、平成 19～26 年(2007～2014)の第二期調査に区分される。第一期調査では、遺跡の内容や遺存状況を確認し、遺構保護を講じるための基礎資料を収集することを目的とした調査を実施した。第二期調査では、将来的な史跡指定を視野においた現状保存を目的として、伽藍域の範囲、遺構分布や遺存度、寺院の建立から廃絶までの変遷を明らかにする調査を実施した。

興道寺廃寺の史跡指定後は、第三期調査として平成 29・30 年(2017・2018)に興道寺廃寺跡の北方で遺構存否・内容確認を目的とした発掘調査を継続している。興道寺廃寺に近いあたりでは寺院存続期に伴う整地層などが確認され、北に向かって離れるにつれて遺構は少なくなるが、埋没古墳１基の周溝が検出されている。

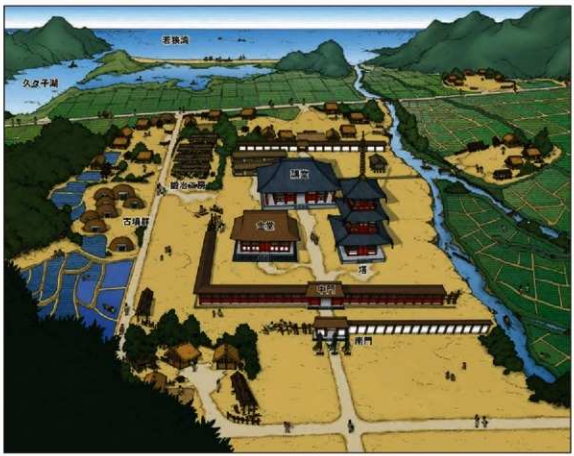

図 23　興道寺廃寺跡周辺の古代景観（８世紀後半）推定図

（このイラスト図はこれまでの発掘調査成果を元に作成したものですが、史跡整備のイメージを表したものではありません。）

表7　発掘調査の経過（第一期）

調査		調査場所	調査面積	主な検出遺構・遺物
第一期調査	第1次調査 平成14年 7月～8月	1トレンチ	192㎡	報告書に記載なし
		2トレンチ		基壇状遺構、瓦、 古墳時代後期の竪穴建物跡、土坑、小穴
		3トレンチ		報告書に記載なし
	第2次調査 平成15年 7月～8月	1トレンチ	202㎡	土坑
		2トレンチ		竪穴建物跡、塔基壇、土坑、小穴、 溝、瓦、整地層
		3トレンチ		瓦
	第3次調査 平成16年 1月～2月	1・2・4トレンチ	28㎡	古墳時代後期の竪穴建物跡、柱穴列、 土坑、溝
		3トレンチ		柱穴列
	第4次調査 平成16年 7月～8月	1・2・3トレンチ	251㎡	古代の遺構、遺物
		4トレンチ		攪乱による地山面の削平、改変
		5・6トレンチ		土坑、小穴
		7トレンチ		瓦、再建期の整地層
		8・9・10トレンチ		古墳時代後期から古代にかけての土坑、 溝、小穴
	第5次調査 平成16年 12月	西側造成地 （携帯電話基地局）	81㎡	時期不明の土坑、小穴
	第6次調査 平成17年 7月～8月	1トレンチ	142㎡	古墳時代後期を中心とした遺構、遺物
		2トレンチ		再建期金堂基壇東辺、瓦、整地層
		3トレンチ		再建期金堂基壇西辺、瓦
		4・5トレンチ		小穴、軒丸瓦Ⅱ型式の瓦
		6トレンチ		東西溝
		7トレンチ		寺院存続期の掘立柱建物跡
	第7次調査 平成18年 1月	1トレンチ	36㎡	地山面
		2トレンチ		古墳時代後期から古代にかけての土坑、 溝、小穴
		3トレンチ		塔基壇北東隅部付近の地山層の削り出し
		4トレンチ		再建期金堂基壇縁辺の痕跡、瓦
		5トレンチ		瓦
	第8次調査 平成18年 7月～9月	1トレンチ	55㎡	地山面、耕作による部分的な撹乱
		2トレンチ		報告書に記載なし
		3トレンチ		中門基壇、銭貨
		4・5トレンチ		瓦

表８　発掘調査の経過（第二期）

調査		調査場所	調査面積	主な検出遺構・遺物
第二期調査	第９次調査 平成 19 年 ８月～11 月	１トレンチ	273 ㎡	再建期中門基壇の整地層、瓦
		２トレンチ		再建期中門基壇の北東隅部
		３トレンチ		古墳時代後期から古代にかけての土坑、小穴
		４トレンチ		古墳時代後期から古代にかけての土坑、小穴 創建期中門基壇の想定方位に合う柱穴列 古墳時代後期の竪穴建物跡
		５・６・11 トレンチ		古墳時代後期から古代にかけての土坑・小穴
		７～10 トレンチ		８世紀前後の竪穴建物跡、古墳時代後期または古代の柱穴列、土坑、溝、小穴
	第 10 次調査 平成 20 年 ８月～11 月	１～３トレンチ	552 ㎡	８世紀前半の竪穴建物跡、掘立柱建物跡 古墳時代後期から古代と考えられる柱穴列 古墳時代後期の竪穴建物跡 古墳時代後期から古代にかけての土坑、小穴
		２トレンチ		塑像螺髪１点
		４トレンチ		東西溝（金堂基壇の南辺）、創建期金堂基壇東辺
		５トレンチ		再建期金堂基壇東辺
		６トレンチ		再建期金堂基壇北西整地面、再建期金堂基壇北西石列
		７～12 トレンチ		古墳時代あるいは古代の土坑、柱穴、小穴 ６世紀前半の掘立柱建物跡
		12 トレンチ		９世紀以降の土器（攪乱による）
	第 11 次調査 平成 21 年 ６月～９月	１トレンチ	511 ㎡	再建期中門基壇の整地層、雨落ち溝
		２トレンチ		再建期中門基壇の整地層、掘立柱建物跡、 ６世紀後半の土師器
		３トレンチ		再建期塔基壇東西縁辺と南西隅部
		４トレンチ		再建期塔基壇西辺、創建期・再建期塔基壇構成土
		５トレンチ		再建期金堂基壇北面階段 再建期金堂基壇北側整地面 塑像螺髪
		６トレンチ		再建期金堂基壇西辺
		７トレンチ		東西溝
		８・９トレンチ		地山面
		10 トレンチ		報告書に記載なし
		11・12 トレンチ		再建期南門基壇整地面
		13 トレンチ		創建期講堂基壇東辺・西辺・南辺、溝
	第 12 次調査	１トレンチ	192 ㎡	再建期中門基壇整地面

	平成 22 年 5 月～9 月	2～4 トレンチ		再建期南門基壇北西隅部 再建期南門基壇南西隅部 再建期南門基壇西辺 再建期南門基壇南東側整地面
		5 トレンチ		古墳時代後期と古代の土坑、小穴
		6 トレンチ		再建期金堂基壇北面階段
		7 トレンチ		金堂基壇整地層、塑像螺髪
		8 トレンチ		講堂基壇北辺
		9 トレンチ		東西溝
	第 13 次調査 平成 23 年 6 月～9 月	1 トレンチ	74 ㎡	南門基壇から南側へ広がる整地層
		2 トレンチ		講堂基壇北西隅部、塑像螺髪 4 点
		3 トレンチ		東西溝
		4～6 トレンチ		東西溝
	第 14 次踏査 平成 24 年 8 月～10 月	1 トレンチ	145 ㎡	古墳時代後期と考えられる掘立柱建物跡 1 棟、土坑、小穴
		2・3 トレンチ		竪穴建物跡、東へ地山面が低くなる状況
		4 トレンチ		古墳時代後期の土坑、小穴
		5 トレンチ		古代の土坑、小穴、地山面
		6 トレンチ		土地造成や土地改良事業による大規模な改変状況
	第 15 次調査 平成 25 年 9 月～12 月	1 トレンチ	325 ㎡	古墳時代後期の土坑、小穴
		2・3 トレンチ		古墳時代後期～古代の土坑、小穴
		4 トレンチ		古墳時代後期～古代の土坑、溝、小穴
		5 トレンチ		古墳時代後期～古代の土坑、溝、小穴 竪穴建物跡 1 基（直接的に寺院に関係する建物ではない）
	第 16 次調査 平成 26 年 10 月～11 月	1 トレンチ	130 ㎡	柱穴列
		2 トレンチ		東西溝、南北溝
		3 トレンチ		土地改良以前の水田造成跡、地山面

表 9　発掘調査の経過（第三期）

調査		調査場所	調査面積	主な検出遺構・遺物
第三期調査	第 17 次調査 平成 29 年 2 月～3 月	1 トレンチ	42 ㎡	柱穴列、整地層
	第 18 次調査 平成 30 年 1 月～3 月	1 トレンチ	46 ㎡	古墳周溝、土坑、柱穴列
	第 19 次調査 平成 30 年 10 月～12 月	1 トレンチ	42 ㎡	古墳周溝、土坑、溝、柱穴
		2 トレンチ		竪穴建物跡、土坑、柱穴

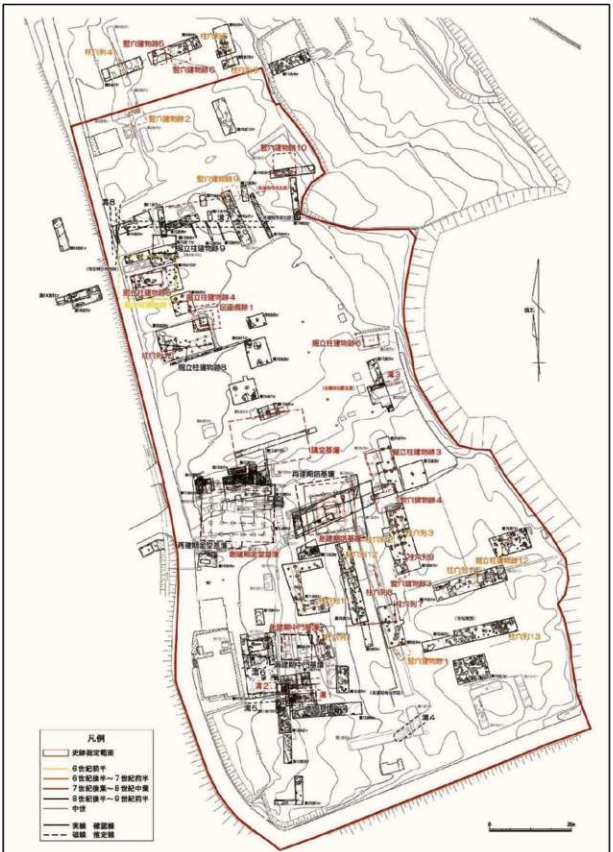

図 24　第一・二期調査のトレンチ位置と主な成果（『保存活用計画』p34 より引用）

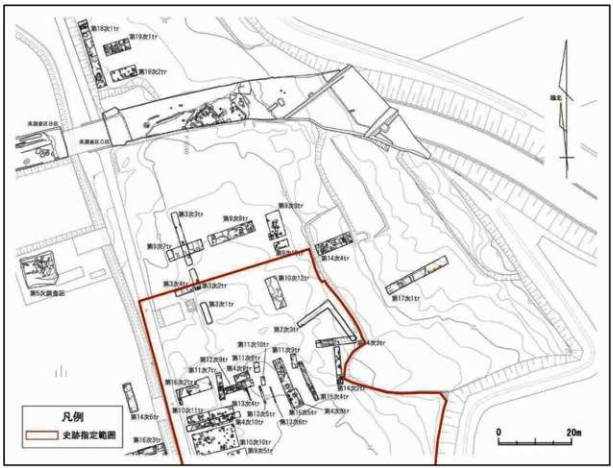

図 25　第三期調査のトレンチ位置

②各遺構の概要

これまでの発掘調査で検出した主な地下遺構の成果は以下のとおりである。

（ア）興道寺廃寺の創建前

Ⅰ　主な地下遺構

竪穴建物跡、掘立柱建物跡、土杭、柱穴列（写真１・２）

・６世紀前半の掘立柱建物跡は、耳川流域を活動拠点とした豪族の居館跡と考えられる。

・６世紀後半から７世紀前半の掘立柱建物跡１棟、竪穴建物跡３棟、柱穴列 10 基は、寺院建立以前に同地で展開していた集落跡と考えられる。

Ⅱ　主な出土遺物

土器

・寺院創建前の集落で使用されていたと考えられる古墳時代後期の須恵器、土師器、製塩土器が出土した。

写真１　掘立柱建物跡（６世紀前半）

写真２　竪穴建物跡（７世紀後半）

（イ）興道寺廃寺の存続期

Ⅰ　主な地下遺構

金堂跡、塔跡、中門跡、講堂跡、南門跡（写真３～９）

・金堂と塔の基壇が２時期で重複していることや、基壇南北軸の方位変化などから、寺院は７世紀後半から８世紀中頃の創建期と、８世紀後半の再建期の２時期に大別される。

・創建期には金堂、塔、講堂、中門が設けられ、再建期には南門の設置と金堂、塔、中門の建て替えが行われた。

・金堂、塔、講堂が近接する一方で、中門の位置が南に離れる点が特異な様相である。

・基壇の起伏を表した微高地がある。

写真３　創建期金堂基壇の版築

写真４　創建期講堂基壇の北辺

写真５　再建期金堂基壇の北辺

写真６　再建期塔基壇の西辺

写真７　再建期金堂基壇の北辺・西辺

写真８　再建期中門基壇

写真９　再建期南門基壇北東隅部の石積み

竪穴建物跡・掘立柱建物跡（写真 10・11）

・雑舎群や工房施設、寺院関連建物の一部と考えられる。

東西溝・南北溝（写真 12）

・創建期の２条の東西溝は、寺域南限を画する施設と考えられる。

・再建期中門基壇南西側の東西溝は、伽藍域の南面回廊に付随すると考えられる。

・伽藍域北限を画すると考えられる東西溝も検出された。

・南北溝は寺域西限を画すると考えられる。

柱穴列

・雑舎群や工房施設の一部と考えられる。

写真 10　伽藍東方の竪穴建物跡

写真 11　伽藍北方の掘立柱建物跡群

写真 12　寺域を画する南北溝

Ⅱ　主な出土遺物

土器（写真 13・14）

・７世紀後葉から８世紀前半にかけての土器、８世紀後半から９世紀後半にかけての土器、９世紀後半から 10 世紀前半にかけての土器、９世紀末葉から 10 世紀前葉にかけての土器がある。

・出土した土器には、寺域北部の寺院関連施設に伴うもの、廃絶に関係する祭祀行為に伴うものなどがある。

写真 13　須恵器杯

写真 14　須恵器蓋（墨書土器）

瓦（写真 15～20）

・軒瓦は、７世紀後葉のⅠ型式、８世紀前葉のⅡ型式、８世紀中葉のⅢ型式に分類される。

・降雪量の多い地域であり、建物への瓦の全面的な使用は、初期伽藍に限定される。

軒丸瓦	軒平瓦
 写真 15　軒丸瓦Ⅰ型式	 写真 18　軒平瓦Ⅰ型式（三重弧文）
 写真 16　軒丸瓦Ⅱ型式	 写真 19　軒平瓦Ⅱ型式（三重弧文）
 写真 17　軒丸瓦Ⅲ型式	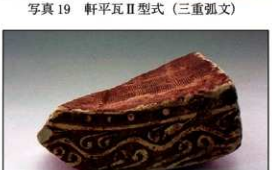 写真 20　軒平瓦Ⅲ型式（扁行唐草文）

塑像螺髪（写真 21）

・金堂基壇周辺から砲弾型、塔基壇周辺から円錐型の、計２種類の塑像螺髪が 11 点出土した。

・砲弾型は再建期の金堂に安置されていた塑像如来仏の一部と考えられ、円錐型は塔に安置されていた小型の如来仏の一部と考えられる。

写真 21　塑像螺髪

銭貨（写真 22）

・再建期中門基壇から、祭祀に使用されたと考えられる奈良時代鋳造の銅銭が 14 点出土した。銅銭の種類は和同開珎３枚、萬年通寶４枚、神功開寶６枚、萬年通寶か神功開寶かいずれかとみられるもの１枚である。

鉄釘（写真 23）

・建築部材の一部と考えられ、金堂基壇周辺から出土した。

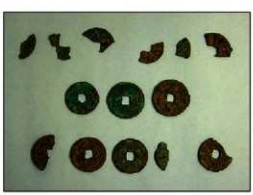

写真 22　銭貨

写真 23　鉄釘

（ウ）興道寺廃寺の廃絶後

Ⅰ　主な遺構

掘立柱建物跡

・寺院廃絶後に建てられた中世の掘立柱建物跡２棟を検出している。

Ⅱ　主な遺物

土器

・中世の土師器皿が出土した。

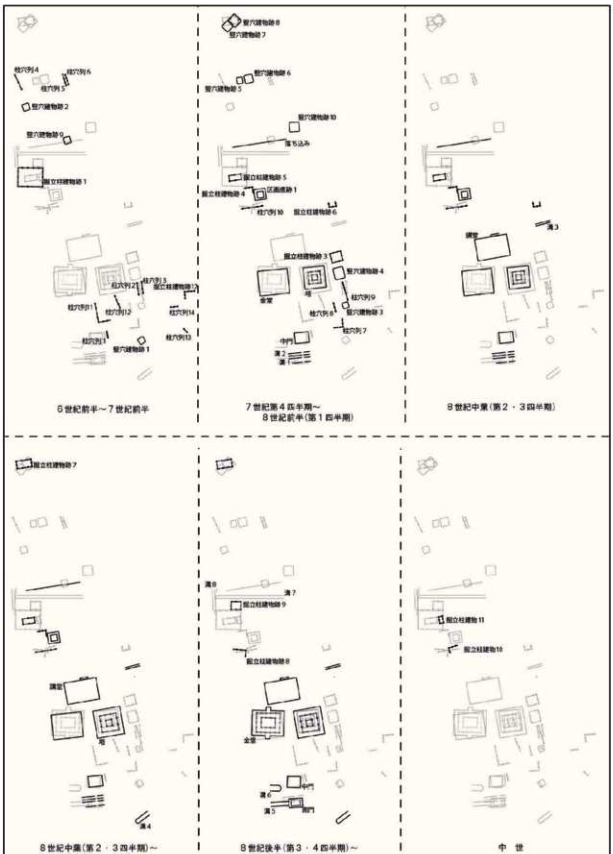

図 26　興道寺廃寺 遺構変遷模式図（『保存活用計画』p50 より引用）

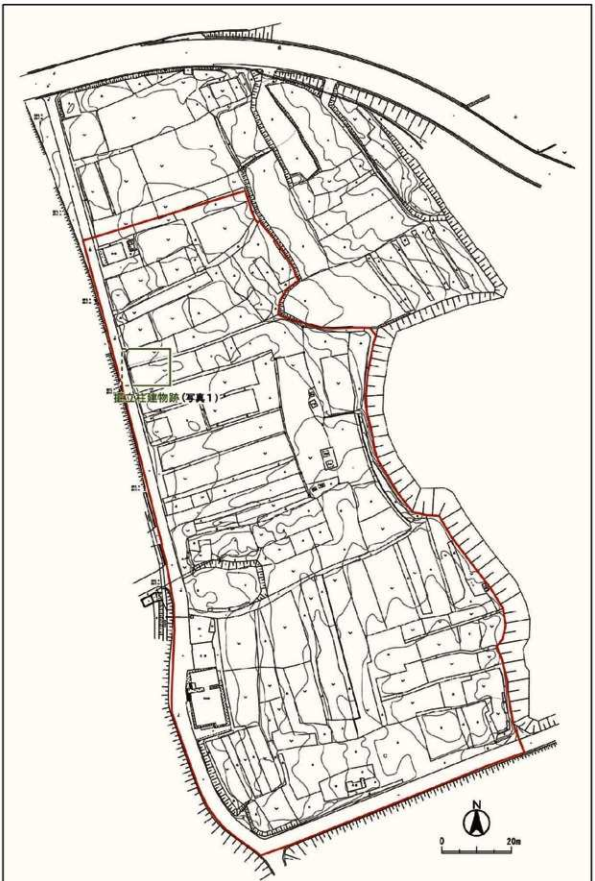

図 27　遺構配置図（6 世紀前半）
（実線は確認線、破線は推定線、赤線は史跡指定地を示す）

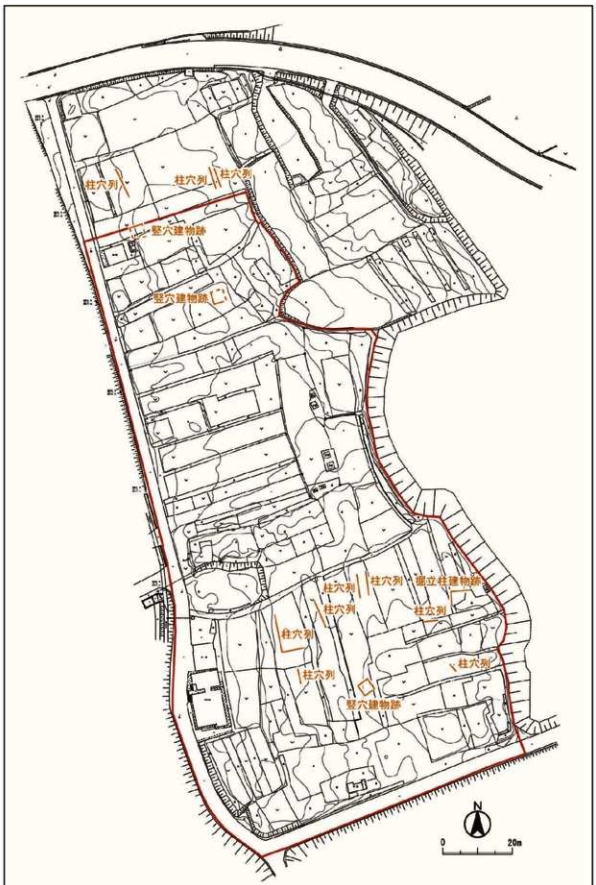

図 28　遺構配置図（６世紀後半～７世紀前半）
（実線は確認線、破線は推定線、赤線は史跡指定地を示す）

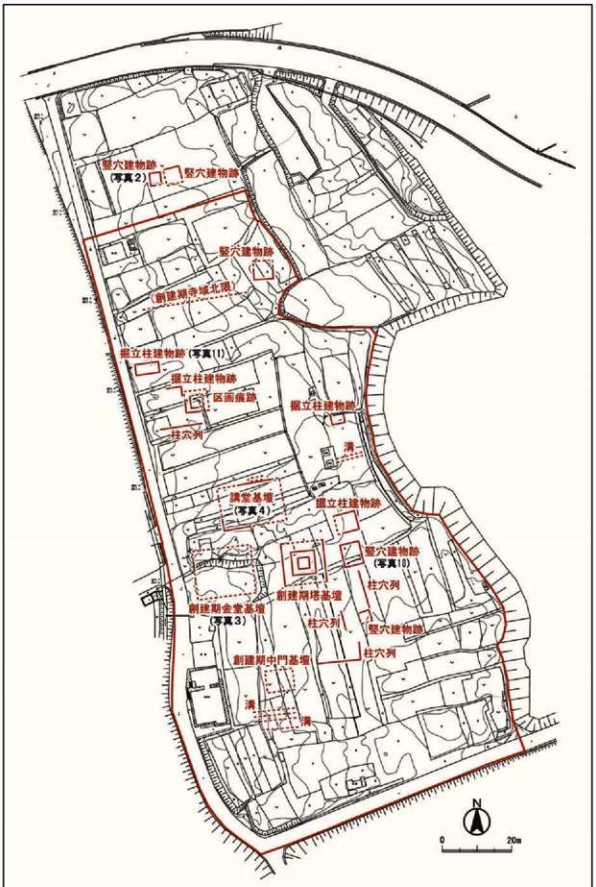

図 29　遺構配置図（７世紀後半～８世紀中葉）
（実線は確認線、破線は推定線、赤線は史跡指定地を示す）

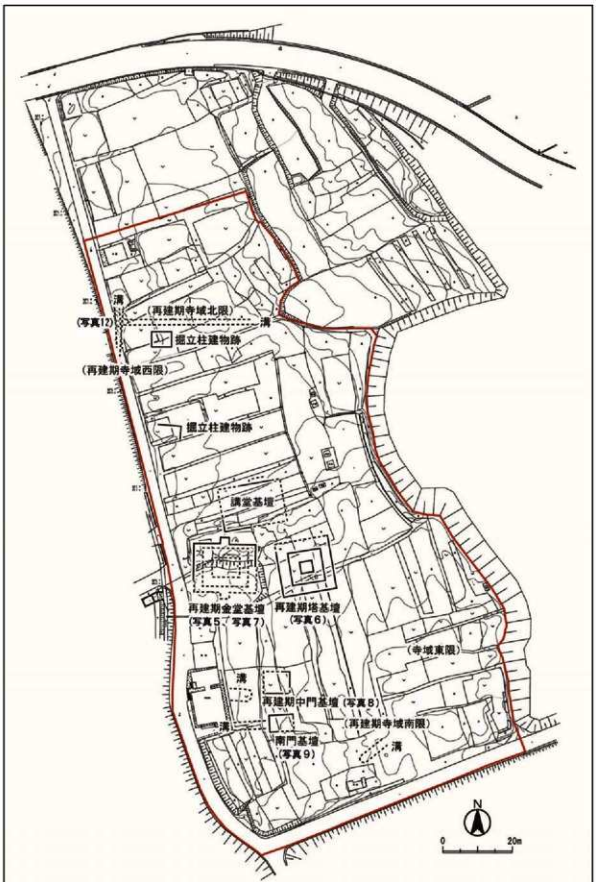

図 30　遺構配置図（８世紀後半～９世紀前半）
（実線は確認線、破線は推定線、赤線は史跡指定地を示す）

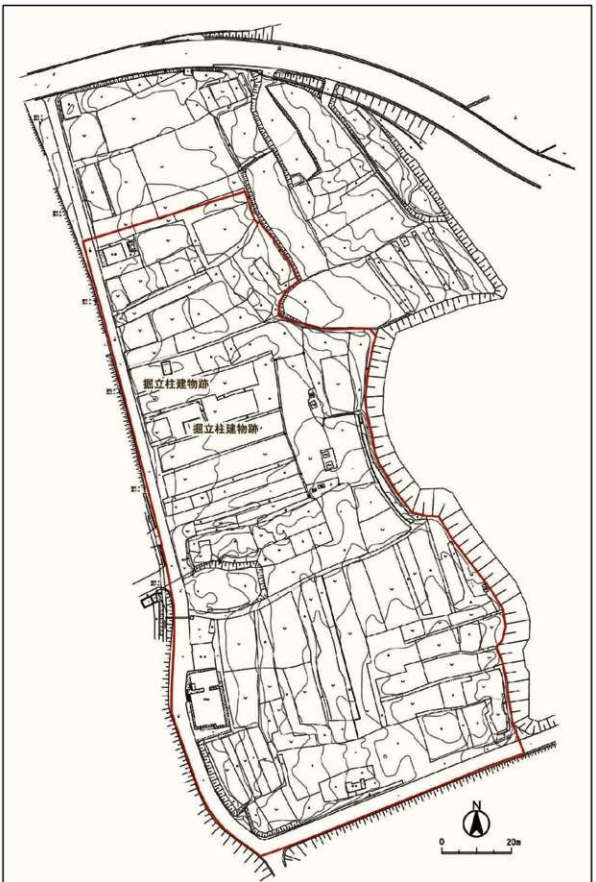

図 31　遺構配置図（寺院廃絶後：中世）
（赤線は史跡指定地を示す）

（3）史跡の指定状況

①史跡指定に至る経緯

美浜町教育委員会は、興道寺廃寺の史跡指定を目指し、平成 28 年(2016) 3 月にこれまでの発掘調査の成果や学術的・歴史的価値をまとめた『興道寺廃寺発掘調査報告書』を刊行するとともに、継続的に歴史シンポジウム・歴史フォーラムなどを開催するなど、遺跡の周知や価値の発信に努めた。

平成 29 年(2017) 7 月 25 日に、史跡指定の意見具申書を文部科学大臣に提出し、平成 30 年(2018) 2 月 13 日に史跡指定され、同年 7 月 30 日に美浜町が史跡の管理団体に指定された。

②指定説明とその範囲

（ア）指定内容

興道寺廃寺跡の史跡指定内容は以下のとおりである。

名称：興道寺廃寺跡
所在地：福井県三方郡美浜町興道寺 4 号観音 1 番 1　ほか 61 筆等
指定面積：12,817.56 ㎡　（民有地 11,377.32 ㎡、道路 1,028.24 ㎡、法定外公共物 412.00 ㎡）
指定年月日：平成 30 年 2 月 13 日
告示番号：文部科学省告示第二十三号
管理団体指定：美浜町（指定年月日：平成 30 年 7 月 30 日　文化庁告示第六十八号）

（イ）指定告示

興道寺廃寺跡の史跡指定に関わる告示は以下のとおりである。

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	地域
興道寺廃寺跡	福井県三方郡美浜町興道寺四号観音	一番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、九番、一〇番、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番、二四番、二五番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番
同	興道寺六号園ノ上	七番、八番、九番、一〇番、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番、二四番
同	興道寺七号砂河原	二二番のうち実測図五四・五二平方メートル、二四番のうち実測図五四・五二平方メートル、二五番七三・七二平方メートル、二七番

右の地域に存在する道路敷、福井県三方郡美浜町興道寺四号観音一番一南接し同四号観音一番一に接まで及び同四号観音三番一〇番一南接し同四号観音九番一に接まで及び同四号観音三番二に西接するまでの道路敷を含む

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を基に教育委員会及び美浜町教育委員会に備え置いて縦覧に供する

（ウ）指定説明

興道寺廃寺跡は美浜町中央部の平野に所在し、北に向かって流れる耳川下流域の左岸に南北に細長く延びる低位河岸段丘東縁の標高約23～25mの微高地に立地する。耳川下流域には河岸段丘や自然堤防上に古墳時代後期から平安時代にかけての遺跡が集中し、その密集度は若狭東部でも突出している。

昭和初期、興道寺廃寺跡の西側で行われた福井県園芸試験場（福井県農事試験場）建設に伴い、凹面に布目が残る瓦片が多く出土したことにより存在が知られ、その後も若狭では数少ない古代の瓦が出土する遺跡としてしばしば学界でも取り上げられた。平成９年頃から興道寺廃寺跡の周辺で開発事業が増加したことを受け、美浜町教育委員会は遺跡の範囲と内容を明らかにするための発掘調査を開始した。

平成 14 年度から実施された継続的な発掘調査では、金堂、塔、講堂、中門などの主要伽藍の状況と寺域や伽藍の変遷が明らかになった。西に金堂、東に塔を置く南面する法起寺式伽藍配置であり、金堂と塔の北側では講堂の基壇の一部とその北方で掘立柱建物群を、南側では中門と南門の基壇を検出した。また、寺域を限る溝などを検出したことから、寺域の規模は西側で南北約118m、東側で南北約 112m、東西約 80mと考えられている。

興道寺廃寺跡の創建は、出土瓦から７世紀後半の可能性が指摘されており、10 世紀前半に廃絶している。その間の伽藍の造営過程と、堂塔の建て替えなどの伽藍の変遷が発掘調査により明らかになった。伽藍は段階的に整備されているようであり、まず７世紀後半から８世紀前半に金堂、塔が建立される。創建期の金堂は主軸が座標北に対し約６度西偏しており、基壇外装は建て替え後の基壇により失われているため不明であるが、東西約 16.8m、南北約 13.8mの規模である。塔は創建時の基壇外装は不明であるが、１辺約12mの規模である。講堂は８世紀中頃の建立で、基壇の規模は東西約 18m、南北約 12mである。

講堂の建立から８世紀後半の間に塔の建て替えが行われている。建て替え後の塔基壇は座標北に対し約 10 度西偏しており、規模も１辺約 15.3mに拡大されている。基壇上面では心礎をはじめとする礎石の抜き取り穴を数基検出している。また、講堂北方で検出された掘立柱建物群も、この頃に建てられたものと考えられる。

８世紀後半から９世紀後半には金堂の再建と中門・南門が建立されている。建て替え後の金堂基壇は座標軸北に対し約２度西偏しており、規模も東西約 16.8m、南北約 14.1mであり、基壇外装を乱石積としている。また南面と北面とにそれぞれ階段を伴っている。

中門基壇は金堂基壇と同様、乱石積で主軸が座標北に対し約２度西偏していることから金堂の建て替えと同時期に建立されたと考えられる。基壇の規模は東西約 7.4m、南北約 6.2mである。また、基壇下層から基壇と方位が異なる地業の痕跡が検出されていることから、創建期の金堂・塔に伴う中門が存在した可能性がある。なお、中門基壇西側の整地層に萬年通寶、神功開寶が含まれることから、中門の整備時期は８世紀後半と考えられる。

南門の基壇も乱石積であるが、主軸は座標北に対し約４度西偏している。基壇の規模は東西約7.2m、南北約５mであり、下層には創建期の寺域南限を画する可能性がある溝が検出されていることや、基壇外塗が再建金堂や中門と同様であることから、金堂の建て替えと同時かそれ以後に建立された可能性がある。また、これに前後して寺域北限に伴う東西溝や寺域西限に伴う南北溝などが掘削されたと考えられる。

興道寺廃寺跡は７世紀後半に若狭国三方郡の有力氏族により建立されたと考えられる。この時期は全国規模で寺院造営が活発化したことが知られているが、北陸においては同時期の寺院跡の確認例に乏しく、興道寺廃寺跡は当該期の北陸において実態が判明した数少ない寺院である。ま

た、創建から廃絶に至るまでの伽藍の変遷が明らかになった希少な事例であり、北陸における7世紀後半の寺院造営の在り方と、仏教信仰の展開を知る上で重要である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

（出典：『月刊文化財』653号（平成30年（2018）2月1日発行）文化庁文化財保護部監修
第一法規株式会社発行）

③土地利用

図 32・33 に示したとおり、指定地内のほとんどは茶・野菜などの畑地で、主にタマネギなどの葱属、ナス・ジャガイモなどのナス属、サツマイモなどのサツマイモ属、白菜・大根などのアブラナ属、豆類が栽培されている。建築物としては民家1棟と農具小屋2棟がある。

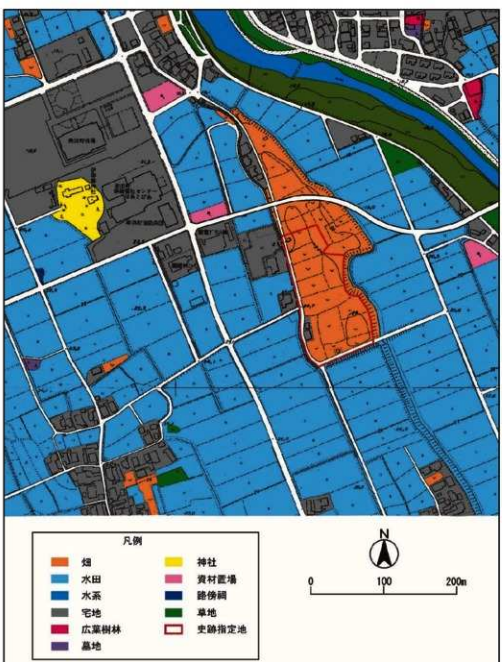

図 32　指定地周辺の土地利用現況図

指定地の南縁と西縁には公衆用道路（町道川西１号線）があり、指定地外の西側には北に流れるコンクリート製の水路がある。

指定地の周辺は水田が広がり、北側には市街地が展開する。

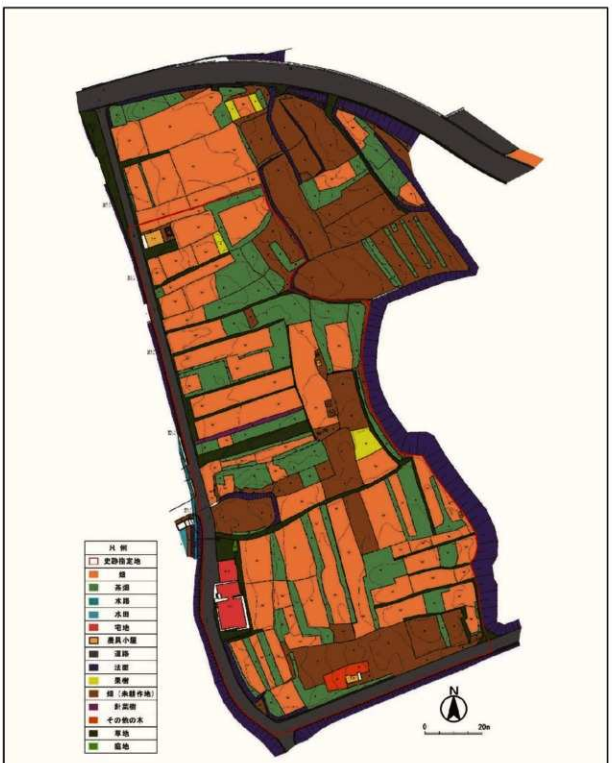

図 33　指定地内の土地利用現況図

④土地所有

指定地の土地所有状況は表 10 のとおりで、そのほとんどは民有地で畑などの農地である。

表 10　土地所有状況一覧

地　番	公図面積（㎡）	地目	所有者
美浜町興道寺 4 号鐵音 1 番 1	254.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 2 番	168.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 3 番	142.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 4 番	122.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 5 番	347.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 6 番	171.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 7 番 1	19.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 7 番 2	26.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 9 番	208.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 10 番	168.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 11 番 1	214.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 11 番 2	76.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 12 番	158.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 13 番 1	148.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 13 番 2	9.91	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 14 番 1	320.00	田	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 14 番 2	19.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 15 番 1	300.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 15 番 2	9.91	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 16 番	148.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 17 番	485.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 18 番	353.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 19 番	185.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 20 番	419.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 26 番	360.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 27 番 1	244.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 27 番 2	9.91	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 28 番 1	307.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 28 番 2	16.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 29 番 1	79.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 29 番 2	6.61	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 30 番	188.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 31 番 1	46.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 31 番 2	29.00	畑	個人

地　番	公図面積㎡）	地目	所有者
美浜町興道寺 4 号鐵音 32 番 1	89.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 32 番 2	29.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 33 番	132.00	畑	個人
美浜町興道寺 4 号鐵音 34 番	254.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 7 番	52.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 8 番	62.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 9 番	138.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 10 番	271.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 11 番	499.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 12 番	558.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 13 番	125.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 14 番 1	102.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 14 番 2	224.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 15 番	337.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 16 番	148.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 17 番	148.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 18 番	204.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 19 番	198.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 20 番	403.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 21 番	327.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 22 番 1	307.00	宅地	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 23 番	231.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 24 番 1	148.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 25 番 1	42.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 26 番 1	584.00	畑	個人
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 27 番 1	9.98	畑	個人
民有地　小計	11,377.32		

地　番	公図面積（㎡）	地目	所有者
美浜町興道寺 7 号砂河原 22 番	473.72	公衆用道路	美浜町
美浜町興道寺 7 号砂河原 24 番	554.52	公衆用道路	美浜町
美浜町興道寺 4 号鐵音 31 番 2 と 29 番 2 に挟まれ、同 30 番と 29 番 1 に挟まれるまでの里道	34.00	里道	美浜町
美浜町興道寺 4 号鐵音 2 番と 11 番 2 に挟まれ、同 11 番 2 と 1 番 1 に挟まれるまでの里道	5.00	里道	美浜町
美浜町興道寺 4 号鐵音 1 番 1 と同 6 号淵ノ上 22 番 1 に挟まれ、同 4 号鐵音 19 番と 10 番に挟まれるまでの里道	216.00	里道	美浜町
美浜町興道寺 6 号淵ノ上 23 番と 24 番 1 に挟まれ、同 9 番と 26 番 1 に挟まれるまでの里道	98.00	里道	美浜町
美浜町興道寺 8 号中ノ丁 35 番と同 4 号鐵音 32 番 2 に挟まれ、同 8 号中ノ丁 35 番と同 4 号鐵音 28 番 2 に挟まれるまでの里道	59.00	里道	美浜町
公有地　小計	1,440.24		
総計	12,817.56		

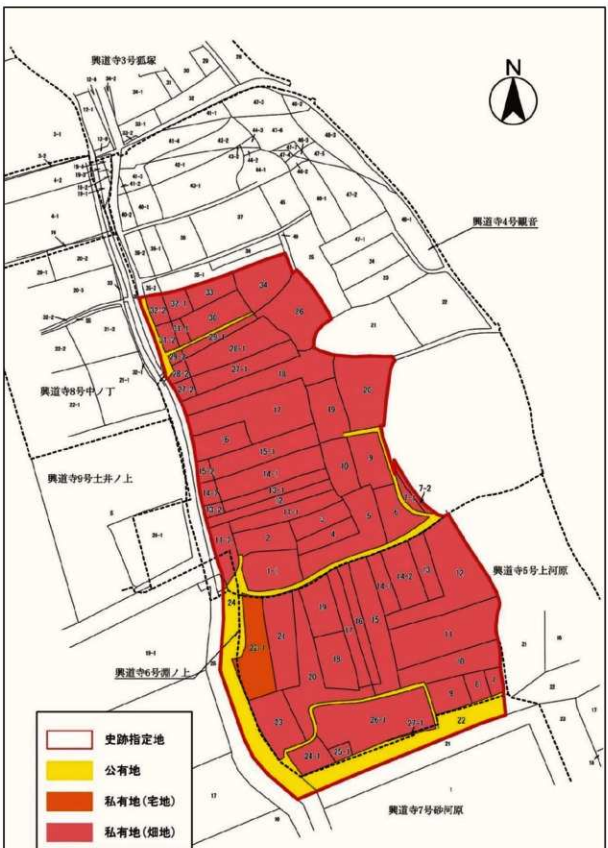

図 34　指定地内の地番図

（4）史跡の本質的価値とその構成要素

『保存活用計画』にて、興道寺廃寺跡の本質的価値とその構成要素を次のとおりに整理した。

①本質的価値

（1）北陸地方において、7世紀後葉の創建から10世紀初頭の廃絶に至るまでの伽藍変遷が明らかとなった数少ない古代寺院である。
（2）全国規模で有力氏族による寺院造営が活発化した7世紀後半の造営で、地方寺院造営の在り方と、有力氏族による仏教信仰の展開を知る上で重要である。

②構成要素

史跡を適切に保存・活用するため、興道寺廃寺跡を構成する諸要素について検討を行い、下図のとおり「本質的価値を構成する枢要の要素」、「副次的価値を構成する要素」、「その他の要素」に区分した。

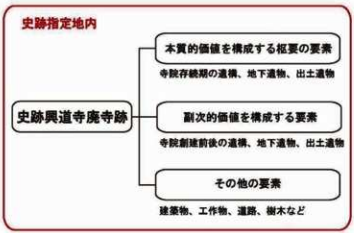

図35　史跡を構成する要素の分類

表11　構成要素の分類

本質的価値を構成する枢要の要素
史跡の指定説明として記載されている内容に基づく要素であり、興道寺廃寺が存続した時代の金堂跡・塔跡・中門跡・講堂跡・南門跡などの遺構や、地下遺物・出土遺物が相当する。史跡が有する本質的価値として適切に保存し、確実に後世へ継承すべきものである。
副次的価値を構成する要素
史跡の指定説明に記載がないもの、または興道寺廃寺が存続した時代のものとは異なるが、興道寺廃寺と関連があり、本質的価値の理解を深めるうえで重要な要素である。寺院創建前と寺院廃絶後の遺構や、地下遺物・出土遺物が該当する。
その他の要素
興道寺廃寺跡の本質的価値や副次的価値からは外れるが、史跡の適切な保存管理や活用上必要であり、所有者や地域の生活や防災など、地域との関わりの中で必要となる要素である。また、史跡の保存管理、活用、整備を進める上で、撤去や調整が必要な要素である。

表 12　史跡を構成する諸要素一覧

分類	種別	要素
本質的価値を構成する枢要の要素	地下遺構　等	・本質的価値を構成する要素に該当する伽藍域の地下遺構（金堂跡、塔跡、中門跡、講堂跡など） ・地中に包蔵される遺物、出土遺物
		・本質的価値を構成する要素に該当する寺院域の地下遺構（南門跡、掘立柱建物跡、東西溝、南北溝、竪穴建物跡、柱穴列など） ・地中に包蔵される遺物、出土遺物
副次的価値を構成する要素	地下遺構　等	・副次的価値を構成する要素に該当する寺院創建前の地下遺構（竪穴建物跡、掘立柱建物跡、土坑、柱穴列など） ・地中に包蔵される遺物、出土遺物
		・副次的価値を構成する要素に該当する寺院廃絶後の地下遺構（掘立柱建物跡など） ・地中に包蔵される遺物、出土遺物
その他の要素	建築物	住宅
		農具小屋
	工作物	電柱
		集水桝
		仮囲い
		マンホール
	埋設物	上水道管・下水道管
	道路・法定外公共物	町道、里道
	植栽樹木	植栽樹木
	案内・標識	解説板、名称板

第３節　現状と課題の整理

『保存活用計画』第５章をもとに、興道寺廃寺跡の現状と問題、課題を次のとおり整理する。

（1）保存・整備の課題

①現状

遺構・遺物の保存の現状

指定地内の約 89%が民有地で、多くが畑地として利用されている。標高 24～25m付近の微高地は金堂・講堂基壇の起伏が地表面に反映したものと考えられ、礎石や外装など基壇の構成材と考えられる石材が、畑地の境界石として転用されている。この数年、土地所有者の高齢化によって休耕地が大幅に増加し、雑草が繁殖するなど雑地化が進んでいる。また、伽藍域のあたりでは現在の地表面から遺構面までの深度は極めて浅く、金堂基壇の遺構は全体の 2/3 以上が耕作で削平されている状況が見受けられる。

写真 24　宅地

写真 25　農具小屋①

写真 26　農具小屋②

写真 27　農具小屋③

写真 28　植栽樹木①

写真 29　植栽樹木②

写真 30　仮囲い

写真 31　電柱

写真 32　解説板・名称板

史跡としての整備の現状

史跡指定地内のほとんどは農耕地として利用され、史跡の整備は行われていない。仮設解説板と名称板が各１基設置されているが、遺構の解説板や表示板、平面表示などがないため、興道寺廃寺跡の規模や伽藍配置を来訪者が理解することは困難となっている。

また、指定地内には、史跡とは関係がない建築物（宅地１棟、農具小屋３棟など）、植栽樹木、道路などが存在する。

②問題と課題

現状を踏まえると、保存・整備に関する課題は下記の４点にまとめられる。

（１）本質的価値を後世へ確実に継承するため、遺構等の適切な保存・管理が必要である。

・興道寺廃寺跡の本質的価値を構成する要素の多くが地下に埋没しているが、地表面から遺構面までの層厚がかなり薄いため、多少の掘削でも遺構面に影響がおよぶ可能性がある。

・土地所有者をはじめとする関係者に、指定地の保護についての理解と協力を求め、遺跡が有する学術的・歴史的価値を損なうことなく、適切に保存・管理していく必要がある。

（２）指定地の公有化が必要である。

・指定地の約 89%が民有地であり、高齢化に伴う耕作放棄地が増加しているという問題がある。

・指定地を恒久的かつ適切に保護するために、関係機関の協力を得ながら公有化を進めていく必要がある。

・指定地は農業振興地域であり、土地の公有化にあたり農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農地の除外）が必要である。農業振興地域の除外にはさまざまな手続きがあり、短期間での公有化が困難である。

（3）古代寺院の存在を感じることができる整備が必要である。

・興道寺廃寺跡の本質的価値を理解でき、町民が憩いの場として活用できるよう、ハードとソフト両面の計画的な整備が必要である。

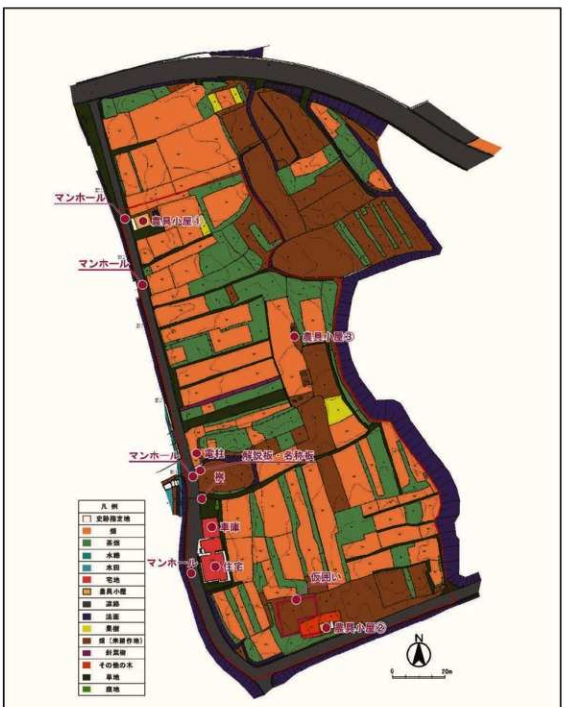

図 36　史跡指定地内の現況図

・案内板や説明板などの設置、AR やVR、アプリなどのソフト導入、遺構の平面表示などのハード整備を検討する必要がある。また、トイレや駐車場といった便益施設の整備を検討する必要がある。
・古代寺院の景観を考える上で重要な周辺地形とも調和した整備を進める必要がある。

（4）行政と町民が協働で行う、保存と活用が調和した整備が必要である。
・本質的価値の適切な保存と、地域社会への活用という両者が調和した整備を行う必要がある。
・町民も整備に参加することで、町民が興道寺廃寺跡を史跡として再認識し、行政と町民が協働で整備を行えるような仕組みを確立する必要がある。

（2）公開・活用の課題

①現状

指定地内の施設

史跡指定地内のほとんどは農耕地で、一部に残る基壇跡の起伏を除き、遺構・遺物は地下に埋没していることから、現在の地表面において古代寺院の存在をうかがうことは困難である。興道寺廃寺跡の存在を示すものとして、指定地内には仮設の史跡の解説板と名称板が各１基、指定地周辺には史跡の方向を示す誘導板２基が設置されている。

学校・社会教育

町内の小学校では、不定期ではあるが現地見学が行われている。また、美浜町誌編纂事業で刊行された小学校社会科の副読本『美浜をさかのぼる』（わかさ美浜町誌　美浜の歴史第三巻）の「全国に寺院が建つ」の項でイラスト図とともに興道寺廃寺跡について記述されている。

まちづくり出前講座として、平成 24 年(2012) 5 月に「興道寺廃寺と周辺の遺跡」、平成 25 年(2013)11 月に「地域の遺跡に学ぼう（興道寺廃寺）」と題して、地元住民を対象にした講座が行われた。

情報発信

興道寺廃寺をテーマとした歴史フォーラムが開催されており、平成 18 年(2006) 2 月に「興道寺廃寺の謎に迫る」、平成 21 年(2009) 9 月に「ここまで分かった！興道寺廃寺」、平成 27 年(2015)11 月に「再論、若狭の古代寺院」、平成 30 年(2018)11 月には「復元！興道寺廃寺をとりまく景色」と題して、興道寺廃寺に関する多角的、学際的な講演、座談が継続的に行われてきた。

これらの講演の動画が美浜町歴史文化館 YouTube チャンネル「みはま継往開来ＴＶ」で定期的に配信されている。また、美浜町歴史文化館では平成 30 年(2018) 8 月～11 月に第６回企画展「素描、興道寺廃寺跡」が開催され、平成 29 年(2017) 3 月にはパンフレット『興道寺廃寺』を作成した。

史跡指定時には、地元テレビ局や新聞などの報道を通じて史跡の情報発信も行われ、『広報みはま』においてもこれまでに２回の特集記事が組まれている。平成 24 年(2012) 8 月号では「興道寺廃寺 耳川流域に古代寺院現る!!」と題し、これまでの発掘調査の成果や出土品を紹介し、さらに、平成 30 年(2018) 6 月号では「興道寺廃寺跡 国史跡へ」と題し、国史跡に指定されるまでの経緯や、興道寺廃寺跡の価値などを紹介した。

写真 33　歴史文化館発行の広報誌

写真 34　講座案内のチラシ

写真 35　興道寺廃寺パンフレット

写真 36　歴史文化館での展示

写真 37　小学生の現地見学

写真 38　研究会の現地見学

写真 39　歴史フォーラムの様子

写真 40　解説板・名称板

写真 41　誘導板

②問題と課題

現状を踏まえると、公開・活用に関する課題は下記の２点にまとめられる。

（1）本質的価値を広く理解し、情報発信できる機会の創出が必要である。

・解説板の設置や ICT の導入によって、史跡の本質的価値を発信し、来訪者の理解促進へと繋げる必要がある。

・SNS 等を利用し、史跡の特徴や関連するイベント等の情報発信を行う必要がある。

（2）教育・観光・交流に繋がる持続可能な活用を行う必要がある。

・平成 23 年(2011) 9 月策定の『美浜町都市計画マスタープラン』では、「歴史資源を活かした交流・連携の創出」をまちづくりの主要課題とし、その対応策として、「歴史資源のまちづくりへの活用」を挙げている。町内の学校教育や学術研究への活用、町民の憩いの場、あるいは観光資源としての活用、異なる世代や地域間での交流の場としての活用に繋がるような、持続可能な活用方法を検討する必要がある。

・史跡見学会、史跡絵画コンクール、史跡を中心としたバスツアー、シンポジウム、調査研究など、史跡をより有効に活用していく方法を検討する必要がある。

（3）周辺の関連文化財・歴史遺産との広域関連整備の課題

①現状

周辺の関連文化財との連携

平成 28 年７月からは NPO 法人古代邇波の里・文化遺産ネットワークが商標登録し、作成する「文化遺産カード」の配布を開始した。「文化遺産カード」は、歴史文化館をはじめとする町内５施設で配布しており、カードラリーモデルコースも設けられている。「文化遺産カード」の取り組みを通じて、興道寺廃寺跡をはじめ美浜町内の主な歴史遺産の情報発信を行っている。

また、美浜町内にある主な歴史文化遺産をまとめた文化財イラストマップを作成し、地域の文化財の情報発信や来訪者の周遊を促すものとなっている。

写真 42　美浜町文化財マップ

写真 43　文化遺産カード

周辺の文化的施設との連携

興道寺廃寺跡の周辺には、美浜町歴史文化館を始め、国吉城址や居館跡のガイダンス施設である若狭国吉城歴史資料館や、美浜町生涯学習センター「なびあす」、美浜町保健福祉センター「はあとぴあ」、美浜町エネルギー環境教育体験館「きいぱす」といった文化施設や、令和４年（2022）春に開業予定の道の駅「はまびより」等の観光施設がある。これらの施設には、自動車やレンタサイクル、徒歩、バス等の公共交通機関を利用して訪れることが可能であり、興道寺廃寺跡からも訪れやすくなっている。また、美浜町の情報発信の拠点にもなっており、さまざまなイベントや講座等が行われている。

②問題と課題

現状を踏まえると、周辺の関連文化財、歴史遺産との広域関連整備に関する課題は下記の２点にまとめられる。

（1）地域固有の歴史文化と併せて広く情報発信を行う必要がある。

・美浜町歴史文化館を拠点として、場所（興道寺廃寺跡と関連遺跡群）、モノ（出土品）、人（関係者・利用者）の三者が密接に連動することで、史跡の本質的価値が理解でき、地域固有の歴史文化と併せて広く発信できる機会の創出を行う必要がある。

（2）周辺の関連遺跡との関わりを把握できるネットワーク化の確立が必要である。

・興道寺廃寺跡の周辺には、古代寺院との関わりを示す関連遺跡が分布しており、また、情報発信の拠点となる文化的施設もいくつか存在する。それらと有機的に結び付くネットワークの形成が必要である。

第３章　整備の基本理念と基本方針

第１節　整備の基本理念

興道寺廃寺は、７世紀後葉の創建から８世紀後半以後の再建、10 世紀初頭の廃絶に至るまでの伽藍変遷が明らかとなった北陸地方における数少ない古代寺院跡であり、地方寺院の造営のあり方と有力氏族による仏教信仰の展開を知る上で大変重要な遺跡であることが判明し、平成 30 年（2018）２月に国史跡に指定された。

史跡の南側と東側には河岸段丘の旧地形や田園風景が広がり、古代の風景を想像できるような景観が良好に残されている。また、史跡の北西側には役場や生涯学習センターなど町の行政機関が集中し、公開・活用に適した場所に史跡が位置する。

しかし、史跡指定地のほとんどが民有地（農地）のため、これまで整備が行われておらず、興道寺廃寺跡の規模や伽藍配置を地域住民や来訪者が理解することは困難な状況である。

『保存活用計画』では、興道寺廃寺跡が地域に根差したふるさとの歴史、里山里海の景観の象徴として、保存活用や整備、運営のそれぞれの場で、さまざまな人やモノが「集い・創り・絆ぐ」ことを目指し、「集い、創り、未来に絆ぐ耳別氏のふるさとに出会う場所「史跡興道寺廃寺跡」」を大綱として掲げた。

一方で、令和２年（2020）、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）が流行拡大し、ソーシャルディスタンス（社会的距離）の確保やオンライン環境の整備等、文化財や地域遺産の保護活用だけでなく、社会生活全体に対して大きな変化を促すこととなった。このような閉塞した社会情勢下において、文化財や地域遺産の現地志向や、SNS や YouTube などの ICT や AR・VR などを活用した情報発信や情報享受の需要が高まっている。今後の史跡の整備においても、このような社会情勢が続くことも想定することが求められる。

そこで、『整備基本構想』では整備の基本理念を以下のとおり掲げる。

歴史の積み重ねを感じる耳別氏のふるさと「興道寺廃寺跡」
～いにしえの人々が育んだものを未来につなぐ整備を目指して～

これまでにない新時代が続くことが見込まれる中、ICT や AR・VR などを活用しつつ、古代景観が想像できる環境整備を行うことで史跡に触れ、親しみをもち、学び、理解することで継往開来（いにしえや過去の成果、業績を未来に引き継いでいくこと）を体感するとともに、学校などの教育や観光、まちづくりにも活用できるような整備を目指す。

第２節　整備の基本方針

『保存活用計画』では、２点の整備の基本方針を掲げるとともに、10 項目を整備の方向性を示した（『保存活用計画』P79 参照）。

【『保存活用計画』で示した整備の基本方針】

- 古代寺院の存在を感じることができ、立地環境や良好な周辺景観とも調和し、古代景観が想像できる環境整備を行う。
- 地域住民や来訪者が史跡に触れ、親しみをもち、学び、理解し、地域のシンボルとなるような整備を目指す。また学校ならびに社会教育、観光、まちづくりにも活用できる整備を行う。

『整備基本構想』では、前述した整備の基本理念を踏まえ、『保存活用計画』で掲げた整備の基本方針および方向性を整理し、以下のとおり整備の基本方針を提示する。

（1）史跡の実態解明と本質的価値の適切な保存と公開活用

・興道寺廃寺跡の遺構面の深さや範囲、形状などを確認するための発掘調査を計画的に行い、その成果を遺構保存、史跡整備に十分に反映する。
・国民共有の財産であり、地域の誇りでもある興道寺廃寺跡の地上および地下に残存する遺構を適切に保存し、史跡の価値を次世代へ確実に継承する。
・今後、適切に史跡を保存するため、関係法令の制限を踏まえながら、公有化に向けて土地所有者や関係機関、関係者の理解と協力を得て、協議と調整を進める。

（2）史跡の価値の顕在化と情報発信

・立地環境や良好な周辺景観と調和し、古代寺院の威容や景観が想像できる整備を行う。
・子供達を含む地域住民や来訪者が史跡に触れ、親しみをもち、学び、理解し、古代寺院の存在を身近に感じることができるような遺構表現や説明板設置等の整備を行う。
・興道寺廃寺跡の伽藍配置を地域住民や来訪者が体感できるような動線を設定する。
・SNS や YouTube などの ICT や AR・VR などを活用し、新時代に対応した積極的な情報発信を行う。

（3）地域住民や来訪者が安全で快適に利用できる環境の整備

・史跡指定地およびその周辺に史跡としての景観に配慮した休憩施設や便益施設を設置し、史跡を活用しやすい環境を整える。
・高齢者や身体障がい者も安心して訪れることができ、空間を快適に利用できるようなバリアフリー化や、訪日外国人に向けた多言語対応等の整備を行う。

（4）史跡に触れる多様な機会の創出

・地域住民との協働・連携により整備を進め、子供達を含む地域住民や愛好者の事業への参加を推進する。
・興道寺廃寺跡が地域のシンボルとなり、学校ならびに社会教育、観光、まちづくりに活用できる整備を行う。
・興道寺廃寺跡の歴史や価値を伝えるとともに、地域住民や来訪者の集いの場、交流の場、憩いの場となるように継続的な活用を図る。

（5）周辺の関連遺跡や文化施設、観光施設との一体的な整備

・興道寺廃寺跡の周辺に分布する関連遺跡や美浜町内の文化財、また、文化施設や観光施設との一体的な整備を行い、興道寺廃寺跡だけではなく、地域の歴史文化について広く情報発信できる機会の創出を行う。

第４章　基本構想

第１節　全体整備構想

第３章の基本理念および基本方針を踏まえ、『整備基本構想』の対象範囲を史跡の本質的価値を伝える「史跡指定地エリア」と史跡と一体的に整備を行う「史跡指定地周辺エリア」の２つに区分する。さらに、遺構の性格や土地利用の状況、空間的特性により「史跡指定地エリア」は寺域中心ゾーン、寺域北方ゾーン、多目的活用ゾーン、環境保全ゾーンの４つのゾーン、「史跡指定地周辺エリア」は保存活用ゾーン、周辺環境ゾーンの２つのゾーンに区分し、それぞれの整備方針を示す。

なお、『整備基本構想』での整備の対象時代は寺域建立以前の獅子塚古墳や興道寺古墳群の造営以後、興道寺廃寺の創建期、再建期、廃絶期にいたる６世紀初頭から 10 世紀初頭とする。

（１）史跡指定地エリア

①寺域中心ゾーン

これまでの発掘調査で明らかになった興道寺廃寺の中心伽藍域や寺域の南側にあたるゾーンである。興道寺廃寺跡の本質的価値を伝えるための核となるゾーンとして、検出した遺構の復元展示や平面表示、案内・解説板等の設置、修景整備、園路の整備を行う。

②寺域北方ゾーン

興道寺廃寺の寺域北方で、雑舎群や工房施設と考えられる遺構が分布するゾーンである。検出した遺構の表示・展示や、園路の整備、修景整備、イベント等で活用できるよう広場整備を行う。

③多目的活用ゾーン

興道寺廃寺の創建期から再建期にあたる遺構がほとんど検出されなかったゾーンである。江戸時代から栽培が進められたと考えられる茶の木などがみられ、興道寺廃寺が廃絶した以降のこの場所の地域との関わりを感じることができる。また、土地利用の点から歴史の重層性を示すことができるゾーンのため、それらが体感できるような整備を行う。さらに、史跡北側からのアクセスに備えてこのゾーンに案内・解説施設の整備や園路整備、地域住民や来訪者が快適に史跡で過ごせるよう便益・管理施設の整備を行うことを検討する。

④環境保全ゾーン

史跡指定地内で町道や宅地の部分にあたるゾーンである。遺構の適切な保存管理が図られるように関係者と調整を行う。また、地域住民や来訪者の憩いの場となるようにこのゾーンまたは史跡隣接地に便益・管理施設の整備を行う。

（２）史跡指定地周辺エリア

①保存活用ゾーン

史跡隣接地で周知の埋蔵文化財包蔵地である興道寺遺跡・興道寺廃寺として取り扱われており、その一部は追加指定の可能性があるゾーンである。また、『保存活用計画』において「将来的な保護活用の範囲」とし、第７章の「史跡の保存管理」においてＢ地区（史跡指定地外）に定めたゾー

ンである。発掘調査を行い、遺構の解明を進めつつ、検出した遺構の適切な保護を図り、必要に応じて追加指定を目指す。また、環境保存ゾーンで便益・管理施設が整備できない場合は、便益・管理施設の設置などを検討していく。

②周辺環境ゾーン

史跡指定地周辺にある文化施設や美浜町内にある関連文化財等が所在するゾーンである。関連文化財とは興道寺廃寺周辺の関連遺跡や美浜町に所在する指定文化財などの文化財群を指し、その内容は 20～27 ページで概述している。

自動車等で関連文化財等を周遊できる範囲を自動車等周遊ゾーン、自転車で周遊できる範囲をサイクリング周遊ゾーンとし、興道寺廃寺跡と一体的な活用を図るため、ネットワーク動線等の整備を進める。

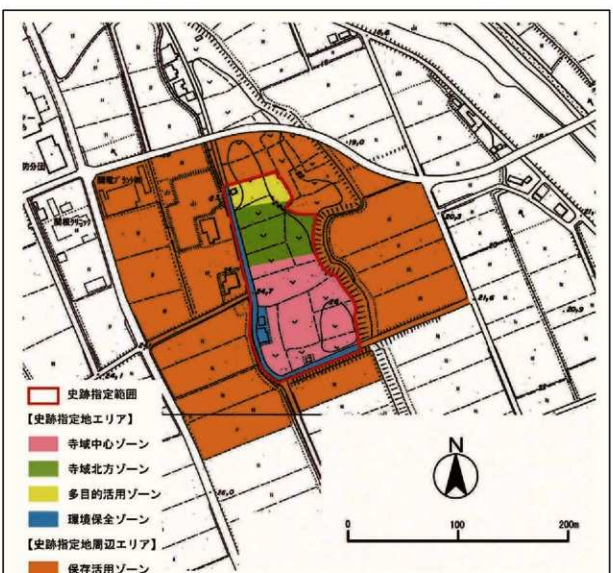

図 37　史跡指定地周辺のゾーニング図

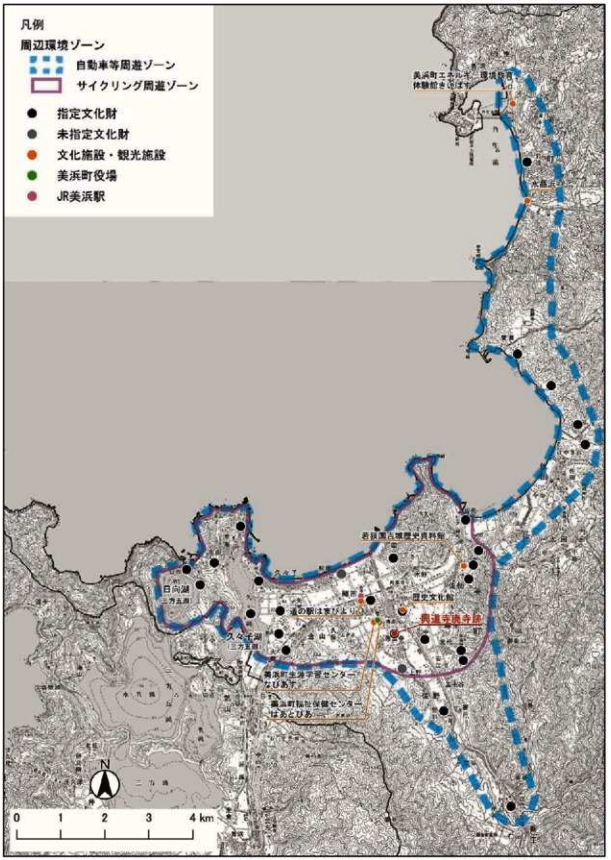

図 38　周辺環境ゾーンのゾーニング図

第２節　各整備の方針

（１）調査・研究の方針

興道寺廃寺ではこれまでの発掘調査で建物基壇の位置、範囲についておおむね明らかとなっているが、回廊や築地、溝などの伽藍域・寺域を画する施設の位置が判明しているのは一部で、その構造は不明な点も多く、幢竿（どうかん）支柱の有無なども判明していない。そのため、それらの情報を得るための発掘調査を実施し、整備基本計画でその成果を踏まえた整備方法を検討するとともに、遺構保護のための盛土計画を検討するものとする。

また、環境保全ゾーンや保存活用ゾーンでは、興道寺廃寺の寺域内と考えられる箇所もあるが、史跡指定後の発掘調査が進んでおらず、遺構が未確認の状態となっている。そのため、これら２つのゾーンの発掘調査も行い、興道寺廃寺の全容を解明していく。なお、保存活用ゾーンにて史跡の本質的価値を有する遺構が確認できた場合は、追加指定を目指していく。

（２）遺構保存の方針

①遺構の現状保存

整備においては、地上および地下遺構の現状保存を前提として適切な保護措置を行う。史跡指定地エリアでは、全体に盛土を行うことで遺構を保護を図り、基本的には遺構保護層を80cm以上確保できるようにする。興道寺廃寺跡における既往の発掘調査で遺構検出面の標高がある程度判明しているが、今後の発掘調査を踏まえて整備基本計画策定時に盛土計画を検討する。

また、史跡指定地周辺エリアの保存活用ゾーンでは、周知の埋蔵文化財包蔵地ともなっており、興道寺廃寺跡に関連する遺構、遺物が確認される可能性もあることから、今後、浮上する開発事業に際しては遺跡の現状保存について関係者、関係機関に対して理解、協力を求めるとともに、長期的な遺跡の保存がなされるよう土地所有者や関係者と調整を行い、理解、協力が得られるようにする。

②雨水排水整備

史跡指定地エリアの造成面の表流排水は、適切な排水勾配を確保して行い、流末は各ゾーンの境界および史跡指定地南縁と西縁の町道川西１号線の内側とする。各ゾーンの排水を集水し、公共下水道に排水をしていくことを検討する。また、遺構表示した東西溝等にも排水施設の一環としての機能性をもたせる。

③公有化に向けての取り組み

史跡指定地は農業振興地域であるため、公有化には農業振興地域の除外申請が必要である。しかし、農用地利用計画の変更には制約が多く、その協議と手続きの長期化が見込まれる。そのため、公有化に向けて、土地所有者の同意や関係機関、関係者の理解と協力が得られるよう、引き続き継続的な協議・調整を図っていく。

（３）初期整備と整備基本計画等の策定に対する方針

公有化率が７、８割程度に達するなど、条件が整った段階で速やかに整備基本計画等の策定を行うものとする。

また、公有化の長期化が見込まれるため、公有化に向けて関係機関と協議、調整を図っている間は、土地所有者等の協力を得ながら

写真44　仮設パンフレット入れ
（徳島県藍住町・勝瑞城館跡）

初期整備として史跡の一部において仮設の遺構表示を行っていく。その表示方法については、史跡の一部において仮設の簡易的な説明板や案内板、屋外パンフレットボックスを設置するなどとし、地域住民や愛好者などの参加が可能なものは周知・促進を図るとともに、学校教育の一環として子供を対象とした整備体験学習の機会の促進に努める。

（4）復旧（修復）の方針

保存活用ゾーンにある史跡指定地東側の段丘崖の法面は、興道寺廃寺跡の立地を特徴づける自然地形の一部であるため、災害等で土砂崩れなどが発生した場合、来訪者の安全確保および史跡保全の観点から必要に応じた復旧が図られるよう関係者、関係機関と協議が必要である。

復旧、修復のための具体的な工法として盛土整形をした後、法面保護工を行うことが想定されるが、法面保護は周辺の歴史的景観に配慮し、種子散布や植生マット、植生シートといった植生工を採用することが望ましい。

（5）遺構表現に関わる方針

遺構の表現については、遺構の保護を前提として、発掘調査などの成果を適切に反映させたものとする。史跡の本質的価値を理解でき、史跡としての景観に調和した遺構表現を行うとともに、周辺から史跡を見た際に興道寺廃寺跡の寺域や伽藍配置などが認識できるよう整備を行う。

遺構表現の対象時期は、遺構の遺存状況のよい８世紀後半の再建期とする。ただし、史跡の本質的価値でもある寺院の変遷過程を表現するため、６～７世紀中葉の寺院建立前や７世紀後葉の創建期の遺構も可能な限り遺構表現していく。その際は、来訪者に理解しやすいよう寺域建立前や創建期、再建期と時期ごとに表現色や使用素材を分けて使用することを検討する。また、解説板等やAR・VRなどのICTの導入などで、寺院の時期や伽藍の変遷やについて説明することも検討する。

再建期の建物基壇は盛土や石積み等により立体表示を行い、掘立柱建物跡は柱跡の立体表示を行う。また、寺域については所在が推定される箇所も含めて樹木を列植することで表現する。ただし、遺構が確認できていない箇所が分かるように解説板などを用いて説明する。

寺域建立前や創建期の遺構は、基本的に平面表示を行う。金堂および中門の基壇は見える範囲のみ平面表示を行う。寺域建立前の掘立柱建物跡および竪穴建物跡は、建物跡の範囲を平面表示する。創建期の掘立柱建物跡は建物跡を平面表示し、柱跡も平面表示する。竪穴建物跡は建物跡を平面表示し、南東の溝跡や寺域北限を示す溝跡は平面表示する。

なお、今回の遺構表現対象は、発掘調査で明確に建物規模等が分かっている遺構である。その他の遺構については、今後の発掘調査等で明確に建物規模・構造などが判明すれば、将来的には整備基本計画策定段階に遺構表現の内容、方法について検討する。

【遺構表示の事例】

写真 45　基壇の立体表示（外装に石積み）
（三重県名張市・夏見廃寺跡）

写真 46　基壇の立体表示（外装なし）
（奈良県香芝市・尼寺廃寺跡）

写真 47　建物跡の立体表示
（岐阜県関市・弥勒寺東遺跡）

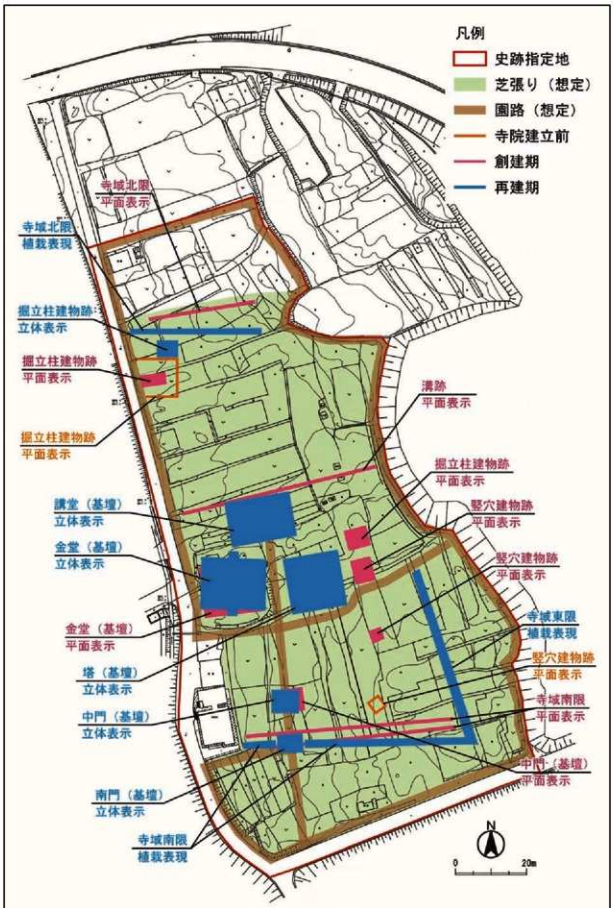

図 39　遺構表現箇所プロット図

写真 48・49　建物跡の平面表示（左：建物規模の平面表示　右：柱跡の平面表示）
（神奈川県海老名市・相模国分寺跡）

写真 50　時期の違う遺構を立体表示
（三重県四日市市・久留倍官衙遺跡）

写真 51　時期の違う遺構を平面表示
（北海道上ノ国町・上之国館跡（勝山館跡））

写真 52　時期の違う遺構を立体と平面で表示
（石川県野々市市・末松廃寺跡）

写真 53　時期の違う遺構を平面表示
（三重県鈴鹿市・伊勢国分寺）

写真 54　寺域を示す築地塀を植栽で表現
（奈良県奈良市・平城宮跡）

写真 55　溝の平面表示
（栃木県下野市・下野薬師寺跡）

（6）景観整備に関わる方針

写真 56　興道寺廃寺跡の茶の木

史跡指定地周辺エリアの保存活用ゾーンやその周辺は、『美浜町景観計画』の「里の景」に位置付けられており、田園風景と歴史的風景の景観的な調和を図っていく。指定地内は基本的に芝生などの地被植物を植栽することで緑化を図る。

指定地内の樹木については、景観を阻害するような繁茂している木竹を適宜剪定、伐採、除去し、樹木根系の遺構面への影響を排除するとともに、良好な史跡景観となるよう整備する。

茶の木（チャノキ）は、当地における古代寺院廃絶後の土地利用のあり方を示すものの一つであるため、多目的活用ゾーンに植生するものについては現況のまま活用していくことを検討する。

茶の木を活用する場合、茶の木は深根性植物であることから移植が難しいため、多目的活用ゾーンにおいて保存と管理を行い、その他のゾーンの茶の木については、整備に伴い伐採していく。

なお、茶の木の管理には、水やりや剪定、肥料やり、病気・害虫の有無の確認などを行う必要があるため、地域住民と協力し、維持管理を行っていく。

多目的活用ゾーンの北側の史跡境界付近では史跡内からの若狭湾への眺望を妨げない程度で史跡指定境界を示す低木の植栽を行うとともに、修景や緑陰の確保、憩いの場や集いの場を来訪者

へ提供するための植栽を検討する。指定地内への植栽は地下遺構への影響がなく、史跡の活用や良好な史跡景観の形成に配慮したものとし、樹種や植栽箇所の盛土厚などについては『福井県緑化マニュアル』なども参考にしながら、整備基本計画策定時に具体的に検討し、選定する。

（7）案内・解説に関わる展示の方針

①史跡指定地内での案内・解説

史跡指定地南端の南門跡付近を史跡のエントランスに設定し、史跡指定標柱を設置する。

写真 57　既存の総合案内板

史跡の案内・総合解説板については、デザインを統一し、来訪者の学習に供することができるよう記載内容やレイアウトを検討し、整備内容や最新の発掘調査成果、伽藍変遷を図示したものなどが反映されたものを南門跡付近に設置する。同様の案内・総合解説板は、史跡北側からの来訪者のアクセスに考慮し、多目的活用ゾーンにも設置する。

また、現地で伽藍配置全体を俯瞰して見ることができるよう、史跡のエントランスの案内・総合解説板の近くに地形・伽藍模型を設置し、AR・VRなどICTを活用して見せるためのQRコードを案内・総合解説板に掲載することも検討する。なお、地形・伽藍模型は壊されにくい素材で作成し、図23（36ページ）で示した復元イラスト図などを参考に伽藍内の建物などを復元して置くことを検討する。

史跡の主要遺構の表示に際しては、遺構表現した寺院建立前、寺院の創建期および再建期の遺構の周辺に名称板、解説板などを設置し、来訪者が遺構について理解できるようにする。

さらに、屋外パンフレットボックスなどを新たに設置し、興道寺廃寺跡のパンフレットや、関連する資料等が入手できるようにする。なお、案内・解説施設には、訪日外国人も史跡を理解できるよう、多言語対応し、遺構に影響のないよう置き型のものにする。

②史跡指定地内の動線・園路と誘導板

史跡内を安全かつ寺院の伽藍配置をわかりやすく移動できる動線を形成し、園路としての整備や各遺構へと繋ぐ誘導板を適所に設置する。動線は次のとおりに設定をする。

（ア）寺域中心エリア周遊ルート

興道寺廃寺跡の伽藍内を周遊するルートである。周辺の景観に溶け込む興道寺廃寺の中心伽藍を想像しながら史跡を散策することができる。各遺構の周囲に名称板や解説板を設置する。ルートは次のとおり設定する。

・エントランス→南門→中門→金堂→講堂→塔→エントランス

（イ）興道寺廃寺跡周遊ルート

興道寺廃寺跡の周囲の景観や周囲から伽藍配置を見学することができるルートである。周辺から見て興道寺廃寺がいかに威容を誇るように建立されていたかを体感しながら史跡を散策することができる。周囲の景観を見るための眺望板や、来訪者が周囲から伽藍配置を見た際に各建物の位置を理解しやすいよう解説板などを設置する。ルートは次のとおり設定する。

・エントランス（史跡指定地の南縁付近）→史跡指定地の東縁・西縁→（伽藍の中心部）
→史跡指定地の北縁→（エントランス）

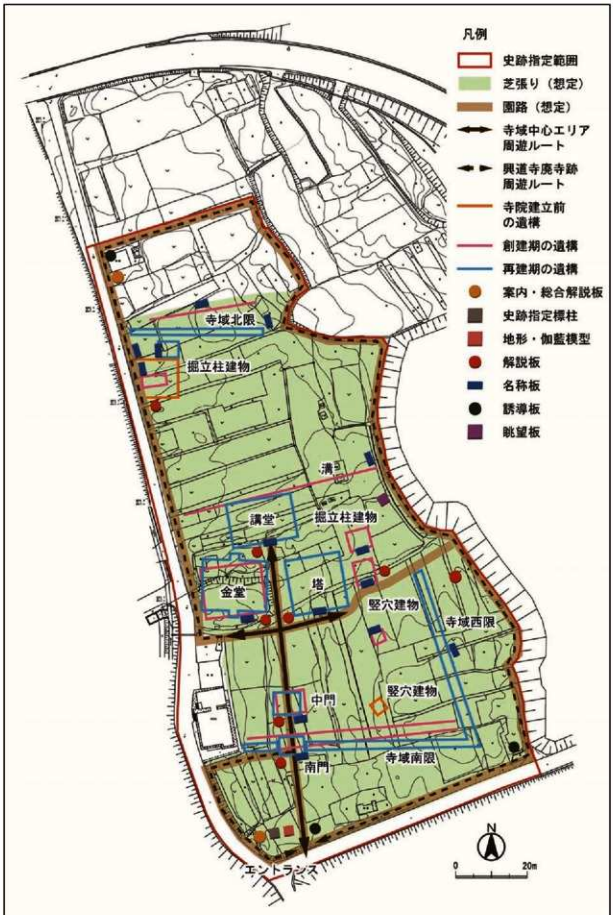

図 40　動線および案内・解説板などの設置想定図

なお、公有化に向けて関係機関と協議、調整を図っている間は、仮設の簡易的な説明板や案内板、屋外パンフレットボックスを設置する。また、電柱などの既存の構造物に史跡を紹介するものを設置して史跡を周知・活用を図ることも検討する。

【案内・解説板の事例】

写真 58　史跡指定標柱
（岐阜県恵那市・正家廃寺跡）

写真 59　総合案内板
（三重県四日市市・久留倍官衙遺跡）

写真 60　総合案内板（時期変遷掲載）
（宮城県多賀城市・多賀城跡政庁跡）

写真 61　置き型の遺構解説板
（福島県磐梯町・慧日寺跡）

写真 62　遺構名称板
（岐阜県関市・弥勒寺東遺跡）

写真 63　総合案内板に付けられた
パンフレット入れ
（岐阜県可児市・美濃金山城跡）

写真 64　眺望板
（岐阜県中津川市・苗木城跡）

写真 65　AR を活用した遺構解説
（福井県福井市・一乗谷朝倉氏遺跡）

写真 66　地形模型
（宮城県多賀城市・多賀城跡南門跡）

【史跡および関連文化財への案内板・誘導板の事例】

写真 67　史跡および関連文化財等への周遊ルートを記載した総合案内板
（愛知県常滑市・日本遺産「きっと恋する六古窯－日本生まれ日本育ちのやきもの産地－」）

写真 68　史跡および関連文化財等で統一したデザインを用いた誘導板
（愛知県常滑市・日本遺産「きっと恋する六古窯－日本生まれ日本育ちのやきもの産地－」）

写真 69　歴史的景観に調和した誘導板
（岐阜県郡上市・郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区）

③史跡および関連文化財等（20～27ページ参照）への案内・解説

史跡指定地南端の南門跡付近のエントランスから史跡を見学できるよう史跡までの動線の各所に誘導板を設ける。

また、来訪者が周辺の遺跡や施設などを訪れることができるよう、美浜町歴史文化館、JR美浜駅、若狭美浜観光協会などで散策マップ配布などによる案内・情報を提供するとともに、史跡周辺には周辺の遺跡や施設までの距離や道順等を示した誘導板などの設置を行う。

さらに、指定地外においても興道寺廃寺跡と町内の歴史文化を結ぶ周遊ルートに基づく誘導サインの設置や、統一したデザインの各遺跡の解説・総合案内板等の設置を行い、町外からの来訪者も美浜町の歴史文化に親しむことができるような取り組みを図る。

④美浜町歴史文化館の活用

美浜町歴史文化館を史跡のガイダンス施設として位置付け、これまでの発掘調査で確認された遺構や出土品などを紹介する。また、耳別氏の特色を表す古墳時代から奈良時代にかけての各時代の歴史をわかりやすい展示で伝え、郷土の歴史への関心を高める工夫を行う。さらに、美浜町内の文化財に関する情報発信の拠点や、体験学習・イベント活動などを行う場としての再整備を行う。

将来的には美浜町歴史文化館がガイダンス施設として機能するよう、古代仏教寺院や美浜町の古代史を特徴づけるようなデザイン性を備えた建物外観となるように改修を行うことや駐車場・駐輪場の確保などを行うことを検討する。

（8）便益・管理施設に関わる方針

学校見学や遠足、愛好者など興道寺廃寺跡への来訪者がゆっくりと見学できるよう、ベンチや四阿（あずまや）、トイレなどの休憩施設や便益施設の設置をする。

ベンチについては、史跡指定地内に設置した動線に沿って設置し、遺構保護のため基礎を必要としない置き型のものにする。

四阿については、史跡指定地東縁の寺域北方ゾーンの園路付近、多目的活用ゾーンに２棟設置することを検討する。トイレについては、多目的活用ゾーンの四阿に併設して設置することや、史跡隣接地に設けることを検討する。

これらの施設は適正な収容規模が確保できるよう検討するとともに、デザインは、歴史的景観に配慮したものとし、高齢者や身体障がい者も史跡へ安心して訪れることができ、空間を快適に利用できるよう、バリアフリーにも配慮したものとする。

また、現在、指定地およびその周辺には駐車スペースがないことから、史跡隣接地に来訪者用の駐車場や駐輪場を設けるなど、史跡指定地と一体的な整備を検討する。なお、駐車スペースは当面、徒歩圏内の美浜町保健福祉センター「はあとぴあ」、美浜町生涯学習センター「なぴあす」、美浜町役場などの公共施設の駐車場を活用する。

さらに、史跡見学や町内散策の利便が図られるよう、美浜町歴史文化館でのレンタサイクルの設置や各遺跡でのレンタサイクルの駐輪場所の確保などを検討する。

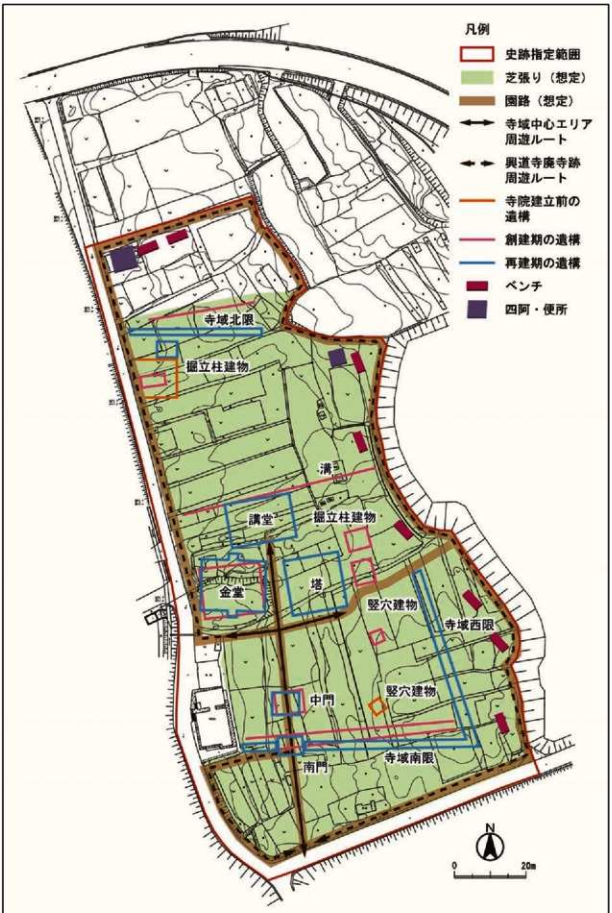

図 41　便益施設などの設置想定図

【休憩施設・便益施設の事例】

写真 70　置き型のベンチ（擬木）
（岐阜県関市・弥勒寺東遺跡）

写真 71　置き型のベンチ（石製）
（愛媛県松山市・松山城跡）

写真 72　四阿①
（岐阜県大垣市・昼飯大塚古墳）

写真 73　四阿②
（広島県三原市・三原城跡）

写真 74　トイレが併設する四阿
（長野県塩尻市・平出遺跡）

写真 75　歴史的景観に配慮したトイレ
（静岡県浜松市・渭伊神社境内遺跡）

第３節　活用、管理・運営の方針

（１）公開・活用に関わる方針

①史跡の周知と情報発信

「広報みはま」や「美浜町行政ホームページ」などの町の情報発信ツールをはじめ、Facebookやインスタグラム、Twitterなどに代表されるSNSなど、さまざまな広報手段を活用し、史跡の価値や特徴を町内外へわかりやすく情報発信する。

また、今日の新型コロナウィルス感染症拡大などに伴う情報社会に対応する必要性から、スマートフォン等のアプリケーションソフトや、AR・VRなどのICTを導入し、興道寺廃寺跡の本質的価値である寺院の歴史や伽藍の変遷を表現することや、興道寺廃寺跡全景を鳥瞰して見ることなど、老若男女、幅広い世代に史跡の本質的価値を伝える有効な補助ツールとして積極的に活用していく。なお、情報発信は訪日外国人への利便が図れるよう、多言語化などのインバウンド対策も行っていく。

②学校教育・生涯学習での活用

史跡周辺の保育園や小学校と連携し、園外活動・校外学習の一環として野外授業や散策コースとして史跡の活用を図る。また、社会科の授業で美浜町の歴史や奈良時代の歴史文化を学習する場として、興道寺廃寺跡の現地見学会や美浜町歴史文化館の活用、学芸員による学校への出前授業などを行うことにより、史跡や出土品を活用した学習支援を行う。さらに、学校の教職員を対象として、学校教育の場で興道寺廃寺跡を教材として活用できるよう、研修会の開催を推進する。

県内および近隣府県に所在する大学との連携を図り、史跡に関する講義やフィールド調査、ゼミ・サークルなどの研究活動など、さまざまな活用の提案があった際に支援を行う。また、学生だけではなく、社会人を対象としたフォーラム、シンポジウムや歴史講座などを大学や研究機関と共同で企画し、地域講座などとして開催するなど、最新の研究発表につながるように働きかけ

る。

地域住民を対象として、美浜町歴史文化館や図書館などの社会教育施設、美浜町生涯学習センター「なびあす」などの文化施設、若狭美浜観光協会などの観光施設と連携した講座やイベントの開催などを行い、史跡に触れ、親しみ、理解を深めるための学習の場を提供していく。

③地域住民による活用

地域住民を始めとしたボランティア団体の育成、史跡案内、散策ガイドマップの作成などを行い、史跡の周辺を活動の場とした取り組みを協働で行っていく。また、興道寺廃寺廃絶以降の土地利用のあり方を示す茶の木については、多目的活用ゾーンや史跡指定地周辺で活用していくことを検討し、来訪者に興道寺廃寺と地域とのかかわりを伝えられるようにしていく。

さらに、地域住民や周辺の事業所、公共施設などに働きかけ、地域住民による文化活動の場、興道寺廃寺跡の立地を特徴づける自然地形の一部である河岸段丘や興道寺廃寺跡の所在する地域と水の親近性を示す西側の用水などを利用した自然に触れあう場としての利用や、園路を活用してジョギング、ウォーキングを行うなどの健康づくりの場、ピクニックのような憩いの場や集いの場としての日常的な活用を図れるような整備を行い、史跡理解への機会創出に貢献できるようにする。

④調査・研究の継続と成果の活用

これまで実施してきた「美浜町歴史フォーラム」や「みはま土曜歴文講座」などを今後も継続的に実施することで、史跡の本質的価値をわかりやすく情報発信することに努める。また、これらのフォーラムや講座における新進の研究者の講演報告、討論などを通じて、史跡をめぐる最新の研究成果を蓄積し、史跡や耳別氏を核とした地域の歴史のストーリー作りを進める。

（2）関連文化財等との有機的な整備活用に関わる方針

①史跡を核とした文化財等のネットワーク化・ストーリー化

興道寺廃寺跡に関連する文化財として、獅子塚古墳、興道寺古墳群、興道寺窯跡、松原遺跡、彌美神社などがある。また美浜町内には国吉城址などの文化財や、三方五湖、水晶浜などの自然景観も分布する。これらの資産を関連させ、美浜町の歴史や文化、自然を物語るストーリーを作り出し、その歴史、文化、自然、それぞれの特徴ある景観に触れながら、地域資産のわかりやすいネットワーク化を図り、まちづくりなどへの活用を進める。

具体的には、巡りやすさを考慮しつつ、自動車、レンタサイクル、徒歩といった移動手段を想定しながら、興道寺廃寺跡を核とした文化財や自然景観の周遊ルート設定し、来訪者が地域の歴史や自然を感じ景観を楽しむことができるよう、周遊ルートごとにテーマを設定し、テーマに対応したストーリーを作成する。

なお、周遊ルートは図 42 のとおりに設定する。

地域住民や来訪者が安全で快適に周遊を行える環境づくりも必要である。各周遊ルートに沿った誘導サインの設置や周遊パンフレットの作成を行い、地域住民や来訪者が自動車、レンタサイクル、徒歩、それぞれの方法でスムーズに史跡と周辺遺跡を周遊できるように整備することを目指す。

また、見学者が理解しやすいように史跡や周辺遺跡の概要や特徴を伝える案内板や解説板の設置を検討する。

（1）耳別氏のふるさとに出会う旅（約9.3km）
・ＪＲ美浜駅→美浜町歴史文化館→彌美神社→興道寺廃寺跡→興道寺古墳群→興道寺窯跡→獅子塚古墳→松原遺跡→ＪＲ美浜駅
（2）みはまの歴史を訪れる（約7.0km）
・ＪＲ美浜駅→若狭国吉城歴史資料館→国吉城址→美浜町歴史文化館→興道寺廃寺跡→獅子塚古墳→ＪＲ美浜駅
（3）みはまの自然と歴史を感じる（約32.9km）
・ＪＲ美浜駅→国名勝・三方五湖→興道寺廃寺跡→美浜町歴史文化館→佐田古墳群→水晶浜→ＪＲ敦賀駅
（4）文化遺産カードの地をめぐる（約28.3km）
・ＪＲ美浜駅→松原遺跡→獅子塚古墳→興道寺廃寺跡→新庄・松屋の道標→宮代の六体地蔵石仏→彌美神社→青蓮寺の大銀杏→国吉城址→若狭国吉城歴史資料館→美浜歴史文化館→若狭美浜観光協会→ＪＲ美浜駅
（5）耳川流域を治めた地方豪族ゆかりの地をめぐる（約11.1km）
・ＪＲ美浜駅→松原遺跡→獅子塚古墳→藤ノ木遺跡→興道寺古墳群→興道寺廃寺跡→興道寺窯跡→彌美神社→美浜町歴史文化館→ＪＲ美浜駅

図42　周遊ルートの例

さらに、史跡や周辺遺跡付近に駐車や駐輪できる場所の確保や、道の駅「はまびより」や興道寺廃寺跡などでの休憩場所の確保などを行い、来訪者が安全で快適に周遊できるよう整備を行うことも検討する。

②広域連携と観光

史跡として古代寺院が所在する他の自治体との連携を深め、各地のサミットや研修会などに参加することで情報発信を行うなど、広域での連携、ネットワーク化に努める。また、他の史跡において保存や活用に取り組む人々と交流を図り、多様な取り組み事例の情報交換等を行うことで、興道寺廃寺跡の幅広い活用へとつなげていく。

美浜町内の歴史文化や自然景観などの観光資源を有機的に結び付け、活用の相乗効果を図る。また、町内外からさまざまな人々が訪れ、誰もが楽しく史跡巡りができるよう、美浜町生涯学習センター「なびあす」や美浜町保健福祉センター「はあとぴあ」、国道27号線に沿って将来的に整備される道の駅「はまびより」等を情報発信および観光拠点として活用できるよう、関連部局や機関と連携していく。

（3）管理・運営に関わる方針

①整備活用体制の充実化

美浜町は史跡の管理団体であり、文化財保護法第 119 条第１項に基づき、史跡などの管理、復旧、施設の設置、届出などを行う。整備事業の進捗に伴い、維持管理として史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検などの業務が発生するが、特に指定地の公有化が長期間におよぶことが想定されるため、指定地が長く放置されることのないよう維持管理に努める必要がある。このため、美浜町教育委員会は史跡の調査研究、保存管理、公有化、史跡整

備、活用等の諸業務を適切に遂行できるよう、今後、職員の適切な配置など体制の充実を図る。

今後の整備活用にあたって、美浜町文化財保護委員会の他、史跡の調査と保存活用整備に関わる委員会を設置し、有識者や地域住民代表等の意見・指導を得ながら、『保存活用計画』および『整備基本構想』を遂行する体制をとる。また、将来的には興道寺廃寺跡の整備基本計画を策定し、有識者や地域住民代表等の意見・指導を得ながら、整備を進めていく。

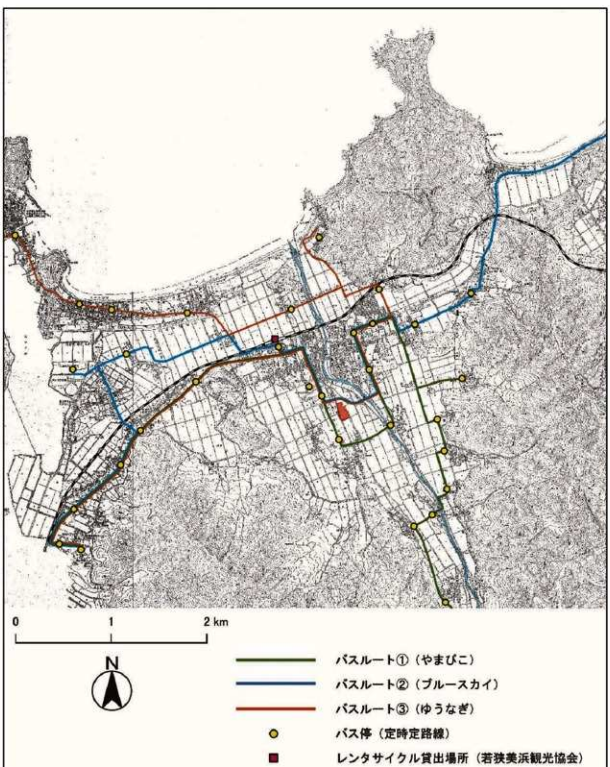

図 43　コミュニティバスのルート・レンタサイクルの貸出地点

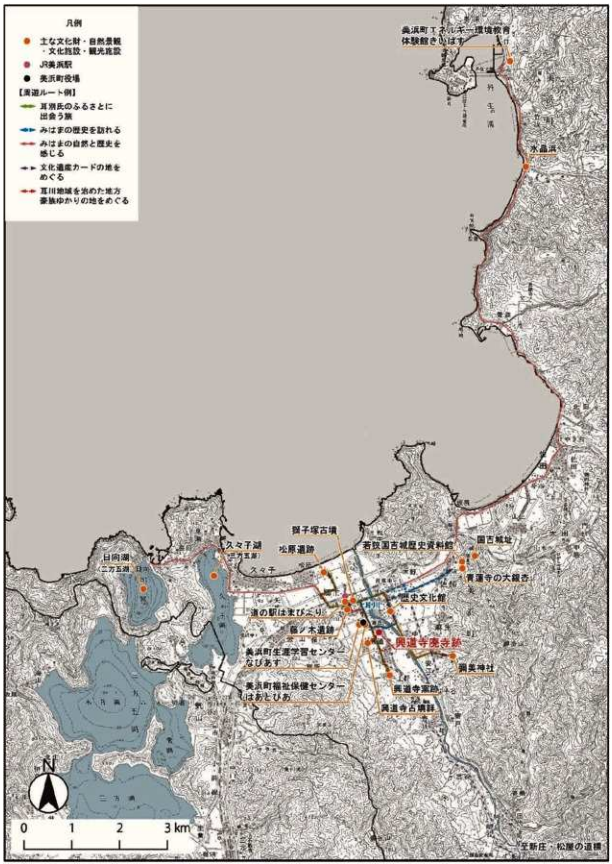

図 44　史跡を核とした文化財等の周遊ルート図

②関係行政機関等との連携体制の強化

文化庁や福井県教育委員会などの関係機関との連携を強化し、史跡の保存管理、活用、整備、調査研究の進め方について適宜、指導を受ける。

③庁内の関係各課との連携体制の強化

史跡の保存管理、活用、整備について全庁的な取り組みが進められるよう、町のまちづくり推進課、土木建築課、産業振興課、観光戦略課などの関係各課と情報共有し、関連事業の計画の策定と実施、開発事業との調整、関係法令の遵守等について、連携・協力体制を構築する。

④地域との連携・協働による管理運営

史跡の保存管理、活用、整備は、行政と地域住民が協力して行えるよう、専門機関を設置していく。具体的には、教育委員会とその他庁内の関係各課、学校関係者、地域住民で構成した地域団体などにより構成する興道寺廃寺跡保存活用連絡調整会議（仮称）を組織して実施する。なお、史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への『整備基本構想』内容の周知や関係者との協議を通じて、『整備基本構想』の内容の遂行について理解と協力を求め、各種開発行為は遺構の保存や良好な景観の保全に支障のない範囲に留まるよう、適切な措置を講じる。

周辺の農地と密接に関わる史跡指定地内の日常的な維持管理の事業の一部は、地域住民やボランティアとの連携や、民間業者などへ委託する。

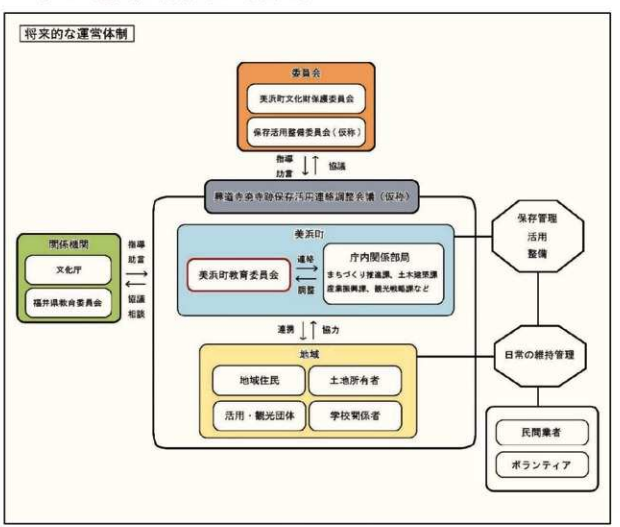

図 45　運営体制模式図

第５章　事業化に向けた課題の整理と整備スケジュール

第１節　事業化に向けた課題の整理

（1）公有化に係る関連法規制への対応

指定地は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域に指定されており、原則として農地転用は認められていないため、農用地利用計画の変更（農業振興地域の除外）を行う必要がある。農用地利用計画の変更には制約が多く、その協議と手続きの長期化が見込まれるため、公有化に向けて福井県中山間農業・畜産課、美浜町産業振興課等の関係機関と協議・調整を継続的に行っていく。土地所有者や関係機関、関係者との協議・調整の中で、やむを得ない場合は土地収用法に基づく事業認定を受け、土地収用制度を利用することも検討する。

なお、『保存活用計画』の資料編にて、農地転用に必要な手続きがまとめられているが、関係機関との協議、指導を踏まえて実務を進めるものとする。

（2）公有化の計画的推進

史跡の公有化については、今後、土地所有者や関係機関、関係者と協議を図り、進めていく必要がある。その間、指定地内が長期にわたり放置されることのないように、地域住民や関係機関と協力して維持管理等に努めていく必要がある。

（3）発掘調査と追加指定の推進

史跡指定地外の保存整備ゾーンにおいて計画的な発掘調査を行い、今後、史跡の本質的価値を有する遺構が確認された場合は追加指定を目指すものとする。

（4）具体的な整備手法の検討

『整備基本構想』を推進するための具体的な整備内容については、文化庁や福井県教育委員会からの指導、助言を受けながら、定期的に興道寺廃寺跡の整備に関わる委員会や庁内会議を開催し、承認を得て進めていく必要がある。ある程度公有化が進んだ後は、整備基本計画を策定し、その後基本設計と実施設計を行うこととする。

（5）地域住民との連携

整備事業を進めるためには、地域住民や土地所有者への理解と協力は不可欠なため、紙媒体やホームページ、SNS などの広報手段を用いて興道寺廃寺跡の価値や魅力を積極的に発信していく必要がある。

また、公有化後に整備を行うまでの期間が長くなるため、史跡の保存のための維持管理を地域住民やボランティアと連携して行っていく必要がある。

第２節　整備スケジュール

興道寺廃寺跡は、現在、指定地の約 89%が民有地である。このため、土地所有者や関係機関、関係者の理解と協力を得ながら、指定地の公有化を計画的に進めていく必要がある。

基本構想の内容を具体化するための整備については、今後策定する整備基本計画や基本設計、実施設計の中で検討を行っていく。そのため、まずは公有化に向けた協議、調整を行っていき、

公有化後の整備に向けてのスケジュールは第4章の内容に従って事業を進めていく。なお、公有化に向けた協議、調整の進捗状況によって、今後のスケジュールの変更を随時行っていくこととする。

（1）短期事業（2020～2024年度）

2020年度に『整備基本構想』を策定以後、2021年度以降は農業振興地域の除外と公有化を優先して行う。その間、仮設の遺構表示や案内・解説板の設置、管理・運営体制の強化を行っていく。また、調査・研究を継続的に行い、発掘調査で寺域を構成する遺構や、寺院に関する極めて重要な遺構、遺物が良好な状態で確認された場合、追加指定を目指していく。

さらに、史跡の公開・活用や関連文化財等（20～27ページ参照）との連携については、運用に向けて準備を進めていく。なお、管理・運営体制については、早期に強化を行い、整備に向けて連携できるようにする。

（2）中期事業（2025～2029年度）

中期事業では、公有化した史跡指定地内の遺構保護に関わる整備を行っていく。樹木剪定や伐採、茶の木の一部保存や管理などの景観に関わる整備を行っていくとともに、史跡の公開・活用や関連文化財等（20～27ページ参照）との連携については、短期事業で進めた準備をもとに継続的に活動を進められるようにしていく。

表13　施策の実施計画　　凡例　仮整備　本整備

項目	短期					中期					長期
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～
整備基本構想策定	本										
整備基本計画策定											本
調査・研究	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
遺構保存						本	本	本	本	本	本
農振地域計画除外		本	本	本							
公有化			本	本	本	本	本	本	本	本	
復旧（修復）											本
整備基本設計・実施設計											本
整備　遺構表現			仮	仮							本
整備　景観整備						本	本	本	本	本	
整備　案内・解説展示			仮	仮							本
整備　便益・管理施設											本
公開・活用			本	本	本	本	本	本	本	本	本
関連文化財等との有機的な整備活用			本	本	本	本	本	本	本	本	本
管理・運営			本	本	本	本	本	本	本	本	

（3）長期事業（2030 年度～）

整備基本計画を策定し、『整備基本構想』を踏まえた興道寺廃寺跡の具体的な整備内容を決定し、基本設計、実施設計を経て整備工事を行っていく。具体的に、雨水排水対策、遺構表現、案内・解説施設、植栽、便益・管理施設、動線の整備を行っていく。また、追加指定を行った場合は、必要に応じて公有化を行っていく。

参考文献一覧

諫早直人・土井悠起「3.文化遺産周遊ルートをつくる－興道寺廃寺跡の活用へ向けて－」『京都府立大学文学部歴史学科フィールド調査集報』第６号　2020　京都府立大学文学部歴史学科

土井悠起「12.徒歩、レンタサイクルでの美浜町の遺跡周遊における課題と改善点」『京都府立大学文学部歴史学科 文化遺産学フィールド実習成果報告書 2019』　2019　京都府立大学文学部歴史学科

美浜町企画課編『美浜町国土利用計画（第二次）』　1999　美浜町

美浜町企画政策課編『美浜町勢要覧統計　統計資料編』　2013　美浜町

美浜町企画政策課編『第五次美浜町総合振興計画』　2016　美浜町

美浜町企画政策課編『美浜創生総合戦略』　2016　美浜町

美浜町住民環境課編『第二次美浜町環境基本計画』　2017　美浜町

美浜町商工観光課編『美浜町観光振興計画』　2014　美浜町

美浜町誌編纂委員会編『わかさ美浜町誌　美浜の歴史』第一巻　ふりかえる美浜　2010　美浜町

美浜町誌編纂委員会編『わかさ美浜町誌　美浜の歴史』第六巻　掘る・使う　2009　美浜町

美浜町土木建築課編『美浜町都市計画マスタープラン』　2011　美浜町

美浜町土木建築課編『美浜町景観計画』　2019　美浜町

美浜町教育委員会『興道寺古墳群　県営中山間地域総合整備事業美方地区に伴う発掘調査報告書』2002

美浜町教育委員会『美浜町教育大綱』　2016

美浜町教育委員会『美浜町教育振興計画』　2016

美浜町教育委員会『興道寺廃寺発掘調査報告書』　2016

美浜町教育委員会『美浜町内遺跡発掘調査報告書』4　2020

美浜町教育委員会『史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書』　2020

福井県教育委員会『福井県文化財保存活用大綱』　2020

文化財の保存・活用に関する専門委員会、美浜町『美し美浜の文化をめざして　再版　文化財の保護・活用に関する専門委員会の提言』　2000

文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備のてびき　―保存と活用のために―』　2005　文化庁

文化庁文化財部記念物課編『平成 26 年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業　史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』　2014　文化庁

文化庁文化財保護部監修『月刊文化財』653 号（平成 30 年２月号）　2018　第一法規株式会社発行

別添図　史跡興道寺廃寺跡整備イメージ図

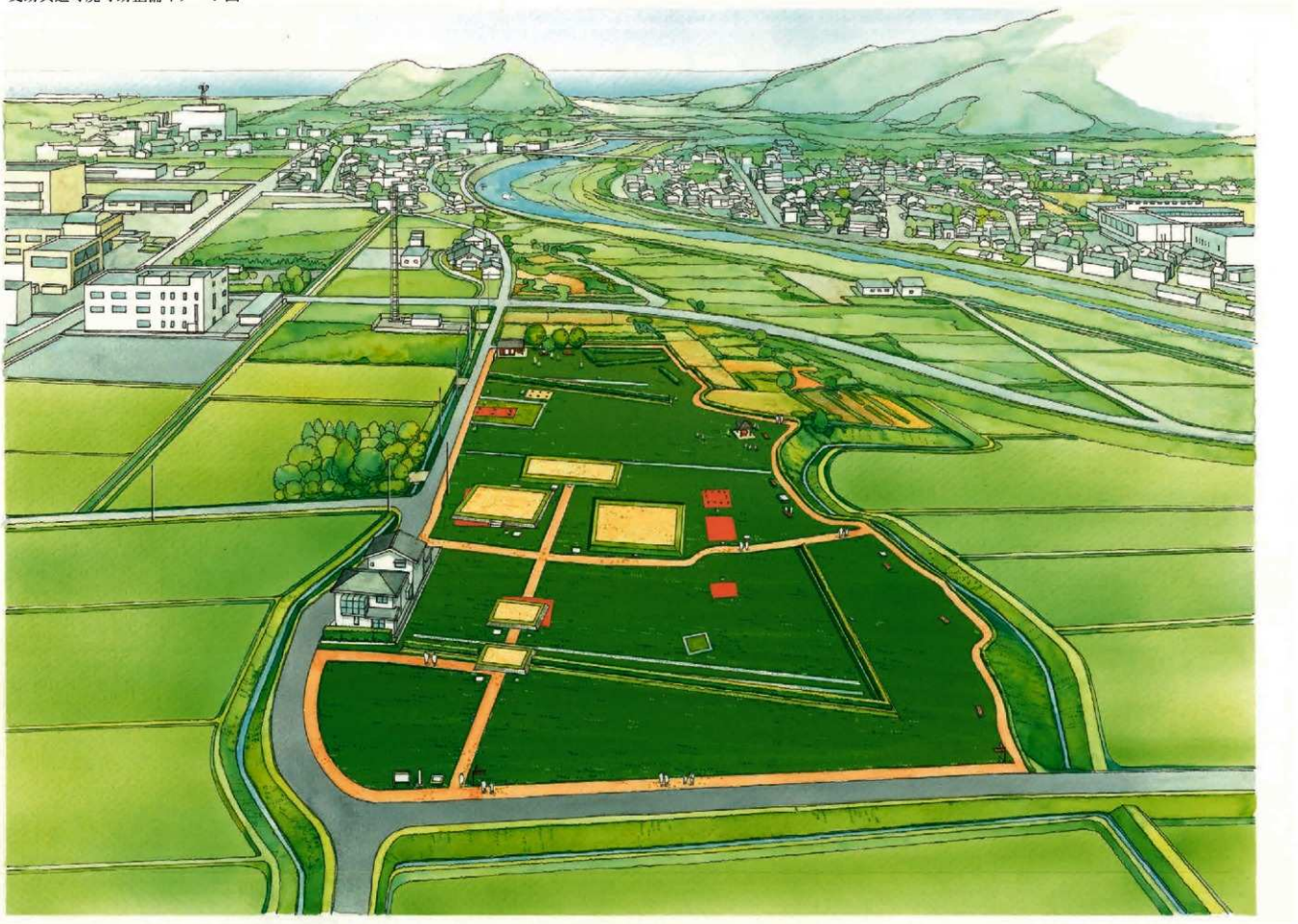

資料編　関係法令

○文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号）
最終改正：平成 31 年 4 月 1 日法律第 42 号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上を資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いものに並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

3　この法律の規定（第百九条、第百十条、百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

（滅失、き損等）

第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（中略）

第七章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2　前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があったとき、

又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
3　第百条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のための必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第一項の規定による指定には、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
3　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（中略）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3　前一項の規定による許可を与えた場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けたものには、同条第四項の規定を準用する。
4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可、その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物の復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

3　前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三　前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2　前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四　第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百二十九条の五　文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百二十九条の六　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第百二十九条の七　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のために他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除去その他の調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物が亡失し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項に規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）
最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

（許可の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十　現状変更等の内容及び実施の方法

十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更等に係る地域の地番

十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五　その他参考となるべき事項

2　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二　出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　現状変更等の設計仕様書及び設計図

二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその

旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条　令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　管理計画を定めた教育委員会

五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八　その他参考となるべき事項

2　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条　令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）

第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」と

いう。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物（係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成12年4月28日　庁保記第226号文化庁次長通知）

1 共通事項

(一)　現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがつて行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合

においては、「市」とは当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがつて行われる場合であつても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二)　次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

①　史跡名勝天然記念物の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合

②　史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③　史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④　地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三)　都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四)　都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たつては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①　当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

②　当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③　重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④　当該現状変更等の実施に当たつては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤　当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥　当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ　個別事項

一　令第五条第四項第一号イ関係

(一)　「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二)　次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①　新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②　増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③　新築、増築、改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三)　新築、増築、改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ト(一)による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(四)　新築、増築又は改築の際に除去を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二　令第五条第四項第一号ロ関係

(一)　新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二)　新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三　令第五条第四項第一号ハ関係

(一)　「工作物」には、次のものを含む。

①　小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②　既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③　小規模な観測・測定機器

④　木道

(二)　「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三)　「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四)　「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五)　道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六)　工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四　令第五条第四項第一号ニ関係

(一)　「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二)　設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三)　標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五　令第五条第四項第一号ホ関係

(一)　「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二)　「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三)　設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六　令第五条第四項第一号へ関係

(一)　除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二)　除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号上による都道府県又は規の教育委員会の許可を要する（法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）

七　令第五条第四項第一号ト関係

(一)　「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)　「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三)　木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

○美浜町文化財保護条例

（昭和五十三年三月三十一日条例第六号
（平成十七年六月二十九日条例第六号　改正））

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、同法及び福井県文化財保護条例（昭和三十四年福井県条例第三十九号。以下「福井県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

第二条　この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(一)　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその物の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

（中略）

(四)　貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

第二章　町指定有形文化財

（指定）

第四条　教育委員会は、町の区域内に存する有形文化財（法及び福井県条例の規定により重要有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、重要なものを美浜町指定有形文化財（以下「町指定有形文化財」という。）に指定することができる。

二　教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

三　教育委員会は、第１項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、美浜町文化財保護委員会に諮問しなければならない。

四　第１項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、第２項に規定する所有者及び占有者に通知して行うものとする。

五　第１項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

六　教育委員会は、第１項の規定による指定をしたときは、第２項に規定する所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第五条　町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、教育委員会は、その指定を解除することができる。

二　前項の規定による指定の解除については、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

三　町指定有形文化財について法及び福井県条例の規定による重要有形文化財の指定があったときは、当該町指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

四　前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

五　町指定有形文化財の所有者は、第２項で準用する前条第４項の規定による町指定有形文化財の指定解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、町指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

○農業振興地域の整備に関する法律

（昭和四十四年法律第五十八号
令和元年五月二十四日公布（令和元年法律第十二号）改正）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

（中略）

（農業振興地域整備計画の変更）

第十三条　都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至ったときも、同様とする。

２　前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の

土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一　当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二　当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三　当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四　当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五　当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

3　都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4　第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）の規定は市町村が行う第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

（中略）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二　農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一　国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

（中略）

三　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

（中略）

八　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

九　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

十　公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

（中略）

2　前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3　市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

（中略）

6　都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7　前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

8　国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

9　第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

10　第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（中略）

（農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等）

第十五条の四　都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行つている者があると認めるときは、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

○農地法

（昭和二十七年法律第二百二十九号
令和元年五月二十四日公布（令和元年法律第十二号）改正）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、

農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

（中略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条　農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

十一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

（中略）

（農地の転用の制限）

第四条　農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二　国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

三　農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

（中略）

六　土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

（中略）

2　前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3　農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4　農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5　前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

6　第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一　次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地

（中略）

二　前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三　申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四　申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

7　第一項の許可は、条件を付けてすることができる。

8　国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

9　都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。

10　第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。

○土地収用法

（昭和二十六年法律第二百十九号
平成二十九年法律第四十五号による改正）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地の収用又は使用）

第二条　公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条　土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

（中略）

二十一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）

（中略）

三十二　国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

（中略）

三十五　前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

（収用し、又は使用することができる土地等の制限）

第四条　この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない。

（中略）

（定義等）

第八条　この法律において「起業者」とは、土地、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前条に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第三条各号の一に規定する事業を行う者をいう。

2　この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。

3　この法律において「関係人」とは、第二条の規定によつて土地を収用し、又は使用する場合においては当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、採石権、賃権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者を、第五条の規定によつて同条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては当該権利に関して賃権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他の権利を有する者を、第六条の規定によつて同条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合においては当該物件に関して所有権以外の権利を有する者を、第七条の規定によつて土石砂れきを収用する場合においては当該土石砂れきの属する土地に関して所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者をいう。ただし、第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

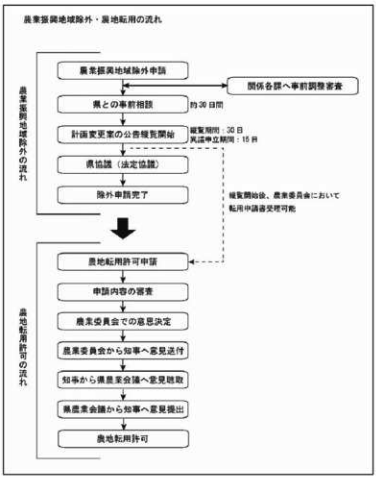
農業振興地域除外・農地転用の流れ
農業振興地域除外の流れ
農業振興地域除外申請
関係各課へ事前調整審査
県との事前相談
約30日間
計画変更案の公告縦覧開始
縦覧期間：30日
異議申立期間：15日
県協議（法定協議）
除外申請完了
縦覧開始後、農業委員会において
転用申請書受理可能
農地転用許可の流れ
農地転用許可申請
申請内容の審査
農業委員会での意思決定
農業委員会から知事へ意見送付
知事から県農業会議へ意見聴取
県農業会議から知事へ意見提出
農地転用許可

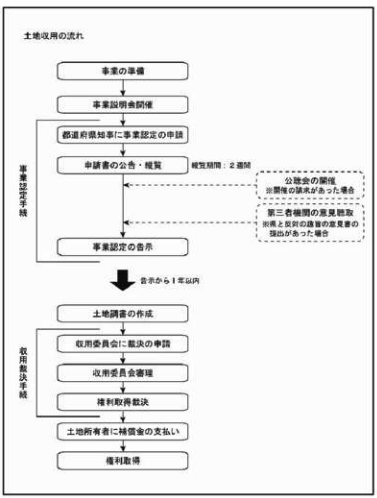
土地収用の流れ
事業認定手続
事業の準備
事業説明会開催
都道府県知事に事業認定の申請
申請書の公告・縦覧
縦覧期間：2週間
公聴会の開催
※開催の請求があった場合
第三者機関の意見聴取
※県と反対の意見書の
提出があった場合
事業認定の告示
告示から1年以内
収用裁決手続
土地調書の作成
収用委員会に裁決の申請
収用委員会審理
権利取得裁決
土地所有者に補償金の支払い
権利取得

『史跡興道寺廃寺跡整備基本構想』

2021年3月19日発行

発　行　　美浜町教育委員会
〒919-1138　福井県三方郡美浜町郷市25-25
印　刷　　若越印刷株式会社 美浜営業所
〒919-1145　福井県三方郡美浜町金山19-7-1

この電子書籍は、2021年3月19日、美浜町教育委員会が発行した『史跡興道寺廃寺跡整備基本構想』を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、美浜町教育委員会、美浜町立図書館にあります。これ以外にも福井県立図書館、福井県教育委員会、福井県内の市町教育委員会や図書館、近隣の都道府県教育委員会や図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにも寄贈・献本しています。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

この電子書籍の底本作成時に他機関等から写真・図表等の提供を受けている場合がありますが、電子書籍を作成し『全国遺跡報告総覧』にアップロードする上で、複製権、公衆送信権にかかる許諾を受けていないものについては、該当部分を削除し、白抜きとしています。これらの写真等の閲覧は底本にて行ってください。

書名：史跡興道寺廃寺跡整備基本構想
発行：美浜町教育委員会
〒919-1138　福井県三方郡美浜町河原市8号8番地（美浜町歴史文化館）
電話：0770-32-0027
電子書籍制作日：令和3年(2021)3月31日